

# 金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

21

1981

金 光 教 教 學 研 究 所



# 金光教 学

—金光教教学研究所紀要—

1981

No.21

管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場

—昭和九・十年事件史考—

……佐藤光俊……1

「人代」——その神の忘却と隠蔽についての素描

—金光大神理解研究ノート—

……福嶋義次……33

金光大神教語記録編纂の歴史過程

—大正二年の「御理解」公刊に至るまでを中心に—

……宮田喜代秀……62

資料論攷

幕末から明治初年にかけての時刻制度について

—大谷村を中心として—

……金光和道……95

---

資料 小野家文書(15)——永世御用記…………… 105

教団史資料目録(7)——教団史資料五…………… 123

昭和55年度研究論文概要…………… 138

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 146

教学研究会記録要旨…………… 150

彙報 —昭和55.1.1~55.12.31— …… 164

(第19・20号正誤表P.177)



# 管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場

——昭和九・十年事件史 考——

佐藤光俊

はじめに

1 国粹新報事件に発端する、所謂「昭和九・十年事件」は、時の管長、金光家邦（明治二一—）及びその側近による大教会所神前奉仕者金光攝胤（明治一三—昭和三八）ほかに對する誹謗を起点として、全教教師、教信徒達による管長擯斥、奉仕者擁立の運動として展開した。国粹新報紙に掲載された誹謗記事提供者の搜索糺問、管長罷免要求の陳情運動、文部省及び岡山県知事の介入、調停等々の一連の動きは、まさしく「事件」の観を呈するものであったと言えよう。しかしながら、他方では、たとえそれが管長の擯斥、神前奉仕者の擁立という指標のもとに展開された事件であったとしても、教祖以来の大教会所神前奉仕、つまり取次を中心とした教団体制を制度の上に確立して行こうとする信念の「運動」であったとの解釈もなされてきている。前者は、賽銭櫃の争い、お家騒動、内紛、不祥事件などの表現で言われる、事態の様相を出来事の一般的性格として捉えたものであり、後者は、事件の渦中においては肅正運動、廓清運動と、また戦後においては、全教的信念運動、本教の自覚運動と表明されてきた当事者によるいわば主体的認識であり、またそ

の歴史解釈であると言えよう。

ことに、後者の立場から今日までに明らかにされた歴史解釈は、次の様な見解を示している。すなわち、本教は結果取次内容として成立する教団であるにも拘らず、その内容について制度上何らの規定もなさず、現実の教団の統理運営は管長権の中に委譲された国家の支配原理においてなされ、実際の教団運営においてはその矛盾が露呈されざるを得ず、信仰の原理と国家の支配原理との矛盾が該事件を必然的に結果したのである。「ですからそこに問題が起るのは当然なのです」と表現している。そして、さらにこの運動の結果、本教信仰の中心である取次の意義を自覚的に制度の上にも明らかにし得たことをもって、これを「昭和九・十年事件の本教的意義であります」と位置づけている。

ところで、右のごとき歴史解釈の当否を、今直ちに問うことはできないが、改めて当時の歴史的事態に眼を移すとき、必ずしも右の解釈には同意し難い局面に出会うことが少なくない。たとえば、国粹新報事件における管長非違の性格やその歴史的誘因に対しての認識は、事態の收拾策や以後の運動のあり方を大きく規定するものであるにも拘らず、管長非違を前提化する余りに、非違を生ませた原因が、管長金光家邦の個人的資質に還元されたり、やがては教制の矛盾に求められるなどして、いきおい制度運用上の失錯などは悉く捨象されてきている。また、管長制度と境界奉仕に現われる国家原理と信仰原理との矛盾、相克の事態が九・十年事件であり、信仰原理実現の努力が昭和十六年における教規改正であったとして、それらは恰も一連の動きであったかの様に追認されるが、事件の当時、本教積弊の浄化、教団の廓清、本教信仰の根本義の確立等々の名の下に回転した運動の実際は、「破邪顕正」、「一教浄化の破邪的運動」などの標語にもみられる徹底した管長排撃の要求運動であり、同時に管長支持者の擯斥でもあったのである。これらの点を考え合せる時、たとえ結果的に国家原理と信仰原理との矛盾、相克だとする解釈も成り立ち得るにせよ、その渦中において問題状況を生きた人々が実際に何を問題とし、何を具体的に追求していたのかは、また自と別の問題でなくてはならないだろう。

こうした意味において、改めて、歴史事実と事態に対する歴史的認識（当時の判断）、そして、結果的な意味としての歴史解釈、この三者の關係の在り方を念頭におきながら、主に歴史事実と事実に対する当事者の判断、認識の内容とを再構成することによって、歴史的動態としての「昭和九・十年事件」史の素描を試みて行きたい。このことは、これまでになされてきた歴史解釈に対する、延いてはそれに基づく今日の教団体制に対する吟味検討の作業ともなればと願うところからである。

なお、ここに言う「昭和九・十年事件」とは、「国粹新報事件」の発覚から有志盟約解散に至る迄の事態であり、従ってまた管長罷免要求運動を軸として転回せしめられた事態を指すものであることを先ず最初におきたい。

### 一、国粹新報事件と小林内局の立場

国粹新報事件における管長側の非違について、時の教監小林鎮（明治一九―昭和二二）は、「此の問題は決して一朝一夕の問題ではなくして、其の由来する所極めて遠く深い。従ってこれを解決する為には其の遠因にまで遡って考えねばならぬ」と述べた。では、小林内局（昭和七・六・二二―同九・一・二二）は、事件の由来する所、遠因についてどの様に捉え、どの様な解決策を導き出したろうか。

昭和九年五月三十日号から八月末日号までの十数回、国粹新報紙上に現わされた神前奉仕者などに対する誹謗事件に對して、同年八月十四日、小林教監は速やかな事態收拾のため専掌會議を召集し協議を重ねた。その協議に基づいて、教監は私人の立場から管長に反省を求めて懇談、進言することとなった。この進言を受け容れた管長との間に成立した事態收拾の具体案が、十月七日付、管長と小林教監との「覚書」である。覚書において定めた事柄は次の四項目である。

一、大教会所広前奉仕は教祖の御神業たれば神聖にして犯すべからざること

一、大教会所会計は道の淨財として金光家総事務所に於て厳正に取扱はしむること  
 一、教監補佐の責任を明にし公正なる教務を行はしむること

管長職印は総て教監に於て保管せしむること

一、金光家々憲を速に定め教門教族一心同体の実を挙げしむること

右の覚書は、国粹新報事件の直接の中心であった山王不二雄（明治二六―昭和五〇）の供述に基づき、事件の意図する所を次の二点と断定した上での、管長への要求事項であった。古川隼人（明治二一―昭和四九）専掌による山王への札問の結果、その目的は、(一)、金光教の現状打破にあり、改革にあり、(二)、大教会所神勤奉仕者を後退せしむること、の二点であったと専掌會議に報告されている。<sup>⑦</sup>

管長が右に要約されるがごとき念願の下に施政を行ったことは、既に、昭和五年一月十日よりの大教会長（管長）の定例日神勤奉仕、同六年一月の「宣示八事項」、さらには、同七年二月、故畑徳三郎（慶応三―昭和七）に対し「大教会所神勤を命ず」との辞令を發したことなどにもみられたところであった。ことに、「宣示八事項」中、第四項では、

大教会所規定は之を設けず。そは大教会所は教祖の神業の行はるゝ神聖なる場所に、規定を設けて之を律するは教祖の遺徳の盡きたる事を意味するものなり。神前奉仕者は、部下一般を通じて、結界に奉仕中は、均しく「金光様」と呼称すべし。

大教会所の副教会長は之を若干名とし、必ずしも従来の如く、金光姓のものに限らず、自分に於て、適当者を選ぶこともあらん。<sup>⑧</sup>

との意向を示している。そこでは、具体的に神前奉仕者の地位を、より実質的には神前奉仕者その人への全教的衆望の帰趨を拡散せしめ、同時にそのことによって管長の威信が絶対化されることが目指されていたのである。こうした動きは、教祖五十年祭（昭和八）奉迎準備を教政課題とした山本豊前内局（昭和四・五・一八―同七・六・二二）の時代に顕著な



ものとなり、大教会所復興造営事業の進行上の問題<sup>⑨</sup>が造営奉行である教監、責任総裁である管長への批判となって顕在化し、この批判に対抗した管長の「宣示八事項」、管長諭旨伝達のことなどが改めての批判を惹起するに及んで、管長が造営部総裁の辞任を通告するところとなり、結局、山本（明治二丁昭和一七）教監の引責問題にまで波及したという経緯がある。これらの歴史的経緯を踏まえるとき、管長施政の基調を次の様に言うことができよう。管長家は、金光本家として、第一世管長以来、教祖直系としての伝統的權威を保持し、教規上の職権からしても、全教の統管主権者としての権力保持とその行使を責務とし、そのことが金光本家に伝承された教祖の遺志に副うものであるとの自覚に立ってきた。この様な立場から、分家である広前家に対しては、どこまでも本家として臨み、その職分である神前奉仕についても、飽くまで本家の手代、代理として位置づけ、本来、本家の職分に属すものであるとの觀念を固持してきたのである。その様な従来からの管長家の動向を念頭におくとき、国粹新報事件とは、「現状打破」、「改革」を目指す管長家側の一連の動きではあったが、それが誣言による誹謗によってなされたものであったという限りでは、従来のもとは著しくその性質を異にし、まさしく非違と呼ばれるべき行為であったことは糊塗することのできない事実であると言わねばならない。

さて、そこで先ずこの事件に対する教政当局の採った措置と、そこにみられる判断の内容、性格について明らかにしておかねばならない。小林教監と管長との間に手交された覚書の第一項は、教祖以来の大教会所神前奉仕の神業を管長といえども犯すべからず、と規定したものであり、国粹新報事件における奉仕者攻撃に対する直接の制裁措置という性格のものである。

第二項は、当時、大教会所への神納金品の整理方法、配分の実際について兎角の風説が伝えられ、「此の物質問題が両家反目の重要素因の一なるは想像に難からず」との判断さえなされ、さらには、両家間には巨額の金銭貸借関係があり、その債務債権の処理についても複雑な事情が生じていたとも言われる<sup>⑩</sup>。その様な風説の真偽については詳知しない

が、教政の立場からするとその様な風説に対処する意味においても、公正な会計制度の基礎確立は重要な課題であった。そして、また、このことが覚書において成文化されねばならなかったことは、小林内局による該事件誘因についての判断、つまり、経済問題の何らかの反映がこの事件の要因であるとする判断の所在を示唆するものでもあろう。<sup>⑩</sup>次に、第三項は、管長世襲制度の下での教監の責務は、管長を補佐し、上下に対して責任を負い、累を管長に及ぼさないことにあるにも拘らず、従来、管長の独断専行の結果、その任を果たし得ず責めを負って教監が度々更迭されてきたという現実<sup>⑪</sup>に立って、また何よりも国粹新報事件における管長非違の行為は、その様な教監無視の施政の結果であるとの判断から、管長権行使の基本姿勢に改悛を求めているものである。さらに、第四項は、教団における金光家の位置は、教統を保全する「宗家」として、教団存立上の重要事であるところから、「教門教族」としての在り方を定めるべきことを求めたものである。

なお、右にみた四項目は、既に教政の側にあつては第二次畑内局（大正八・七・二七―同一〇・三・一七）の取り組んだ「制度調査委員会」において審議のうえ、「大教会所規則・草案」として管長の決裁をもとめて答申した内容の主軸をなすものでもあつた。<sup>⑫</sup>

以上、国粹新報紙上における神前奉仕者などに対する誹謗事件の発覚直後における小林内局の採った措置とその性格について、特に覚書にみられる要求事項とその歴史的背景の観点から一瞥してきた。この覚書から窺われる限りでの事件直後における小林内局の措置は、大正八年以来の教政上の懸案であつた管長への要求事項が、管長の非違に機を得て実現されるという歩みであり、管長をしてこの非違をなさしめるに至つた要因の剔去という性格のものであつた。管長の非違に機を得てとは、九月二十二日における管長（管長夫人、文孝、正家帯同、小林教監随伴）の広前奉仕者への陳謝、翌二十三日における管長（代理、文孝）の佐藤範雄（安政三―昭和一七）への謝意表明の一件によつて、管長、及びその側近がその非を認めたと見做される事実を指す。小林内局はこの様な異例の行為を、管長の非違は認と見做す立場に立って、

事態收拾へと向けた施策を採るところとなった<sup>④</sup>。九月十九日における金光文孝専掌への辞職勧告には、明らかに「累を金光本家に及ぼさざる様」<sup>⑤</sup>との配慮がみられ、責任問題については金光文孝の公職、教職の辞任によって事態の收拾を期したことが窺われる。

他方、管長による奉仕者、及び宿老に対する陳謝が、どれ程異例のことであり、非違の是認を示す行為であったとしても、「此の度は山王不二夫の不仕末より、多大の御迷惑を供へたり」<sup>⑥</sup>と、その直接の責めは山王にあるとして行われたものであって、実際には雇人の不始末を雇主が詫びるというものであり、このことから言えば、管長の非違は認と見做し得る行為も、見做す立場と実際との間には大きな隔たりがあったと言わねばならない。従ってまた、管長の覚書への捺印といえども、その承認を求めた小林内局の期待と管長の思いとの間には相当の距離があったろうことは充分推察できる事柄である<sup>⑦</sup>。もとより、小林内局においても、覚書が手交された現実の中にあつてなお、従前からの行掛りを思う時、直ちにそれらが実現されるものと期待していたとは考え難い。

そこで、次に、覚書手交以後の動きについて、覚書履行を約した管長とこれに対する教政当局、さらには管長罷免の要求運動の三者の関わりを軸に、各々の立場の在り方と、その立場における判断、認識の内容との検討を通じて明らかにしていきたい。

## 二、小林内局の辞任と有志盟約の思念

昭和九年十月十二日、管長と教監との覚書手交から僅かに数日を経たこの日、各支部々長十六名連署による「進言書」<sup>⑧</sup>が教監宛に提出された。進言書は、「今次の重大問題処理に關し慎重熟議の上、別紙二案を決議し、両者中一を採択せられ、速かに本教の時患を匡救し、克く積年の禍根を裁断」すべきことを求め、別紙において、以下の二案を立て、そ

の選択を求めた。すなわち、第一案では、今日の事態に至った責任上、現職を退くことを管長に求めるべしと要求し、第二案は、①現管長は職名だけを残し、職務権限、大教会所に関する教務の全てを教監に代行せしめること、②現管長は大教会所の神勤、神務に一切関与しないこと、③現管長は大教会所会計に関する規定を、正副管長、管長家・広前家代表、教監、専掌、支部々々長、三級以上の教師をもって組織する会議において決定し、この規定を承認することを内容とするものであった。支部長達が、事件処理の方策を二案とし、その採択を教監に一任したについては、管長不信任案調印をめぐって、支部々々長会議の内部に相当の異論があつて、管長辞任要求案に一本化できなかったことを示唆している。<sup>18)</sup>

また、同日、議會議員有志、和泉乙三(明治一七―昭和三五)、関口鈞一(明治一八―昭和二三)、福田源三郎(明治二〇―昭和四三)らは、教監に対し声明書を提出し、次の点々に同意を求めた。

一、今回の不祥事件の原因が管長とその周囲の策謀によるものである以上、家邦管長を一教の首長と仰ぐこととはできない。そこで、管長自身その非を内外に謝罪し、本部当局は速やかに管長辞職に向けて処断すること

二、国家非常の時局にあつて、今日の事態を惹起し布教活動の意気を阻害しつつあり、速やかに全教の廓清を図るよう万全の措置を講ずること

三、もはや理義明白なこの事態において、いたずらに本部当局が逡巡すると事態は悪化するのみであり、この要望に応えないなら、本部当局を信任せず直接主務大臣に陳情し、政府の裁断を仰ぐが、その責めは当然本部当局が負わねばならぬことを覚悟されたい(以上要旨)<sup>19)</sup>

これらの十月十二日付の支部々々長による進言、有志議員の声明によって、先にみた小林内局の立場と事態に対する収拾策は、重大な転換をよぎなくされることとなる。なかでも、有志議員の声明は、さらに一段と強硬な姿勢をもって、管長の謝罪と辞職を求め、本部当局の施策の如何によつては、当局不信任の見地から直接政府の裁断を仰ぐ決意である

ことを通告するものであった。これら、支部々長、議員有志の建議は、小林内局が十月七日の覚書手交によって、「流石に、教祖の御傳統にして、一教の首長たるべき器幹たりと感激措く能はず、此れによりて、本教多年の病根、今日に於て剪除せられ、教団廓清の実挙がり云々」との判断に立ったのと対比して、強硬に管長の辞任を迫るなど、両者の見解には相当の差異が認められる。それらの建議は、歴代内局が、様々な教団改革の構想を描きながらも、結局は管長補佐の立場を墨守せざるを得ず、辞任、もしくは更迭をよぎなくされてきたことへの不満の表白であり、わけても、今や「理義明白なる今日の事態」との情況認識に立つ時、小林内局の施策は、なお決断に躊躇するだけでなく、歴代内局の轍をさえ踏もうとするかに見られるものであった。

右の進言、声明から見限り、内局首班の外廊者とも言うべき支部々長、議會議員などの間に、明らかな管長辞任要求の思潮が形成され、内局を圧迫する勢いがあったことが窺い知られる。けれども、たとえば、進言書に署名した支部長の中には、のちの管長罷免要求の運動には加わらず、むしろこれらの運動と異なる立場を表明し、運動側からは指弾されることとなった、所謂「非盟約」の人々も含まれていることなどから見て、この時点における辞任要求の思潮は、未成熟なものであり、必ずしも管長責任の追求方途をその辞任に求めるといふ点に、大勢が固められたことを意味するものではない。<sup>②</sup>

ところで、小林内局は、覚書の手交からわずか数日の間になぜこの様な事態を迎えねばならなかったのだろうか。その理由を客観的側面から考えるとき、先ず国粹新報編集発行人である近藤定信、勝信兄弟による恐喝事件<sup>③</sup>の発覚によって、事件の概要が全国的に報道されることとなり、国粹紙への誹謗記事掲載以来の事情が明るみに出され、管長派、副管長派の対立抗争と宣伝されたことで、教内に著しい危機感が醸成されてきたことが挙げられねばならない。第二には、そうした情況の中であって、十月七日の管長と教監との覚書手交について、翌八日、教監より、「此れによりて、本教多年の病根、今日に於て剪除せられ、云々」との経過説明を受けた支部々長、議會議員等は、覚書手交そのものに

事態解決の兆しをみる小林内局の立場を、歴代内局と同様、依然管長補佐の立場に終始するものと見做し、小林内局に不信を募らせていった。管長不信任の立場に立とうとした者からすれば小林内局の立場は管長庇護の立場を意味するものに他ならなかったのである。そして、第三には、特に議會議員有志の声明書第三項に示される様に、それは単に小林内局に対する不信任の表明であっただけでなく、教監を首班として執行される教政機能そのものに対する不満の表明でもあった。これらのことが彼らに教政機能をも凌駕する急進性を与えたものであると共に、小林内局に対峙せしめるものであった。

こうした情勢にあって、小林内局は、一方では管長の覚書捺印という事実を立ててその履行に期待をかけ、以後の收拾を目指してきたが、他方では支部々長、議會首脳からの強硬な管長辞任要求の前に立たされることとなった。それまでの覚書履行による事態の打開策を採る限り、文部省への上訴という直接行動による管長罷免要求の立場との間に亀裂を生むことは避けられないこととなり、より一層事態の悪化を招くことが覚悟されねばならなかった。その意味において、小林内局は、敢えて事態の悪化を招く危険を承知で、従来の路線を踏襲して覚書の実現の道を択ぶか、議員有志達の主張に同調して管長罷免の要求運動へと方向を転換するかという、二者択一を迫られるところとなった。

その様な選択を迫られつつ小林内局は、国粹新報社近藤兄弟による恐喝事件、さらには山下梅太（明治二六一）による金光中学移転敷地買取問題<sup>⑤</sup>をめぐる町政紊乱事件<sup>⑥</sup>など、関連して惹起した事件への対応を迫られ、延いては、小林内局自体が、これらの事件と関わりのある金光文孝専掌の教師身分を問わざるを得ないこととなった。他方、この間における管長の態度は、事件の責任は認めつつも、実際には、山王二雄、山下梅太二人の主動に出るものとの見解は崩さず、金光文孝の辞任問題に対しても、また、覚書の実現に対しても、とかく遷延の態度を示すものであったと思われる。こうして、十月二十五日、遂に小林内局は専掌會議を解散し、内局は機能停止の状態に陥って行く。

右の事態の中で、十一月四日、和泉乙三ら議會議員有志の名による管長罷免を求める陳情書<sup>⑦</sup>が文部省へ提出されると

ころとなり、十一月九日、管長は教監小林鎮に対し、去る十月七日付の覚書の返戻を要求し、さらには、十一月十三日、教監、専掌が総辞職するところとなる。<sup>20)</sup>

では、管長罷免要求の主務省陳情に踏み切った議員有志達は、去る十月十二日の教監宛声明以後、どの様な事態の推移の中で、十一月四日に至ってその決断を下したのだろうか。そこには、どの様な判断があったろうか。このことについて、のちに和泉乙三は、「訴えさえすれば、管長を免職してくれるものだと思うとおった」との判断を述懐している。この顛末は、次の資料によってさらに詳しく知ることができよう。

始め現中央委員（小林鎮、古川隼人、佐藤一夫、白神新一郎、近藤明道、畑一、長谷川雄次郎、和泉乙三、関口鈞一——筆者）と部長（支部々長 筆者）、議員の有志とが氣脈を通じて此運動を起しました時には、如何に教内的に専横な管長でも監督官庁に訴へたら忽ち反省するだらうと思ひ、又監督官庁も衆人の儀表たるべき一教の管長の不信不徳の行動に対して、普通人に対する以上の嚴重さを以て戒飭してくれるものと思ひ、忽ち問題は解決するものと信じ遂に部長及び議員の陳情となつたのであります。処が事態は中々動きません。これは少数の意見だと思つているからだと考へ、全教に事件の真相を発表いたしました処、憂教の至誠に溢るゝ皆様は一斉に立って吾々の運動に参加せられ、金光教有志盟約が結成せられ、——中略——此の間に誠に遺憾に堪へないのは、私共の誤算でありました。第一、管長がかくまで頑強であらふとは思はなかつた事。第二には、監督官庁は如何に不信背徳の徒でも、教規教則に依つて定まり、文部省が認めて管長となつた者は法規に觸るゝにあらざれば、断乎たる処置を採り得ざるものだと云ふ事でありませぬ。<sup>21)</sup>

右は、議員有志の陳情から約半年後のものであり、後述することとなるが、岡山県知事の調停案を受諾した有志盟約中央委員が、信徒団、青年会に対して調停受諾の理由を釈明した時の内容である。ここでは、この間の歴史事実について詳述することを避け（巻末略年表参照）、右の資料から窺われる限りに於いて議員有志が管長責任追求の方途を文部省

陳情に求めるに至った経緯とそのことが結果した事態の意味について述べておきたい。

先ず注目させられることは、後に有志盟約中央委員となった人々と、支部々長、議会議員とが「氣脈を通じて」管長の罷免を求める陳情運動を起したとされる点である。<sup>28)</sup>「始め」とあるのは、「此の運動を起しました時」を指すものであり、議員、支部々長からの文部省への陳情は、以後十年二月末迄は行われていないことから見て、此の時とは議員有志陳情の昭和九年十一月四日の時点を指すものと思われる。後に中央委員となった小林鎮は、議員有志陳情の時点では辞任直前とは言え、現職教監であり、古川隼人は専掌、佐藤一夫（明治二六―昭和四五）、白神新一郎（明治一九―昭和二八）、近藤明道（明治二〇―昭和一九）、畑一（明治二四―昭和三六）はそれぞれ専掌心得、長谷川雄次郎（明治一六―昭和四五）は第五教区支部々長、和泉、関口は議会議員であり、うち和泉は議長であった。これらの人々が陳情以前に予め「氣脈を通じて」いた、と右の資料を読む限り、小林内局は、専掌今田周吉（明治四―昭和一六）、専掌心得片岡次郎（明治三二―昭和五五）の二名を除いて、辞任以前に支部々長、議員等の急進的思潮へと傾斜し、しかも早ければ十月十二日の支部々長の進言、議員有志の教監宛声明の直後、遅くとも十一月四日の主務省宛陳情までには、管長罷免要求の方針を既定化していたものと考えねばならない。さらにこのことは、小林内局が覚書履行を管長に期待した立場から転じて、覚書を事実上破棄する行動をとっていたことを意味するものであり、従って管長との決裂は予めこれらの中に予定されていたものと言わねばならない。因みに、管長からの覚書返戻要求は十一月九日のことであり、教監に対する面責は十一月十三日のことであった。<sup>29)</sup>

他方、このことを管長の側から言うなら、小林鎮の進言に対して、「よく話して呉れた」と言い、「思へば、襲職以來十五年間の事は、皆自分の責任で誠に不徳と申すより外はない」と述べて、その苦衷を先の覚書捺印によって実行したにも拘らず、不日しての教監の転向には態度を硬化せざるを得ないものがあつたらう。この教政当局者に対する管長の矜持が、のちに有志盟約がその誤算として挙げた「管長がかくまで頑強」であり得た理由をなすものの一ではなかつた。



たかと考えられる。

今、仮に右の資料をその様に読むとすれば、この時点で、一方には覚書履行による收拾への期待を持ち得た小林内局が、なぜ管長罷免要求という急進的方向へと転じなければならなかったのか、管長が罷免されることに何を期待し、そのことによって何の実現を望んだのかが答えられねばならないだろう。確かに、この時点での罷免要求には国粹新報事件に対する責任追求の色が濃い。そして、その徹底的な在り方が罷免要求の思潮を形成するものであったことに相違ない。けれども、それが責任の追求であれば、覚書に誓約された事項の実現によっても達成されなくてはならない。しかし、現実には覚書破棄、管長罷免要求の上訴として行われた以上、そこには単に責任追求という以上の別個の意図が読み取られねばならないだろう。覚書に見られる権限の剝奪と地位の象徴化への期待は、教務に関しては管長職印の教監への移管によって、また神務に関わっては神前奉仕の「神聖にして犯すべからざる」との不可侵条項の守禦によって具体化されようとしている。けれども、実際にはいかに権限のない象徴存在であるとはいえず、むしろ、象徴化されればされる程、奉仕者とは別に管長が厳に存在することとなる以上、「教祖の御神業」としての大教会所神前奉仕の「神聖」性といえどもその地位は相対的なものとならざるを得ない。このことに対する懸念が、小林内局をして管長権の剝奪と地位の象徴化を目指した覚書の履行要求から、管長罷免要求へと転向せしめた決定的な要因ではなかったろうか。従って、小林内局の覚書履行要求から管長罷免要求への転換は、管長権の剝奪と地位の象徴化の願望から、金光家邦排斥の願望への転換ではなかったろうか。こうした二肢選択の決断の中には、のちの神前奉仕者を中心とする教団体制確立への指向性が、次第に現実性、具体性を帯びたものとして構想されつつあったことを窺わせるに十分なものがある。このような判断が、先にみた管長と教政当局者との角逐という歴史的経緯と相俟って、小林内局の罷免要求運動への傾斜を急ならしめた現実ではなかったろうか。

要するに、管長の小林内局に対する覚書返戻要求以後の一旦表面化した両者の対立関係の様相は、最早容易に復旧で

きる性質のものではなかった。換言すれば、教内宿弊の一掃、改革が、家邦管長の罷免と同義異語の関係におかれて、両者が分かち難い思念として発動されるという事態の現成であった。この様な事態とは、教内の積弊のあらゆる根柢が金光家邦の人格や性情に限定され、積弊の浄化は人物の交替によつて達せられるかのように思いなされる事態でもあった。そこで、次に、あくまでも教内積弊の浄化を家邦管長の罷免に求めた、のちに有志盟約に結集した教師達は、以後の情況の中でそれらの運動をどの様に展開して行ったのかという点を、小林内局辞任の後を受けた、阪井永治内局の立場とその施策との関わりで検討して行きたい。

### 三、阪井内局の立場と有志盟約との角逐

小林内局は、十月七日付の管長との覚書を事実上破棄して管長罷免の要求運動へと転じ、昭和九年十一月十三日に総辞職した。次いで、十一月二十二日、管長の諮問に応じて次期教監の選考に参与した宿老佐藤範雄の「絶対支持」と、「教内の鎮静の為に能ふ限りの助力を吝ま<sup>⑤</sup>」ざる旨の言明を受けて、阪井永治（明治二一―昭和三三）を首班とする内局（昭和九・二一・二二―同二〇・二・二七）が発足した。阪井内局は発足後、僅かに三カ月余で辞任することとなるが、その間の主な事態の推移については、巻末略年表を参照されたい。

この間の動きを概括的に表現すれば、管長補佐の任から一転して管長罷免の要求運動へと走った前当局者を始め、支部々長、議員有志達による運動の拡大と、これに対する阪井内局による事態鎮静化の試みであり、さらに管長による罷免要求運動に対する巻返しへと至るまでの動きである。

教監阪井永治は、教監就任を受諾するにあたって、管長に対し七項目からなる「将来に対する御願」（以下「願書」と略記）という進言を呈した。阪井はこの進言において、教内外に対して教務の公正を認めしめ、教務決裁については教

監に諮問の上決定し、その責任は教監が負うものとする事、大教会所復興造営部事業について、その事務は規定通り行い金銭出納保管は奉行(教監)の指揮によること、大教会所浄財取扱規定及び金光家々憲の制定を促進すること等を求め、施策の基本方針について承認を求めた。この願書に表わされた阪井内局の施策の基調について、専掌浜田幾治郎(明治二一昭和四四)は、「前内局が取扱はれた国粹新報事件を其のままに継承することは出来ないけれども、直接此の問題には触れないでしかも此問題をも自ら解消せしむるに至るべき一層包括的なおかげを祈り出すことこそ最善の方策であると信じ」、その実現を期して方途を画したと述べている。ここで「其のままに継承することは出来ない」としているのは、小林内局の覚書であり、直接触れないとした「此問題」とは、国粹新報事件における管長責任の問題である。小林内局における覚書の各箇条は、そのいずれもが責任追及と問題性の剔去に重点を置き、実質的に管長権の剝奪と地位の象徴化を目指すものであったことは既述した通りである。阪井内局として、小林前内局が事実上破棄し、管長もまたその返戻を求めた覚書を、改めて管長との間に取り交すことは出来難かった。「其のままに継承することは出来ない」、「直接此の問題には触れない」とした阪井内局の基調は、小林内局の後継内局であったという特異な位置によるものである。けれども、事件処理が喫緊の重要事であった事に何の変わりもなく、しかも管長罷免要求の有志盟約と管長との対立の間柄に立って、その処理に当らねばならなかった。こうした条件を勘案する時、基本的には覚書の願いを踏襲しながらも、第一に教務の公正化が厳正に図られて行き、そのことが教監責任の明確化によって具体化される以外にその道はなかったことを知ることができよう。そして、この施策が遂行されるためには、管長に対しても、全教に対しても、対立関係の緩和を期待しなければならなかったのである。

他方、管長の罷免を求めた運動は、以後どの様な方針を採って運動を進めたらうか。文部省への陳情は、当初、「訴えたら免職してくれるもの」との期待の下に行われたが、現実にはその様な進展はみられず、そこで、「全教に事件の真相を発表」して、運動の拡大を図った。前小林内局による共同声明書『本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯』の刊行であ

る。同書では、国粹新報事件発生の原因を、「御礼信行会」に対する管長の嫉視によるものと断定し、事件発生以来の経過概要を述べ、これに対する小林内局の対応と辞任へと至らしめられた事情について、管長非違の強調によって説明し、罷免要求の至当性が強調されている。同書刊行による事態の公表によって、全国各教会長大多數の同意を得（昭和一〇・一・一一現在、陳情教会数一、一八〇）、教会長有志盟約を結成するところとなり、さらに昭和十年三月には青年会、信徒会の参加をも得て運動は拡大の一途を辿り、陸続たる文部大臣への陳情運動となったのである。有志盟約は、その目的を、「金光教有志は金光教本部に於ける多年の積弊を根本的に革正し御礼信行会の精神を更に発揚して一教の浄化と各自の更生とを期せんが為め本盟約をなす」と定めた。<sup>55</sup>

阪井内局にとって、こうした運動の拡大は、施策の基本方針が無視される事態への展開を意味するものに他ならなかった。そこで、前内局による共同声明書の刊行後、直ちに教監通牒（二〇・一・一四）を發して、これに対する教内の自重を求めた。この通牒では、小林前教監ほか数名は、前内局の立場で関係した点に基づき事件の一斑を公表声明したが、「此の發表により却って疑惑を生じ判断に迷ふ向も尠からずと察せられ」るに至ったと述べて、暗に共同声明書の内容と發表の行為とを批判し、「之に依りて直に信仰の動揺を來たし或は徒に輕拳に出づるが如きは本教者の採らざる所に有之」として、管長罷免要求への同調を「輕拳」「本教者の採らざる所」と表現し、さらに、「教会長諸氏は此際特に鞏固なる信念に立ちて冷静なる態度を失はず徒に不安に驅られて雷同し事態を一層の混乱に導かざる様」<sup>56</sup>期待する旨の指導方針を傳達した。

他方、この教監通牒に接した議員有志和泉乙三らは、一月十八日、「曖昧にして無責任なる一片の通牒を發して事態を糊塗し、責任を免れんとするの態度」と断定し、阪井内局の基本方針は、「却って正しき信念を保持し、一教を末崩に護らんとするの士を痛憤せしめ、以て教内の混乱を激發せしむる所以となる」<sup>57</sup>ものであると弾劾するに至った。そしてさらに、一月二十六日には、

現本部当局は何れも自家棄籠中の者にして到底管長兄弟の反省を促すの誠意気力なきのみならず却て其の醜悪を助長するの結果と相成るべく真に危惧憂慮に堪へざる次第に有之候<sup>85</sup>

と、文部省に訴え、あわせて教監専掌には、「現管長並に現本部当局の如何なる命令にも今後絶対に服従せざることを声明す<sup>86</sup>」と通告した。

この様に、罷免要求側と教政当局とは、昭和九年十二月の小林前内局による共同声明書の発表と、これに対する翌一月十四日付阪井内局の教監通牒とを軸として、全面的な対立の様相を露呈するところとなった。これらの対立のさまは、管長の罷免を求めて運動を拡大しようとするれば、教政機能の存続それ自身が要求達成を阻害し、逆に事態を鎮静に導こうとすれば、運動の存続それ自身が教政の運用を根本的に阻害するという、両者は相互に矛盾する存在として関わり合わざるを得ないものであった。

この様にみる時、管長罷免の要求運動は、そこにどの様な「誤算」があつたにせよ、一旦それとして表明された以上、どこまでも管長排斥を最期目的とする運動である他はなく、また、そのことが達成可能な事柄と判断された間は、覚書実現という方向での解決や、阪井内局の施策は不徹底なものに過ぎず、却つて管長の「非を助長するもの」とさえ見做されねばならなかつたのである。阪井内局が基調とした点々は、第一章に述べた畑内局以来の教政課題を小林内局総辞職、覚書破棄以後の事態にあつて、可能な限り追求しようとするものであり、その限りでは、この時点にあつて、管長責任を明らかにせしめる極めて現実的な施策であつた。そして、これらの施策が実現されるためには、管長の罷免を求めめる陳情運動の鎮静化が不可欠の前提であつたが、運動側との協調が得られないばかりでなく、却つて運動は拡大の一途を辿り、両者は決裂の方向へさえ歩みつつあつた以上、不信任、不服従を通告されるまでもなく、阪井内局は、事態收拾の可能性はないものと判断した一月十七日、管長に辞表を提出したのである。このことが、阪井内局をして僅か三カ月で辞任せしめた事情であり、一、二章を通じてみてきた覚書の実現という方向での制度の改革と事態收拾への教内

的努力の道を塞ぐものであったと言わねばならない。

以上に述べた様に、国粹新報事件以後の事態の様相は、一方に該事件發生の要因を教団の歴史的な制度とその運用にみて、これらの点を制度的に改めることをもって事態を收拾しようとする方向を辿り、他方では、家邦管長の人格、性情、資質に原因を見て、その罷免要求の達成によって事態の決着をはかろうとした。そして、両者の角逐のうちに阪井内局が辞任するところとなる。阪井教監は辞表提出の翌一月十八日、文部省宗教局長の招致の報に接し、一月十九日、「制度改善案」の提示を受けるが、その内容については次章に述べる阪井内局辞任以後の管長罷免要求運動の推移に關わって論述して行きたい。

#### 四、管長罷免要求運動の挫折と高橋内局

阪井教監は、昭和十年一月十九日、文部省宗教局長より、(一)、大教会所会計制度の確立、(二)、教監責任制の確立、(三)、管長の肉親者は教団の要職に就かざること、を内容とする「制度改善案」の提示を受け、管長に復命すると共に、辞表提出中の故をもって、佐藤宿老との懇談をもつよう勧めた。他方、佐藤範雄は管長との懇談によって、文部省宛「答申案」を調え、文部省への答申を管長に進言すると共に、その答申案に基づく施政を求めた。

佐藤はこの答申案において、阪井教監への文部省制度改善案、小林前内局の覚書及び阪井教監の願書の三者を参酌して、「現下の情勢に鑑み、将来の大計を画する為、適當なる機関を設けて、別記事項を審議し、著々其対策を講ずべく候」との立場を示すと共に、別記では、(一)、教監責任制確立のための諸規則改正、(二)、本部、大教会所、復興造営部の財務の公正化、(三)、大教会所規定、金光家々憲の制定、(四)、金光家一族の修養の四点を挙げて教内改革の方向性を示した。<sup>④</sup>

他方、教監阪井永治は、辞任に際して、管長に「進言書」を提出し、

教内現在の大勢を充分に察せられ、豫て拝承せる思召の如く對抗的態度にて臨まることなく専ら寛容大度にて閣下の御徳を部下に示され、事態の好転を期せらるること

と前置きして、後任教監任命については宿老に銓衡方を委任すること、文部省改善案に対しては正式文書により遵奉の意志表明をなすべきことなど、六項目に互る見解を進言した。この進言には、罷免要求側の協調が得られず辞表提出に立ち到った阪井として、全国教会長の大多数が管長罷免を求めて陳情運動を展開する最中であって、当の文部省が制度改善案を示し、その実現に努める様、管長、教監に同意を求めたことを事態好転の兆しとみようとしたりした消息がよく示されている。それだけに管長の「對抗的態度」の放棄や、六項目の具体的諸条件への同意は欠くことのできないものであった。

しかしながら、管長は、同十年二月十七日、阪井内局の後任に金光文孝を首班とする内局（昭和一〇・二・二七—同一〇・四・一七）を任命した。この様な施策は、佐藤範雄の答申案、阪井内局が辞任に際して呈した進言書、また、文部省宗教局長の制度改善案の意図に添うものとは言えず、むしろ阪井の危惧した對抗姿勢を露に示すものであった。全教の教師、信徒から主務省に対して、罷免を要求された管長の立場からすれば、先の文部省提示案は、阪井が事態好転の兆しと見た以上に、管長信任を保障するにも等しい意味を持つものと受けとめられたのではなかったろうか。そうした判断が、金光文孝の教監任用という強硬策を採らせたと考えられよう。こうした動きは、四月七日の管長諭告及び教監通牒における「改むるを知らず帰するを忘れて背馳を継続する」者の処分を表明した<sup>④</sup>、運動の切り崩しを意図した施策にもよく示されている。管長のこの様な強権発動に等しい方策は、文部省の制度改善案提示以後にみられる顕著な動きであり、また、一月下旬の有志盟約結成と二、三、四月における青年、信徒層への運動拡大の動きと呼応する對抗関係を示している。この様な両者の角逐の様相は、その間に佐藤範雄の宿老の栄称辞退、教義講究所職員の総辞職等々を惹起しながら、四月十一日、多久安信（明治三十一昭和三四）岡山県知事の調停介入に至る迄続けられねばならなかった。

さて、次に、昭和九年十一月四日の議員有志による文部省への陳情以来、翌年四月二十六日の高橋正雄の教監就任に至るまでの間展開されてきた管長罷免の要求運動が、現実にはどの様にその要求を実現して行くことになったのかという点について論及しなければならない。

昭和十年四月十一日、文部省の意を受けた多久岡山県知事は、管長を招致して事態収拾のための具体策を定め「覚書」を手交したが、この覚書第三項、すなわち、「後任内局の組局に就ては、佐藤宿老の意見を徴し之を行ふこと」という取り決めに基づいて、宿老佐藤は、四月二十五日、高橋正雄（明治二〇―昭和四〇）を教監に推挙した。高橋は、教監就任要請を受諾するについて、自身の立場からの情況への見解を述べると共に、その条件を別記して、佐藤に管長、知事への周旋を求めた。

一、大教会所御広前奉仕は教祖立教の神宣に基き一教信仰の中心本教の源泉たれば、その伝統を護持することを以て教政の運用布教の実施等凡ての基本とせらるべき事

二、管長は教規教則を無視し延いて本支部及教学の機関停止するの止むなきに至り本教をして混乱の極に陥れたる責任を明かにせらるゝ事

三、教監新任と同時に管長職印及本部印章を之に渡さるべきこと

四、本部会計事務及復興造営部会計事務引継の際は知事及宿老の立会を煩はず事

五、専掌其他の人選に就ては新任教監に一任さるべき事<sup>④</sup>

高橋は、右の五項目の希望条件を提示し、これへの管長の承認が得られることを「教内を鎮静せしめ」るための、従ってまた自身が教監就任要請を受諾するための前提としたのである。

ここで、右の答申に示された条件内容を検討するに先立ち、有志盟約の側は、多久知事による調停介入から、金光文孝教監の解職、宿老による新教監推挙の経過の中で、従前来の管長罷免を求めた要求運動をどの様に総括し、新たな事



態に臨んだのかという点を、高橋新教監推挙の動きの中で検討しておきたい。

佐藤範雄は、四月十一日の覚書に基づき、四月二十五日、高橋正雄とともに、有志盟約中央委員である小林鎮、佐藤一夫、和泉乙三を招いて、高橋に決意を促すとともに中央委員の意見を徹した。中央委員達は、従来政府に対して処断を求めてきた関係上、政府の意向を受けた多久知事の調停に基づく宿老の新教監推挙であれば、この席において、飽くまで管長罷免を求めて、調停工作に反対することは却って管長罷免を求めた当の文部省の判断を無視し、結果的にはこれと対立するところとならざるを得なかった。その意味において彼らは重大な岐路に立たされることとなった。<sup>45</sup>この間の消息を示すのが次の資料である。

此際高橋氏の奮起を肯ぜざるは政府と正面衝突することとなり、政府並に社会の今迄吾人に対する好意は却て憎悪に变じ、信徒の運動も騷擾視せらるゝやも計られず、教内の結束も果して之に堪へ得るや否や不安なき能はざるを考慮し、之を以て所願達成の第一段階と見なし、最終の所願は之を教内的に解決するより外に途なし。<sup>46</sup>

右にみられる様に、有志中央委員は多久知事による調停を受諾すると共に、佐藤範雄の推挙する高橋正雄の教監就任を承認せざるを得なかった。そして、このことは同時に調停案が、円満解決を目指し、調停条件を履行する限り管長の身分の保障を約束するものである以上、<sup>47</sup>調停の受諾は、事実上管長罷免を要求してきた運動の挫折を意味せざるを得ないものであった。このことは、「之を以て所願達成の第一段階と見なし」との表現に反語として示されているところである。調停受諾が、直ちに管長留任への同意を意味するものであり、同時に管長の罷免要求が否認されるという、運動の到達点に他ならなかったが、この時点では、全教の教会長、信徒の大多数を動員し指導してきた現実を顧みる時、運動方針の誤りを認め、文部省への陳情による管長罷免が不可能であったという事実を認めることはできなかった。そこで、さらに続けて、「慎重審議の結果、次の五項目に亘る希望を附して高橋氏推薦に賛同せり」と述べ、事実上改善策の追求へと方針を変更した。この五項目こそが、実は先にみた高橋の答申に付された宿老と管長への希望条件であった

のである。

この様に見てくると、高橋が教監就任受諾の条件として宿老に答申し、管長の承諾を求めた五項目は、実際には有志盟約側の高橋の教監就任への同意の条件であったが、このことは、先ず、高橋自身、「本教現下の難局に処すべき一縷の希望を継」いだ事柄が、有志盟約の知事調停案への同調であったという高橋自身の情況判断を示すものであると共に、他方では、有志盟約側が知事調停案になお満足できなかった思念の内容を示すものである。

ここで、特に後者の事情についてやや触れておくと、昭和九年十一月から翌年一月にかけて、有志教師は文部省に陳情を重ねたが、文部省は制度改革案を提示し、教内的解決を指示した。しかし、運動の拡大と、事件の社会問題化によって、四月上旬、文部省は岡山県知事に事態收拾を命じ、調停が行われることとなった。当初、中央委員達はこの事態を「愈々本運動終局ノ成果ヲ収ムベキ秋ト相成」と管長処断の機の到来と捉えたが、調停の方針は、金光文孝教監の辞任、佐藤宿老の栄称復活と新教監の推薦、新内局による制度改革案の実施を内容とした円満解決を旨とするものであった。従って、中央委員はその期待を大きく裏切られ、知事の方針に対して、更に、管長辞任を強硬に求めた。そこで、中央委員の要求に対して知事は、新たに覚書に第七項を設けて、「前記ノ事項ハ管長ニ於テ速ニ誠意ヲ以テ解決ニ当リ、其実現至難ナル場合ハ責ヲ負ヒ職ヲ辞スヘキコト」の一項を加えることで、中央委員の要求を緩和し、中央委員は覚書不履行の際における管長の辞任を条件に調停に傾いたのである。ここに、事実上の罷免要求運動の挫折、すなわち、知事調停案への妥協、具体的には高橋新教監就任に対する同調への道を可能にした事情が知られよう。そして、管長罷免要求の運動は、多久知事の調停工作によって挫折せしめられたが、しかし逆にそのことによって、「最終の所願」、つまり管長の退任要求は主務省への直接陳情によらない管長退任への方途を改めて模索せしめられることとなった。

さて、高橋の教監就任要請受諾の条件として示された答申についてであるが、その第一項にあげられた大教会所神前奉仕を、「教祖立教の神宣に基」づく、「一教信仰の中心本教の源泉」と意義づけたことは、先的小林内局の覚書が、

「教祖の御神業たれば神聖にして犯すべからざること」と規定し、管長への規制的意味、つまり、「犯すべからざること」を管長に承認せしめることに主眼が置かれているのに対して著しい相違を窺わせるものがある。すなわち、大教会所神前奉仕が、「立教の神宣」に基礎づけられて、教祖との関係の正統性が教義的に主張され、「その伝統を護持する事」を教団体制の基本とすることが目指されている。「教政の運用布教の実施等凡ての基本」とするとの表現には、明らかに大教会所神前奉仕を中心とする教団体制確立への願望を窺わせるものがある。中央委員の調停受諾は、管長罷免要求から制度の根本的改革への方向転換をよきなくするものであり、このことによって、彼らは管長の罷免実現で果たそうとした新たな教団体制の枢軸としての神前奉仕の至高性を、換言すれば、神聖不可侵をいかに制度の上に確立していくかの問題に当面せしめられるところとなった。ところが、制度の改革が文部省の指示によって強行される時、文部省の制度改善案及び知事の調停案には、神前奉仕の神聖不可侵を規定する条項は含まれず、むしろそれは教監責任制の確立と教務の公正化による管長制度の維持存続を意図するものであっただけに、両者間にはなお隔たりがあった。そこで、このことを知事調停案受諾、すなわち高橋の新教監就任に対する希望条件の第一に挙げて、この項目が受け容れられることを必須要件として示したのである。別言すれば、管長罷免が不可能となった事態における実質的な要求事項として提示したのである。

第二項における管長責任明確化の要求は、従前、管長罷免を求めて、そのことによって責任を追求してきた要求運動が、管長留任を基調とする調停案受諾に際しても、なお、管長辞任について自主的判断の余地のあることを明示することで、その可能性を残し、併せて盟約者一般に調停への妥協でないことを表現するものであった。

以上の一、二項が、高橋教監就任時の「答申」にみられる顕著な要求項目であり、以下に一、二項が果たされていくための具体策として、管長職印、本部印章の教監への委譲、本部、復興造営部事務の厳正引継、専掌他人事の教監一任の三件を求めた。

以後、高橋教監の就任によって、有志盟約運動は、改めて運動方針を発表して方向転換を徹底し、「直に私共の信念が燃え立ちまして、教祖立教の御神意、御広前奉仕の御比礼が、教内の隅々まで赫々として輝くこととなりましたならば、不純なものや間違つて居るものは、当然、教団の中には存在が許されぬこととなるのであります。従つて、この目的貫徹といふことは、一に懸つて私共の今後の信心祈念の如何にあることと確信致して居ります」との態度を表明し、運動の内面化を図つて行く。この内面化の方針は、教祖立教の神意、神前奉仕の比礼の発揚による教団新体制の内実形成を指向することが、新たな事態における管長退任要求という「目的貫徹」の仕方であることを示すものであった。翻つて言えば、知事調停案受諾に際し、希望条件として求めた第一項目の実現への願望が、従前来の管長罷免の要求運動の延長線上に位置するものとして発動されたものである以上、知事調停案受諾以後の情勢下にあつては、当面の希望条件が叶えられたことよつて、逆にその在り方は厳しく問われなければならなかつた。文部省の介入による教規教則改正後の方向について、有志盟約指導部は盟約者に対し「改正サレテモ一向駄目デハナイカ、ナドト云ハレナイ為メニ教會長教師ハ一意専念御神前奉仕ニ邁進シテ御比礼ヲ蒙ラレル様ニシテ頂キタイ」と達した。これらのことは、現象的には拡大されてきた要求運動が鎮静へと向かう歩みであり、のちの「信行会」結成の意味でもある。有志盟約は、高橋教監の就任時に求めた希望条件の達成を待つて解散するが、有志盟約の解散は、同時に、小林鎮、和泉乙三、関口鈞一、畑一の盟約中央委員の高橋内局専掌への就任でもあつた。中央委員の発した「本盟約解散ノ件」<sup>②</sup>は、「本盟約結成以来の経過をみるにその所願未だ達成に到らず」としながらも、「教規教則の改制定を得て茲に一教百年の大計も略確立せられ候」との判断を示して、その解散を告げるものであつた。

お  
わ  
り  
に

以上に見てきた、国粹新報事件から有志盟約解散にまで至る、所謂「昭和九・十年事件」史は何を物語るものであったろうか。先ず、小林内局が、事件直後、管長の責任を糺しつつ事態の收拾を試みた「覚書」の内容が、多久岡山県知事の調停介入と高橋内局の施策によって具体化され制度化されたことに、その意義が認められねばならないだろう。そして、今日の教団体制の基礎を確立することとなった結果取次の意義が明らかめられたことにも、その大いなる働きが認められてよい。

しかしながら、たとえその様な意義を有するものであったとしても、これらは該事件史における管長罷免要求運動とその挫折という最大の規定要因が結果した意味でもある点は留意されねばならない事柄であろう。すなわち、管長罷免の要求運動によって顕在化せしめられた、管長と要求運動側との対立関係の様相は、該事件史のみならず、昭和十六年における、また、戦後における教規改正と新体制の構築へと至る歴史的動向を根本的に規定するものではなかったろうか。両者の対立関係の様相は、或いは高橋内局における改正教規の施行によって管長の責任問題を解消し、或いは、同時になされた管長排撃文書の下げ渡し、有志盟約の解散等々によって解消したのかも知れない。事実、それらの解消が、高橋内局における所謂三原則を主意とする教規改正を可能ならしめる前提であった。また、昭和十年八月の有志盟約解散以後の動きは、改正教規に基づいた制度実現の着々たる歩みを示している。

しかしながら、「昭和九年十年事件の結果、明確になりました本教の自覚というものを基盤にして教規を考えることになった最初」とされる、昭和十六年の改正教規草案に対する、文部当局の次の問題指摘は何を意味しているようか。

金光教の教義の中心を為すものは御取次に在ることは解るが、取次そのものが中心なのか、或は取次に奉仕する人が中心か、それとも取次の座が中心なのか、時に依って説明が区々でどうも一貫したものがない様に思へる。

思えば、多久知事調停案受諾にあたって、反管長勢力の中心部は、神前奉仕の地位確立を条件に管長の留任を受け容れ、以来、神前奉仕を中心とした教団体制の内実化を推進してきた。そして、宗教団体法施行に伴う教規改正に際して

は、管長との間に紛糾を重ねながらも、大教会所神前奉仕者たることをもって管長就任の基本資格と定めた教規草案を立案したが、右はこれに対する問題指摘である。

この時、神前奉仕、および神前奉仕者の絶対化を意図する観点から、管長権に対しては「取次そのもの」、管長に対しては「取次に奉仕する人」を強調しなければならなかったことは、何よりも管長との対抗関係の所在を証左するものに他ならないだろう。換言すれば、このことは、教団体制の構想上の位置づけとしての「取次」と、現実に取次に奉仕する人格の徳望とが未分化なままに同一視されていたことを示すものであり、さらには、管長との対抗関係の現実に立った教団構想であったことを示唆するものでもある。その様な関係の中から、大教会所神前奉仕を中心とした教団体制が構想されてきたことは、教政運用、布教実施などの「凡ての基本」形としての「取次」形式の優越性を教団構想のうち以前提的に措定するものであったと考えられるのである。

以上、管長罷免要求運動を主軸として転回した事件の様相について、主にその歴史事実と、事実に対する歴史的判断の在り方とを再構成する仕方をもって、該事件史を歴史的動態として把握することに努めてきた。しかしながら、なおこの論稿において充分論及することの出来なかつた点々、たとえば、有志盟約の運動に糾合された信徒層、青年層の主張の性格、思念の実態、高橋内局成立以後における管長辞任要求の思潮の行方、或いは、所謂「非盟約」と呼ばれ、盟約側からは指弾の対象となつた人々の思念の内容とその意味、などについては改めての検討を俟つはかはない。このほか、この事件に対してなされてきた今日までの歴史解釈の立脚点の解明は、今後に残されたとりわけ重要な課題であると思われる。このことは、この事件史における管長罷免要求運動が、この観点からはどの様に位置づけられるものであつたかという問題と繋がるものであり、その意味では、本稿との相補的な位置に立つ確認作業でもある。管長罷免要求の思潮を形成せしめ、その確信的根拠ともなつて発動された、立教神伝とその教義についてのいわば教団論的視角からの解明が次なる課題であると確認せしめられていることを付記しておきたい。

(教学研究所所員)

昭和九・十年事件史 略年表

昭和九・	五・三〇	「国粹新報」、金光攝胤、佐藤範雄らに対する誹謗記事を掲載（以後八月末まで）
	八・一四	小林教監、国粹新報事件処理につき専掌会議を召集
	九・一九	専掌会議、専掌金光文孝に対し、公職教職の拜辞を勧告
	九・二二	管長、国粹新報事件につき金光攝胤に陳謝
	九・二三	管長（代理、金光文孝）、佐藤範雄に陳謝
	九・二五	小林教監、事件につき反省を求めて管長、金光文孝と懇談・進言
	九・二七	国粹新報社関係者、恐喝の疑いで検挙さる
		各新聞、事件関係記事の掲載を始む
		専掌古川隼人、佐藤一夫、恐喝事件の被害者・参考人として岡山県刑事課に出頭
	九・二八	金光文孝、恐喝事件につき喚問さる
	九・三〇	県刑事課、小林教監を召喚
	一〇・六	小林教監、四項目に互る覚書を管長に提示
	一〇・七	管長、小林教監の覚書に捺印
	一〇・八	小林教監、議会首脳・支部々長に対し事件処理につき経過を説明
	一〇・一二	議会議員有志（和泉乙三・関口鈞一・福田源三郎）、管長辞職勧告を要望し小林教監に声明書を提出
		支部々長、管長の辞職、制度の改革を要望し、教監に進言書を提出
		小林内局、専掌会議を解散
	一〇・二五	和泉乙三ら議会議員有志、管長罷免を要求して文部省に陳情
	一一・四	管長、教監小林鎮に対し「覚書」返戻を要求
	一一・九	管長、教監に対し復興造営事業中止、教務の一時停止を申し渡す
	一一・一〇	小林教監、管長の面責を受け、教監専掌総辞職
	一一・一三	

一・二二	小林鎮、文部省の招致に應ずるも、福山駅頭にて管長より禁足を命ぜらる
一・二二	阪井永治、「将来に対する御願」を管長、宿老に提出
一・二三	阪井永治内局(專掌、今田周吉、畑一、片島幸吉、浜田幾治郎)発足
一・二四	前教監小林鎮、古川隼人、文部省に出頭し教内問題につき経過報告
一・二五	阪井教監、片島專掌、新任挨拶のため文部省へ出頭、菊沢宗教局長より事件処理をもって新任の緊急案件とすべき旨要望さる
一・二六	小林鎮、古川隼人、佐藤一夫、白神新一郎、近藤明道、畑一の名をもって、共同声明書『本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯』刊行
一・二七	議會議員有志、阪井教監に対し、前内局共同声明書に対する所見を照会
一・二八	全国各教会長、文部大臣宛陳情書提出
一・二九	阪井教監、通牒をもって、前内局共同声明書刊行に対し、教内の自重を要望
一・三〇	阪井教監以下三專掌、佐藤宿老を訪い辞表を提出するも聴許を得ず
一・三一	教監阪井永治、專掌今田周吉、片島幸吉、浜田幾治郎、管長に辞表を提出
一・三二	議會議員有志、教監通牒に対する所見を声明
一・三三	文部省宗教局長、阪井教監を招致し、「金光教内紛につき指示せる制度改善案」提示
一・三四	前当局者六名の名により、「金光教地方有志会議」開催通知状を発す
一・三五	佐藤宿老、宗教局長の指示要項に対する回答、答申案を管長に提出
一・三六	小林前教監、教監阪井永治他專掌に対し、会見を申し込む
一・三七	阪井教監、小林鎮の申し出に対し「未だ其の時機に非ざる」旨、回答
一・三八	全国各教会長、文部省に対し、現本部当局弾劾の旨陳情、管長、本部当局に対し不服従を声明
一・三九	阪井教監、小林鎮の会見申し込みに対し、一兩日中の実現を回答
一・四〇	教会長有志会議を開催し、有志盟約を結成



- 二・一一 教監阪井永治、辞任に際し「進言書」を管長に提出
- 二・一六 佐藤範雄、宿老の栄称を辞退
- 二・一七 金光文孝内局（専掌、吉永甚太郎、宮本嘉一郎、金光義忠、多田階次郎、松井達）発足
- 三・三 青年会連合本部、有志盟約運動に参加
- 三・一三 大阪地方有志信徒、教団廓正期成会を結成
- 三・一五 教団廓正期成会を教団肅正期成会と改め、全国信徒に参加を呼びかく
- 三・三一 金光文孝内局専掌五名、辞表を提出
- 四・五 岡山県知事多久安信、管長、教監を招致して協議  
教義講究所職員総辞職
- 四・七 多久知事、佐藤範雄を招致して協議  
管長、「背馳処断」の旨、諭告を發す、  
教監、同趣旨の教監通牒を發す
- 四・一一 多久知事、管長を招致し覚書を手交
- 四・一六 多久知事、管長の覚書不履行を各新聞に公表
- 四・一七 蒔田子爵（管長代理）、多久知事に覚書履行を約す  
教監金光文孝、辞任
- 四・二一 青年会、教団肅正期成会、共同声明を發表して、現管長の自決を要望し、有志中央委員の覚書承認に承服でき難き旨を公表
- 四・二二 全国青年信徒大会、管長自決を要望して声明を發す
- 四・二五 佐藤範雄、高橋正雄・有志中央委員を招致して、高橋教監推薦につき意見を徵す
- 四・二六 高橋正雄、佐藤範雄宛「答申」提出、佐藤範雄、多久知事宛「具申書」提出
- 四・二七 高橋正雄、教監に就任
- 有志中央委員長、各教区委員長にあて、「教監更迭の経緯に関する報告」を發す

四・二八

有志中央委員、全国信徒大会に於て、知事調停案受諾に至る経過を発表し、「本教最近の事態について」を公刊

青年会、声明書をもつて管長自決の要望と運動の継続を表明

管長、教監、宿老、有志中央委員、文部省に出頭し、文部省指示要項による具体案を提示

五・一〇  
五・一九  
二二

第五〇回臨時議會を開催し、教規教則改正案を可決

五・二九

教規、教則改正案、文部大臣の認可を受く

六・一六  
八・四

有志盟約、畏敬信行を実施

六・二一

金光攝胤、大教会所神前奉仕者に就任

八・一四

有志盟約解散

八・一九

信行会結成

八・二九

小林鎮、和泉乙三、関口鈞一、畑一、専掌に就任（近藤明道、昭和十三年一〇月八日任）

九・四

教團肅正期成会解散

## 注

① 大淵千仞「教規の精神を正しく深く理解するために」『教団』

―その意義と働き―』五一―五三頁。高橋正雄「教団自覚運動の事実とその意味」八、一四―一五頁。

② 前掲大淵書四三―四四頁。『概説金光教』三一八―三一九頁。

③ 前掲大淵書五〇―五一頁。

④ 金光教有志中央事務所指導部発金光教有志各教会長宛、中央発第二七号「真金光教ノ建設ニ邁進セヨ」―指導精神ニ関スル件」、昭和一〇年五月三日。

⑤ 浜田幾治郎「本教時局私観」『未曾有の教難に直面して』、

昭和一〇年二月二五日。同「九・十年事件の要因」。

⑥ なお、小林教監の懇談、進言に至る動機を教監就任の事情に溯って論究したものとして、真鍋司郎「教監小林鎮の『進言』の動機を求めて―国粹新報事件の対応をとおして―」、昭和四三年度研究報告がある。

⑦ 小林鎮他「本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯」二八―三三頁（以下「不祥事件」と略記）。

⑧ 古川隼人「昭和九年十年事件記録 第一集」八四―一六頁。

宮田真喜男「教団統理者選出の変遷」紀要『金光教学』第二三  
号五九—六〇頁。

⑨ 教祖五〇年祭を目指して進められていた大教会所復興造営事業にかかわって、昭和六年一月の支部々長会議において、「從來トカク計画方針等伺ヒ難キモノアリテ疑惑ヲ其間ニ挾ムノアル嫌ヒアリ、コハ事業進行上大ナル障害トナレリト思フ、コノ際之ヲ明ニセラルル意志ナキカ」とその無計画性についての批判が奉行たる教監に向けられた。また、「無期限無予算ト無計画トハ自ラ別事ニシテ從來ノ響キ方ヨリ言ヘバ恰モ無計画ノ如ク聞エルモノアリテ其点ニ不安挿入サルルニ至ル、思フニ期間予算等如何ニ拘ラス着手数年ノ今日少クトモ造営奉行迄ハ相(等)計画ナカラナヤト思フ、之ヲ一般ニ発表スル其時期ニ非ストスルモ支部々長位迄ニハ其ノ大体方針位ハ誠サルヘキモノトモ思フカ如何」との意見もみられ、その進行上の問題が教監への批判として現われていた。

⑩ 前掲宮田「九・十年事件の要因」一一—一三頁、両家の財力関係の項。谷天嶺「水に画く」一一頁。「黑白評論記事集成」七—二頁。

⑪ 「大教会所規定草案—要項筆記録制度調査委員会—」大正九年七月四—六日中、「会計問題に対する一般の危惧は金光一家一族の關係に発す」との発言がみられ、既に早くからその様な危惧がもたれていたと知られる。

⑫ 一例を挙げますれば、御自分に感じの好い教師に対しては、

其人物の如何にかゝはらず、恒例を無視しても、之を重用せんとなされ、又御自分に感じの悪い教師に対しては、相当の功ある者でも、苛酷なる取扱ひをなさんとせられ、これが為に、上下に対して補佐の任にある教監をして、窮地に陥れたることは、度々ありました。其他重要教務上につき、教監が苦境に立つたことは、数多くあります。故に從來の教監は責任を全うすること能はず、管長の「我心」の犠牲となつて、度々更迭するの止むなきに立到つたではありませんか。「教監小林鎮の進言」「不祥事件」、昭和九年九月二五日、三七—三八頁。前掲宮田論文三五—三六頁、注⑥参照。

⑬ その草案に示された条文の基調は、管長権の非議に相当しない範囲内での献策であることに周到な配慮を施しながらも、実質的には管長権の剝奪と神前奉仕者の地位確立、職責の意義づけを試みるものであった以上、もとより管長としては同意し難いものであった。このことは、本文に述べた管長「宣示八事項」の内容が、「大教会所規定草案」に表現された教政側の要求事項に対する管長からの回答であり、「草案」とは明らかに対立する見解が示されていることによって、管長と教政者側との角逐の経緯を知ることができよう。このことは、畑内局以来の、従つてまた金光家邦の管長襲職以来の両者の対立関係の容易ならぬ様相を示すものである。「制度調査委員会第一回委員会記録」、大正八年二月一四—一六日。前掲宮田論文、第二章参照。

⑭ 小林内局がこうした施策を採ったについては、九月二五、二七日の小林教監の管長との懇談の前後、国粹新報恐喝事件をめぐる檢察当局の金光文孝喚問などが生起し、その様な動きが管長の覚書捺印に与って力をなしたと考えられる。また、小林教監への県刑事課長の提言も、管長への覚書提示へと踏み切らせる大きな要因であつたらう。そして、小林内局の覚書提示の基本姿勢は、事態收拾へ向けてのものであつたことは、覚書手交後の小林の心境述懐によって知られるところである。『不祥事件』四八―五五頁参照。

⑮ 『不祥事件』三六頁。

⑯ 管長金光家邦は、一〇月二七日より十一月七日までの間に、前後五回にわたつて専掌畑一に対し、「余（管長）は、国粹新報問題に全然関係なし」、「山王不<sup>（マツ）</sup>二夫は、信賴し難き人物なれば、小林、古川兩人の一方的取調べを以て、事を処断するは誤れり。不<sup>（マツ）</sup>二夫は当方（管長）へも申し来たれる事あるにより、聴取せよ」との態度を示した。同右書、六七―六八頁。

⑰ 第三教区支部々長（以下教区番号のみ記す）、池川朋唯、四、川西友三郎、五、長谷川雄次郎、(副)西村傳藏、九、菅原繁藏、一〇、神田兼太郎、一一、湯淺尊教、一二、吉永甚太郎、一三、宮本嘉一郎、一五、生沼萬壽吉、一六、杉原信三郎、一七、澤井光雄、一八、松沢四太郎、一九、山本勇助、二〇、道願政治郎、二一、林保太、である。このうち、湯淺、吉永、宮本は、のちの非「盟約」教師である。また、一、金光義忠、二、白神新一

郎、八、五十嵐孫太郎は署名がない現職支部々長である。

⑱ 当時、第一三教区支部々長として「進言書」に調印した宮本嘉一郎は、のちこの支部々長会議の模様について、「『これに依つて決するものにあらざれば』との説明者を信じて調印する事になり、さて出来上りたる文章に、いざ調印と云ふ時に至れば、此の調印者中過半数は嫌々渋々となされたる事は事実の証明するところでありませう」、「私は管長閣下の責任問題よりも先ず以て責任を引き受けたる小林鎮君を始め当局の責任を如何にすべきものなるや。事ここに至りたれど其の真相を知る事能はざれば是非なく、一応この進言書に調印すれば本書は教監を通じて閣下に捧呈の由につき、教監に於て此の進言書をいかに取扱ふか当局がいかに処置するか、これ注視の必要あるを認めここに調印するの決心を致したるものなり。」と記した。宮本嘉一郎『いま』、昭和一〇年二月、一四―一六頁。

⑲ 『不祥事件』六〇―六一頁参照。

⑳ 同右書五五頁。

㉑ 注⑲参照。

㉒ この事件は、八月二〇日、国粹新報突撃隊による金光町内での奉仕者攻撃の宣伝、演説がなされ、これを主謀した山王不<sup>（マツ）</sup>二雄が金光文孝によって金光本家からの解雇を申し渡された件に關して、近藤兄弟が山王に加担してその不人情に憤激し、従來の奉仕者攻撃から金光本家及び金光文孝攻撃へと鋒を転じたが、これを事前に聞知した古川隼人がその計画の撤回と原稿の回収

を求めたところ金二千円を要求され、要求のままに支弁して計画を断念せしめた件である。このことが岡山県刑事課に探知されて以来、九月二十七日、古川隼人専掌、佐藤一夫専掌が、また同月二十八日金光文孝専掌が刑事課に喚問され、同月三〇日には小林教監も召喚されるなどして、この恐喝事件は全国紙の採りあげるところとなる。

⑳ 主として、所謂小作争議に類するものであるが、山下の不手際と小作人のためにする地価競上げ等を原因として、暴力沙汰にまで発展したと伝えられている。「黒白評論記事集成」、昭和九年五月十五日。

㉑ 『不祥事件』六二―六三頁。

㉒ この陳情書は現物、写ともないので、内容の検討は出来ない。先づ、先の議員有志の教監宛声明から大略その内容を推察する。他はない。また、㉓資料では「遂に部長及び議員の陳情となった」と述べていることから見て、或いは議員有志のみならず部長もこれに加わっていたとも考えられる。

㉓ 議員有志の主務省陳情が、管長の以後の施策に反映したことを直接物語る資料、殊に小林内局の方向転換を管長がどの時点で気付いたのかという点について直接知ることの出来る資料はない。けれども、『不祥事件』によると、管長の小林教監に対する覚書返戻要求が、「貴職は余(菅)を信任せず、余も亦貴職を信ぜざるべし」との理由からなされていること、また、小林内局総辞職の一二月一三日、文部省の招致(二日付)による教

監の上京を管長側で聞知するところがあり、小林教監は福山駅頭にて人を介し禁足を命ぜられている。これらのことは、内局の動向について管長が比較的早い時期に、殆ど時を遷さずに掌握していたことを示唆するものであり、文部省への陳情の一件や小林内局の方向転換についても恐らく早い時期に聞知していたものと思われ、そのことが覚書返戻要求、教監面責となったろうことは充分推察し得る事柄である。

㉔ 高橋正雄『教団自覚運動の事実とその意味』五三―五四頁。

㉕ 「現局に対する指導部談」、昭和一〇年五月二一日。知事調停案とそれに対する調停経過について、管長の罷免以外に最後の解決はないとする立場の一般盟約教師、青年、信徒は、続々と反対の意志表示をし、当初それらは有志盟約側の大勢を占めた。四月一七日の信徒団、青年会の共同声明、同二一日全国青年信徒大会の声明、同二八日青年会の声明書、同日教団肅正期成会主催全国信徒大会の管長即時辞職その他四項目の決議、管長に自決勧告書提出、等々である。これらは、いずれも中央委員が調停に妥協したとして、「中央委員の妥協工作を厳正に監視す」とも言い、四月二十八日、全国信徒大会に於て中央委員は、高橋教監就任受諾にいたる経過を釈明するが、青年会、信徒団は管長罷免、乃至は辞任による事態解決を要望してやまなかった。この「現局に対する指導部談」も、一連の一般盟約教師、青年会、信徒会に対する釈明であり、他に、中央発第二六号「教監更迭ノ経緯ニ関スル報告」、昭和一〇年四月二十七日、「本

教最近ノ事態ニ就イテ」、同年四月二八日、中央發第二七号「指導精神に関する件」、同年五月三日、「真金光教ノ建設ニ邁進セヨ」、同月同日、等々が同趣旨のものである。

②⑨ 昭和九年一〇月一二日付、支部々長等の教監宛進言書提出の議が図られた、同年一〇月一日より三日にかけての所謂「山上會議」の模様について、わけても、小林内局と支部々長有志と議會議員有志とが、「氣脈を通じ」たとされる点について、宮本嘉一郎は次の如く記している。

「或る部長の如きは、事が運ばざれば文部大臣に、或は文部当局に運動を起して是非とも、閣下の御隠退を迫る事を議會代表議員が明言せられたとて、それを信じ切り、其の上今夜の夜行にて已に其の運動に上京したるとのお話でありましたが、私は益々不可思議に思つたのであります。事因粹新聞に起り、其の取扱を一任受けたる小林鎮君等が、取纏めが出来ぬ上に他と合流して管長の不信任問題に奔走しても己れの不行届不徳に氣のつかざりしはお氣の毒千萬にして、それを見抜く力が無いのか知り乍ら管長排撃運動せられるのか始めから計画的に策動して居られるのか、疑わざるを得ないのであります。」前掲宮本著『いま、昭和一〇年二月、一七—一八頁。

③⑩ 今日まで、覚書は管長側から一方的に返戻が求められたものであるとされ、小林内局は覚書返戻要求に現われた管長の翻意によって総辭職の止むなきに至つた、或いは、「詰腹を切ら」されたとされている。『不祥事件』六九—七〇頁。前掲『教団

自覚運動の事実とその意味』三六一—三九頁。

③⑪ 昭和一〇年三月二二日、鹿児島縣教師會、行徳熊次郎他は、有志盟約中央委員長小林鎮に對し、「現在ノ本部並ニ大教會所ハ現管長執念ノ籠ル処ナレバ潔ク之ヲ其俛現管長ニ進呈スルノ意味ニ於テ此際断然本運動ヲ打チ切り全盟約教會長ヲ以テ一丸トナシ新タニ清淨ノ土地ヲ選ンデ聖場ヲ建テ現管長ヨリ分離獨立シ新教團ヲ組織スルノ賢明ナルニ如カズ」との建議案を提出した。また、四月五日、第三教區教師細川熊次郎も同趣旨の進言をしている。さらに、有志中央委員、白神新一郎、大阪地方委員、吉田新太郎、和田伊三郎、湯川安太郎等は、佐藤宿老に對し、「もしも最悪の場合、一千二百幾名の教會長が一致して別途の行動にいねばならぬ様なことになりました場合、先生は我々の方に来て頂けるでしょうか」と問うている。これらによつて、その思念の現実的指向性を知ることができよう。「御奉仕神習會について」一八一—一九頁。なお、これらの動靜については、三矢田守秋「有志盟約側の事態に処する態度・姿勢とその展開」、昭和四二年度研究報告に詳しい。

③⑫ 前掲『本教時局私観』六頁。他に「金光教地方有志會議要項』には、阪井教監の就任事情について、「佐藤宿老より、後任の決定を見ざること十余日に亙り、教内に非常なる不安を與へつつあり。一刻も速かに内局を組織して、教内の鎮靜を圖らざるべからず、その為めに捨石になれ、との切言ありしを以て、余儀なく拜命せり」と記している。

- 33 「佐藤宿老栄称辞退の顛末」、昭和一〇年二月二一日。
- 34 前掲「本教時局私観」五頁。
- 35 「金光教有志盟約」、昭和一〇年一月三一日。なお、有志盟約結成時における教団状況に関して論究したものに、藤井記念雄「昭和十年一月における有志盟約結成の意味」、昭和四四年度研究報告がある。
- 36 この通牒は、去る一月五日、議員有志の名をもってなされた。阪井新教監への二項目の照会、すなわち、  
一、教監は昭和九年十二月前本部当局の発せられたる共同声明書「本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯」記載の事実を是認されるや、是認せらるゝとせば、其の措置如何  
二、右記載の事実を否認せらるゝとせば、其の理由並に其の措置如何  
に対する回答でもあった。
- 37 金光教議会議員有志発各教会長宛「教監通牒に関する所見声明書」、昭和一〇年一月一八日。
- 38 金光教各教会長連署、文部大臣松田源治宛「陳情書」雛形、昭和一〇年一月二六日。
- 39 金光教各教会長連署、教監阪井永治、専掌今田周吉他二名宛「声明書」雛形、昭和一〇年一月二六日。  
その他、前本部当局者小林鎮以下六名の名をもって招集した「金光教地方有志会議」は、現管長並に現本部当局の不信任を満場一致をもって決議し、それに応じて有志の結成を結び、連絡
- 機関の設置をみたが、この会議の通知状において、「本月十四日無責任にして誠意なき教監通牒を発し、今回の不祥事件には何ら触るる所なくして一教を瞞過せんとする心事相見え、陋劣披揆に度し難きもの」があるとの批判が加えられている。
- 40 「答申案写、昭和九年一月二一日——佐藤宿老栄称辞退の顛末」。
- 41 教監阪井永治発管長宛「進言書」、昭和一〇年二月一一日。  
(一)、後任内局任命につ銓衡方を宿老に委任のこと、(二)、文部省に対し正式文書により制度改善案遵奉意志を答申し、教内に対しても公表すること、(三)、金光文孝を教政に関与せしめざること、(四)、山下梅太との関係を絶つこと、(五)、金光家一族の協議融和、家内和合の実現、(六)、管長排撃運動の中心者に対し、一視同仁、抱擁のこと(以上要約)の諸点である。
- 42 ……今モ尚反省自重ヲ望ミ正道ノ復軌ヲ祈リテ止マサルモノナルカ改ムルヲ知ラス 帰スルヲ忘レテ背馳ヲ継続スルニ於テハ 教規ノ命シ教則ノ定ムル所ニ從ツテ暫ク處断スルノ外途ナカラン。昭和一〇年四月七日付「管長諭告」。
- ……反省ヲ求メテ之レヲ肯セス出頭ヲ促シテ之レニ応セス若クハ依然統制ヲ紊シ教治ヲ妨ケテ改メサル者ニ対シテハ平和円満ヲ旨トスル教風上遺憾此上ナキコト乍ラ豫テ教制ノ定ムル處ニヨリ處断セシメラルゝヤ計リ難キニ付篤ト御了知置相成度尤モ右手続後ト雖モ反省ノ実認メラルゝ場合ハ即時之レヲ取消サルゝ様取計可致。昭和一〇年四月七日付「一〇監第五号教監通

牒」。

④③ 覚書（昭和一〇年四月二日）

- 一、金光文孝教監ハ四月十三日迄ニ解職スルコト
- 二、佐藤宿老ノ榮称辞退書ハ四月十三日内ニ返却スルコト
- 三、後任内局（教監専掌等）ノ組織ニ就テハ佐藤宿老ノ意見ヲ徴シ之ヲ行フコト

四、金光教改革ニ就キ文部省ニ於テ指示セル事項ハ新内局ノ成立ヲ待テ速ニ其ノ具体案ヲ樹立スルコト

五、人格上非難アル人物ハ教務ニ関与セシメザルコト

六、昭和十年四月七日付諭告及通牒ニ因ル人事ニ関スル処分ハ行ハザルコト

七、前記ノ事項ハ管長ニ於テ速ニ誠意ヲ以テ解決ニ当リ其ノ実現至難ナル場合ハ責ヲ負ヒ職ヲ辞ス可キコト

④④ 金光教有志中央委員長小林鎮発金光教有志各教区委員長宛、中央発第二六号「教監更迭ノ経過ニ関スル報告」、昭和一〇年四月二七日。

④⑤ 他方、高橋は、教監就任を受諾するか否かについて、「自分ニハ何等ノ意見ナシ、中央委員ニシテ立テト云ハルレバ立ツベク、立ツベカラズト云ハルレバ立タザルマデノ事ナリ」と述べ、中央委員の判断に委ねた（④資料）。このことは、教内情勢からして有志盟約の同意なしにはその責めを全うできないとの判断に立つものであったことを示すものである。なお、これらの点について論及したものに、宮田真喜男「管長辞任運動の転換に

ついて」昭和四四年度研究報告などがある。

④⑥ 参照。

④⑦ 参照。金光教事件解決の為に極力反対派の強硬なる主張に対しあくまで諒解を求めて現管長の地位はこれを擁護し紛争の責任者として文孝氏の自発的円満辞職によるよりほかにとるべき途なしと思考し努力したが……。「多久知事声明書」『大阪毎日新聞』、昭和一〇年四月一七日。

④⑧ 折衝における中央委員の態度を知事は、「当時改革派の意見は管長自決を強硬に主張して譲歩の余地なき様子であったことは申す迄もない」（前掲「多久知事声明書」昭和一〇年四月二六日）と述べていること、また、「本県知事が小林、畑両氏ヲ招致シ。信念上ヨリ出タルモノナリ。其レ以外ニハ一步モ引ケス。三事項ヲ実行サレルニモ口丈ケデナク御反省ノ誠意ヲ表ハサ（ザ）ルノ限リハ調停（ニ成ズルコトハ）出来ナイ」（括弧内筆者、「有志盟約委員会記録」、昭和一〇年四月二日）との発言などに、有志中央委員の姿勢が示されている。

④⑨ 「本教最近ノ事態ニ就イテ」、昭和一〇年四月二八日。

④⑩ 「答申」における希望条件は左の諸規則制定によって実現された。

○「本支部職制」第三条 教監ハ管長之ヲ任免シ専掌属員ハ教監ノ具申ニ基キ管長之ヲ任免ス

第四条 教監ハ管長ヲ補佐シ一切ノ教務ヲ統理シ其ノ責ニ任ス  
○「大教会所職制」第二条 大教会所ハ本教教義ノ源泉ニシテ



一般教会所ノ模範タルモノトス

第五条 大教会所ノ神前奉仕者ハ金光教祖ノ直系ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中ニ就キ教監専掌及支部々長ノ協議ニ基キ管長之ヲ任免ス

第六条 大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯ヲ許ササルモノトス

第十四条 大教会所ノ収入ハ財団法人金光教布教興学基本財団ニ繰入ス

⑤1 「現局に対する指導部談」昭和一〇年五月二一日。

⑤2 金光教有志中央委員発金光教有志各教会長宛、中央発第三六号「本盟約解散ノ件」昭和一〇年八月一四日。

⑤3 教監就任条件の一なる管長の責任自覚要求の内容に関しては種々考へ方あり。職を辞さるゝも其一なり。全教に対し責任自覚の諭告を發せらるゝも其一なり。一時引退さるゝも其一なり。特に其何れを要求せしにもあらず。形式上は改正教則発布により管長の責任は解消されし訳にて、宗教局長も之を明言し教監も亦之に同意を表したり。浜田幾治郎「高橋教監との会谈要旨」、昭和一〇年八月三日。

⑤4 文部省の指示による改正教則発布と同時に従来提出されたる

排撃の文書（教師制より）は管長より下げ渡しを願ひ全部返却し、形式上右の運動は解消せる訳なり。されどそれは単に形式に止まり心意の動向は如何ともし難し。此空気を一掃することは言ふは易くして容易に実現し難し。形式上は教師にして管長排撃の意志表示をなすことは国家に於ける国事犯同様なれば、之を其まゝにしては教監の職を行い難きにより其解消を求めしなり。同右資料。

⑤5 前掲「教規の精神を正しく深く理解するために」『教団——その意義と働き——』二九頁。

⑤6 「昭和十五年管長との折衝記録」、昭和一五年一〇月一一日、三六一—三六四頁。

家邦管長とて、教義の中心を取次に置くことに異論はなかつたが、その内容を、「取次の座」に見ようとした。かねてより、「何もあすこに御座る人を拝むのでなく、あの座を拝むのである」（同右資料、二八四—二八五頁）との見解に立ち、従つて奉仕者は特定個人でなくともよいとの見解を示していた。

「人代」——その神の忘却と隠蔽についての素描

——金光大神理解研究ノート——

福 嶋 義 次

はじめに

日月金神様の御恩光と申せば、一切衆生の生まるるより、五穀を初め物の出来るも、死して葬らるるに至りても、悉皆、金神様の御地にして、日々夜々おかけを蒙らざるはなけれども、日本国中に日月金神様の御社ある事を未だ聞かず。金神様は地をば諸神に貸してあると宣いしなり。<sup>①</sup>

右は、明治四年(七)晩春、白神新一郎(二六)が著した『御道案内』の一節である。「宣いしなり」の主語はこの文では欠落しているが、補うと、主語は金光大神である。金光大神が白神に説いた理解のことはを白神がどのように記したのである。本論で論及しようとする試みることは、引用文で示されている「金神様の御地」と人間との関係が、金光大神晩年の諸々の理解のことはを通じてどのように説かれているか、また、説かれていることが、現代の人間の生の状況にどういったような意味をもつかという問題である。

なお、金光大神が金神にまつわる日柄方角への恐れからその信仰を深めて、「金神様の御地」、その他、以下考察していく理解のことはで「神の地所」「神の御地内」などと表現される境域へと到達していく経過についての論述は、これまでの研究成果に任せて、本論ではふれない。引用する金光大神理解のことは、主として『資料金光大神言行録』(一六卷)に依拠するが、読解の便のため、言葉遣いに手を加えたものもあるので、あらかじめ断っておきたい。

## 一、歪みの提示

広濶とした天空が、人間の計らいのままにならないように、人が、その上で生から死への歷程を歩む大地もまた、人間の占有の意欲に任されるのではなく、神的なものに帰属する場であって、人間の勝手な計らいに任されてはならないという宗教的確認は、人類の歴史過程でさまざまになされてきた。

大地は「金神様の御地」また「金神の地所」であるという、金光大神の確認を基に構築される信仰世界は、独自のものであるとしても、人と大地との関係史という巨視的な目で見ると、大地を神のものとして説いたのは金光大神がはじめではない。はじめてその確認をしたのは誰か、どの民かという問いが成り立たぬほど、古く、そして昔に、その確認は生まれていたのである。久保正彰が「人間や神々のあり方を、ほんとうの根本から見なおそうという強い、鮮明な意識がぎざまざっている」と評する紀元前七〇〇年ごろのヘシオドスの叙事詩にも、その確認は見られる。『神々の誕生』では、大地神ガイヤは、「雪しろいオリンポスの頂に住まいたもうすべての神々が、とこしえにゆるぎなき御座としたまう」とあるように、神々、そしてその後の人類の生みの母神としての位置をもって語られる。そして「大地」<sup>④</sup>は、ヘシオドスの神々の系譜の中で「最初から最後まで、ただひとりその身は不滅であり、その力は不朽なるまことの神」として不動の位置にすえられたのであった。ヘシオドスから四世紀下って悲劇作家として活躍したソフォクレスもまた、

「大地」について記している。しかし、そこにはすでに、「大地」を疲れさしてしまう人間が登場し、大地と人間との関係の来るべき破綻が暗示されてくる。

不思議なものは数あるうちに、  
人間以上の不思議はない、

波白く海原をさええ、吹き荒れる南風をしのいで  
渡ってゆくもの、四辺にとどろく

高いうねりも乗り越えて。

神々のうち わけても畏い、朽ちせず  
撓みを知らぬ大地まで、攻め悩まして、

来る年ごとに、鋤き返しては、

馬のやからで耕しつける。<sup>④</sup>

『アンティゴネ』のコロスの一節である。このコロスでは、「心慧しい人間」「万事を巧みにこなし、何事がさし迫らうと必ず術策をもって迎える」人間が、よからぬ企みに組して、国を滅ぼすことのないよう、という願が歌われる。それは、神々の中の神、万物の生みの母として確認されてきた大地への、人間による挑戦の姿が描かれたものとしては、ずいぶん古いものと言えよう。神のものとして、あるいは神としての大地の確認も古いが、また、その母なる大地を「攻め悩まし」、疲れはてさせていく人間の大地制圧の行為のはじまりも、いかに古いことであろうか。その行為は、次第に大地の神性を人々に忘れさせ、そして世紀を重ね、世代を経て強化されていったのである。今はもう、人は、大地

の恩義を知らず、大地からその神性を引き裂いて、大地を、人の自由にできる「土地」、占有できる「地面」と化してしまっただかのようなのである。その昔、かろうじて人が示してきた大地への謝恩の祭り事も、大地への畏怖からの儀礼も、いつしか慣習的祭祀へと変貌し、その残された痕跡さえも雲散霧消の危険にさらされている。それにもかかわらず、大地は、天空の協賛を得て、人をその上に住まわせ、稔りを与え、生きること、死ぬことを許し続けて止まない。それは、人間によって特別に謝恩を供されるでもないが、人間に住むことを許し、人間によってその存在を忘却されながらも、人を守護し続ける大地の神性の、重い労苦の歴史の実相でもある。その神性の歴史を、人間による神性忘却の歴史が覆い隠し立てていくのである。しかし、時として、大地の神性を経験する稀有な人が生き、その人の口をもって、隠蔽されていく神性の憂いが言葉となって、人間の世界へと送付される。

冒頭に引用した白神新一郎の『御道案内』の記述は、上述したような、大地の神性の忘却と隠蔽という、人間の歴史の動きの只中へもたらされたものとして聴き受けられねばなるまい。白神が『御道案内』を記してから、二年後、明治六年(一八七三)の十月十日、金光大神は重要な神伝を拝受した。その神伝は、晩年の金光大神の信仰内容を明らかにする上で要となる神伝である。そこには、白神が記述した「金神様の御地」という確認を生み出す根拠、とりわけ神・人関係の歷程への眼差しが表出されてきていることに注目しなければならない。

天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっっておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々の巡り合せで難を受け。氏子、信心いたしておかげ受け。今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。<sup>⑥</sup>

この神伝については、瀬戸美喜雄が明治六年前後の金光大神の信仰世界と、信仰世界形成の諸動因について論及し、金神忌避の俗信との関係に見る神伝の意味究明を基礎に、詳細な解釈を施し「神の怒りと負け手」と題した論文にまとめている<sup>⑥</sup>。ここでは解釈の重複を避け、以下、本論が究明しなければならぬこととの関係で、この神伝のもたらされてくる状況と、神伝の意味を略述するにとどめておきたい。

明治維新後、日本は急速にヨーロッパ的なものを受容し、鎖国時代の政治、文化等各方面における遅れを回復すべく試みた。明治三十四年(一八九一)日本在留二十五年目を迎えたトク・ベルツは、その記念講演を行い、その中で、日本の西歐諸科学の受容の仕方について、次のような厳しい批判を投げかけた。

人々はこの科学を、年にこれこれだけの仕事をする機械であり、どこか他の場所へたやすく運んで、そこで仕事をさすことのできる機械であると考えています。これは誤りです。西洋の科学の世界は決して機械ではなく、一つの有機体でありまして、その成長にはすべての有機体と同様に一定の気候、一定の気候が必要なのです。……地球の気候が無限の時間の結果であるように、西歐の精神的気候もまた、自然の探究、世界のなぞの究明を目指して幾多の傑出した人々が数千年にわたって努力した結果であります。……日本では、今の科学の『成果』のみをかれから受取ろうとしたのであります。この最新の成果をかれから引継ぐだけで満足し、この成果をもたらした精神を学ぼうとはしないのです<sup>⑦</sup>。

ここに指摘されているように、維新を迎えてからの日本は富国強兵・文明開化を急ぐあまり、西洋文明の歴史とその根拠へは見向きもしないで、その成果だけを切り取って受容することに懸命となった。その動きが日本社会にさまざまな歪みを生み、人々の意識に混乱をもたらしはじめた<sup>⑧</sup>。そうした歴史状況が、とりわけ金光大神の許で、「金神」と名指された大地の神性の労苦の歴史を際立たせることとなり、それがまた金光大神に確かに感受されていたのである。

その感受性が深められるとともに、金光大神はより深く大地の神性、つまり金神の労苦の歴史へと歩み入り、神の發言を誘い、人間の世界へと神の言葉をもたらすこととなったと言えよう。

そのようなものとして、この明治六年の神伝の背後には、人間による、大地の神性の忘却、神の所在の喪失、そして人間の勝手な算段による土地の区分と独占、それに対する神の憂いなど、相互の巡り合せによって蓄積された長い歪みの歴史が横たわっているのである。人とその世界で「難」として現象し、人々を苦難の淵に追い立てる状況の根となるものとして、その歪みの歴史がこの神伝によって言い当てられてくる。さらに、人々の心に大地の神性への眼差しを回復せしめ、神と人との関係の歪みの歴史を正す道筋を人の世にもたらす働きのために、神は金光大神を差し向け、用立てることを告知したのである。

人類の歴史とともに、いや、神々の歴史とともに古い、大地の神性の労苦、それでもなお耐えてその歴史を支えて歩む大地の神性として、金光大神の許で「金神」と名指された神の憂いからの發言は、人とその世への愚知ともならず、ましてや怨念、呪いの言葉ともなっていない。金光大神は、晩年、この神伝で伝えられてきた人の世への神の願いを、千差万別、多種多様な言葉をもって、人々に解き明し、理解していったのである。次節から採り上げる金光大神理解のことばは、すべてこの神伝から発し、そしてこの神伝へと収斂していくものとして考察されることとなる。

## 二、人代への神の憂い

慣習的信仰世界といわれる世にも、金神忌避の俗信も、神仏信仰も行じない、特異な人はいる。金光大神の晩年、笠岡の町はずれにも、そのような人がいた。その人は方位家に頼らず倉を建てはじめた。人々は鬼門の方角にふれるからと止めたが、頓着せず建てた。倉の建前ができた夜、どうしたことかそれは、倒壊した。その人は「根比べじゃ」と言

いつつまた建てた。その時は、瓦も葺き壁も塗ったが、再度、建物は倒れ、用いた材木は折れ、二度と使えぬようになった。困惑のはて、その人は金光大神広前を訪ね、委細を語った。その時、金光大神は、

この大地も、その他のものも、みな神のものであるのに、わがものである、わが金ですると思ひ、神様にお願ひ申さずにするから叱られるのは無理もない。神様にお願ひ申して、御地内をお借りし、今までの御無礼をお詫びして建てれば、差し支えない。

とその人に理解した。<sup>⑩</sup>日柄方位を見なくてもよいという思ひは、金光大神もその人も同じであった。しかし、その人は、金光大神のように、大地が神のものであり、人間の勝手さに攻め立てられた、労苦の歷程を重ねてきていることを知らなかった。金神遊行を恐れて日柄方位を見なくてもよいというのは、大地のありとある場が、金神の働きによって満ちているという信仰あつてのことであつた。他方、その人は、引用した理解のことはから窺うと、自分の占有する地所に、自分の資金を投じて自らの企画にかなう倉を建てること以外、大地への何の思ひも持たなかつた。土地、金、材一切を自らの目論見の範囲内に収めてしまつていたのである。

大地が神の地所であることを知らず、大地をわがものとして責め噴む者の目論見は無気味である。ありとあるものを、目論見の素材としてその範囲内に取り納めるため、ありとあるものが、それぞれなりに本来許されてある大地との関わりを一方的に断ち、目論見へとそれらを使い立てて止むことがない。<sup>⑪</sup>素材へと取り上げられたものは、もはや、大地との関わりを思うことも、大地へと帰還することも、目論見を守り立てる人によって拒絶されてしまう。そうして、素材となつたありとあるものが、目論見を現実化せしめるための、労務へと駆り立てられる。そのようにして労務へと駆り立てられる素材は、その本性を曲げられ、大地との関わりを思うこともなく疲れ、歪み、いつとはなしに葬られる



運命を強いられる。

再び言う、金光大神もその人も、日柄方位、家相など見なくてよいと思っていた。事実、金光大神は文久元年(六)、神の知らせのままに、方鑑を頼まなればかりか、人々が「死に間」<sup>げん</sup>、「死に坪」といって忌み嫌った「二間に四間」の東長屋を建てたのであった。神の命のまま棟上げ祭りも止めた。「金光大神覚」では、神はその訳を次のように知らせている。

ほかでは棟でまつり、此方には神のさしず、棟ばさみ(棟上げのとき棟に立てる幣)、まつる米もいらんぞ。棟でまつりても、地治めんと、かえっても(ひっくりか)しようがないぞ。此方には地を治め、末の繁盛染しますため。

とあり、棟上げ祭りの代りに、広前での祭りをするよう金光大神を促している。建築が成就する根拠への金光大神の眼差しは、このように早くから、大地へと向けられていたのである。目論む者も、目論まれて建てられるものも、また、それへと用立てられる地所、材木、職人その他、建て上げるということに関わる一切のものが、大地という神の地所、神の地平に根差し収められている限りにおいて、建て上げるということが成就する。金光大神が、その人に理解した言葉の出所は、上述したことへの眼差しに秘められていると言えよう。

以上、論及してきたところから、その人への「みな神のもの」という金光大神の言葉が示唆する意味へ思いを向けてみよう。「みな」、つまり天と地の間にある一切のものは、それぞれに神との固有な関わりの中に存在している。神との関わりが保持されている限りにおいて、それぞれのものがそうとして在る。したがって、その関わりが、人間の勝手な計らいで切断されずに守られているという限りで、人は、またそれぞれのものとの人としての関わりが許されるのである。つまり、神のものとして所在するそれぞれのものが、神から人の世界への用立てとして現われ、人と関わり、そ

の限りで、人の目論見、つまり建て上げるといふ計らいに組み入れられてくるのである。

そこで、神との関わりが保たれ、世界へと用立てられ組み入れられて来るものを、人として享受する行為が、「御地内をお借りし」と言われるときの「借りる」という言葉で、信仰的に規定されてくるのである。なにもものであれ、人が使う、動かすなどの行為は、ものが神より世界へと用立つように仕向けられてくる、その動きに人として与ることに基づいていることが、確認されねばならない。

神からの用立ての動きに「与り」、神のものを「借りる」という行為を基盤として人間の世界とその歴史が建て上げられるべく金光大神による要請が向けられてくるのは、われわれの世界である。その世界は、「わがものである、わが金です」と思い、神様にお願ひ申さずにする」というその人に象徴されるように、大地の神性の忘却、一切の神のものに対する挑発的な使い立ての行為に、調子づけられてきた世界である。明治十三年(一八八〇)十一月二十四日のお知らせに基づいて、金光大神は、上述した行為に調子づけられた世界を「人代」と呼んだ。人間の力で、人間の目論見を押し立てて建て上げられていく世界、つまり「人代」は、神からすれば無礼の世である。既述した『アンティゴネ』のコロスにも歌われた「大地」を「攻め悩ます」という「心慧しい人間」の行為が建て上げてきた世界は、時を経て、金光大神の言う「人代」「無礼」の世へと繋がってきていると言っても過言ではない。そのようにして、長い人間の歴史を経てめぐり来った無礼の責めは、人間が人間の歴史を背に生きる限り、一人一人の生に刻印されずにはおかない。その責めを負って生きていることの金光大神の体験が、神への「詫び」へと人を仕向けるのである。その「詫び」は、人として忘却し、久しく知ることのなかった、生きること、住まうこと、世界を建て上げることの根拠としての大地の神の労苦の歴史、とりわけその歴史を歩み続ける神の憂いに向けられていかねばならないものである。なぜなら、神の憂い、つまり、人は神のおかげを知らないで難儀をしているということへ向かつての神の憂いが、その詫びる行為を軸にした人間とその世の転換を促しているからである。

さて、「詫び」への促しは、金光大神の理解のことばとして「人代」へと送られて来る。送られてくることばは、大地とひたすら結ばれた関係で生育する動植物の姿や、天と地の息遣いである雨風などの現象が、具体的に用いられ表現されたものが多い。

天地の恵みで出来る作物は、実を持つほど頭を下げる。人は、花実を持つほどそり返る。<sup>⑭</sup>

人間は、身代がよくなったり、賢くなったりすると、そり返って歩き、下のものを馬鹿にし、口不調法の者を言いかめる。五穀は実が熟すほど頭を下げる。氏は、天地乃神のありがたいことを知ったら、人に教えるにもかかんで教えてやるがよい。<sup>⑮</sup>

大地から養いを受ける植物は、時が満ちて実る。引用したことばにもあるように、実るほどに「頭を下げ」そして大地へと向う。あたかも無条件な大地への帰郷の姿であるかのように。植物は、そのように大地から離反せず、大地と抗いもせず、その定めを守る。ところが、人は、植物が「頭を下げ」大地の定めに身を委ねる姿を経験しようとはしない。人は時がきて、自らの世界を建て上げれば建て上げるほど、「そり返り」大地に向き合わずに、「下のものを馬鹿」にし、「口不調法の者を言いかめる」と言われるように、人間の世界としか向き合うことをしない。<sup>⑯</sup> わが力で何事もするという「人代」は、価値の秤、差別の網、区分の物差しがきしみ合う音で調子づけられた歴史を歩んでいるので、その世界と向き合う人は、「身代」「權威・権勢」「知識」などを競い合わずにはおれないからである。それゆえにまた、一層大地の定めに反して「そり返って」生きることになる。

右に引用したことばに表現されているような、大地から離れずその定めを守る、植物の姿を種々指示しながら、金光

大神は人とその世の問題を、人々にさまざまと解き知らせてきている。例えば、稲の白穂異穂から夭折、早世の意味を、<sup>⑧</sup>枝葉を茂らせる木の節から人間の生の節目、<sup>⑨</sup>播種から妊娠、<sup>⑩</sup>肥をするでもなく成育する森の樹木から大地の働きの姿を語るといった具合である。そうした語り口のなかでも、植物の根への金光大神の注視には、特別な雰囲気がある。人間の目には直接見えない根の在り様への想いは、大地の神⇨金神への思慕と直結しているからであろうか。多くの理解のことばの中から、紙数の関係で、二つ引用しておこう。

立ち木にたとえれば、根元を忘れて枝葉に目をつけると、その元を知らぬ間に虫が食い、一緒に倒れる。ゆえに、その元に心をつけよ。<sup>⑪</sup>

「めでためでの若松様よ、枝も栄える葉も茂る」とめでたい時に歌うが、枝も栄え葉も茂るのは、幹が太るからじゃ。幹が太るのは、地の底に、目には見えぬが大きく根をとっておるからじゃ。元になる根が枯れてみたがよい。太い幹も茂った枝葉も枯れてしまう。日々、信心の根どりをようしておると、無常の風が吹いても、倒れることがない。おかげで枝葉も茂って繁盛する。これがめでたいのじゃ。<sup>⑫</sup>

植物の根は「地の底」に入って拡がり、大地と交わり、その養分に融け入る。植物の根であり続けながらである。大地は、地を分けて融け入ってくる根を大地に抱えて、その養いを根を透して植物の枝葉へ用立てる。根はその役目に忠実に、枝葉へと養分を送る。「目には見えぬ」場所での根と大地の働きの密かな関係は、「目に見える」世界としか向き合おうとしない人には経験されることがないであろう。天空を突く樹木の勢いには驚きはするが、大地の内奥での密かな関係に驚く者は、「人代」にあつては稀有である。金光大神が前半生を生きた慣習的信仰世界といえども、人の「

勝手さ」、つまり天地の理を知らず行為する人が建て上げた「人代」に変わりはない。②③  
 避する大地の神、金神を思い、目に見えない地平へと届いていったのである。そうして、あたかも、植物の根が大地に身を任すように、自らを大地の神に任せ、明治三年十月二十六日、「心徳をもって天地のしんと同根なり」②④と神の礼言を受けたのであった。それがあって、神からの用立てとして、人とその世界へと差し向けられることになったのである。大地の神との密かな関係の経験が人とその世界へと神から用立てられ、差し向けられるとき、その時結ばれる理解のことばは、大地忘却の「無礼」の歴史を際立たせ、人とその世界へ、神の労苦への「詫び」を促す役目を担うこととなる。

### 三、人の心身と神の働き

大地と人との本来的であり根源的な関係を、水という人の現実生活に深く関わったものによっても、金光大神は解き明している。しばらく、水にまつわる金光大神理解のことばに思いを寄せてみよう。

氏子、水あたりということを言うなよ。水がなくては一日も暮らせまい。大地は何とある。みな水が元。『稲の一穂も、五合の水をもって締め固める』②⑤と言うではないか。水の恩を知れよ。

この理解のことばから、大地・水・人の関係の基礎的確認が知らされてくる。文意は解説するまでもなく了解されよう。しかし、知的にはその文意は了解されることではあり、周知のことであると言っても、この理解のことばに密接に連なる、次に掲げる一連の理解のことばともなると、人々を躓かせて余りあることばとなる。しかし、人を躓かせるものこそ、人とその世界が、神の地平、大地からいかに遠く隔たってきたかを具体的に示すことばともなるのである。

おなかか苦る時は、山なら土をいただけ。また川なら水をいただけよ。また、土用に田の草取りに行つて、痛ければ、田の濁り水を手にすくいていだけよ。後は、あぜに腰掛けて、大神様を頼めよ。日々心得よ。また、けがをしても、手足を折るとも、同じ。いただく品は同じことなり。すがればおかげあり。<sup>②③</sup>

神棚に供えた水でなければ、おかげは受けられない、とは言えない。道を歩いていて、馬の足跡にたまった水でも、いだけば気づけにしてやる。それも無い時には、お土をつけておいても、おかげは受けられる。<sup>②③</sup>

山の中や道の途中で、思いがけない傷をした、という時などに、『さあ、お洗米、さあ、お神酒』と言っても、なければしかたがない。そういう時には、水があれば水を、やはり神様のお物と思つていだけば、お神酒と同じことである。それもなければ、お土をいだけ。お土なら、どんな山のいただきにもある。<sup>②③</sup>

右に引用したものの外に「顔を洗う水」<sup>②④</sup>「ひなたの熱くなった水」<sup>②⑤</sup>「海の水」<sup>②⑥</sup>など、いずれも手近にある水、土を頂き願うことで痛みが癒され、神のおかげを受けることが出来ることを、金光大神は教えた。

世界の宗教史をひもとくと、特殊な宗教儀式で聖化された水や土と触れたり、それらに浴したり、飲んだりすること、不浄・罪が浄化され、病が癒されるという信仰は普遍性を持つことがわかる。エリアーデによると、水との宗教的接触は「水」つまり生命の始源への還帰と、始源からの生の更新を象徴的に現わすという。<sup>②⑦</sup> エリアーデの言は、儀式によって聖化された水との接触という宗教現象の解釈であることは言うまでもない。金光大神は、聖化儀式にはふれず「田の濁り水」「馬の足跡のたまり水」など頂けば、おかげになると言う。たとえ危急の場合という限定を付していても、このような非常識とも見られる教えを残した宗教者が、これまでいたであらうか。神は人とその世の何に思いを向けて、

このような教えを説くべく金光大神を仕向けたのであろうか。

思えば、神への信仰は、神的イデアへの観念的な信仰ではない。「神の地所」といわれる大地に傷口を触れ、大地の贈物としての水を頂き、倦むことのない天地の働きに与り、生命の充溢を経験するというような、具体的信仰行為を伴うものである。通常は、それを、定められた宗教儀礼を通して行う場合が多いが、金光大神は、いつどこにあってもと説いている。それは、「日柄方位を見なくてよい」という既述した信仰的確認と関連したものである。つまり、大地はいつでもどこにあっても神の地平として均質であるから、そこから人とその世に向かつて用立てられて来るものは、そのはじめから、あらかじめ聖化されてある。そのようなものとして、土や水をおし頂くということは、大地への信仰の最も具体的な信仰行為となる。しかし、その行為の勧めは、人とその世にとつては、明らかに躓きの石となる。ましてや、海も山も川も、種々雑多なものによって汚染されつつある現代にあつては、その行為はもはや奇行でしかなくなつたと言うことができよう。しかし引用したことばによって提示されている行為が、躓きの石となり奇行となつていていること自体が、人とその世が、大地を攻め立てながら離別し続けてきた歴史を逆照射してくるのではなからうか。

大地の神性を忘れ、大地を使い立てることしかない人とその世は、「勝手さ」と「無礼」に調子づけられ、それが世界の体臭となって大地を覆ってきた。大地は、めぐりめぐって受け継がれる無礼の行為の堆積物によって隠され、神によって聖化されて用立てられた土も水も汚れ、それをおし頂くという信仰行為も奇行としてしか見られなくなつていく。

神様は、荒れ地にしたり、荒れ屋敷になつておるのを一番お嫌いになる。それはそうじゃらう。神様のお体を掃除もせずに荒らしておくのじゃもの。人間でも、風呂へ入らずに垢がついたら、心持がよいか。<sup>⑧</sup>

ここまで思惟させられてきて、この理解のことを思うと、地の荒廢ということもはや、ただ見た目で整序されていないことを指すという以上の意味が隠されていることが了解されよう。人間が大地の神性を忘れたことから、さらに進んで、人間の神への「無礼」が大地を覆い、層をなして垢のように堆積するその様を指示するものとして、「荒地地」「荒れ屋敷」が聞き取られねばならなくなった。思えば今、金光大神生前の想念を超えて、加速度的に大地は、「無礼」の行為によって覆われ隠されつつある。人間と大地との密やかな関係も感受されず、奇蹟もおかげもそこからは生まれない、死んだように冷たく枯れた、人間の力によって力づくで占有された地面が、大地を隠して拡がる。大地の神性は、そのように、人間によって隠蔽されていく歴史を経験し続けて、なお、人間との関係を保ち、その関係のあらわな顕現の時の到来を待機しているのであらうか。

その問いは種々な側面から論及されうるであろうが、ここでは、人間の心身と天地の神性との関係を、金光大神はどのように説いているか、理解のことを考察することをとおして問うこととしよう。

五穀を田へ植えるのを、種下ろしという。夫婦の間に人知れず子供を授けてくださり、魂をお与えくださるのは、神からのお種下ろしである。肉体の方は地からお授けくださってある。御霊みたまは天地乃神様からお与えくださって、人知れず母の胎内に宿り、五体が調って生まれ出るのである。<sup>⑧</sup>

人間の世界を建て上げるため、自然を道具として制御し組み立て直すことができてきた「心慧しい人間」でさえ、自らの心身を、自らの目論見に適うよう作製することはできない。その事実がここに語られている。「人知れず」という何の造作もない表現に、心身と密やかな関係にある神への、金光大神の信仰的思慕と畏怖が現されている。金光大神は、既述したヘシオドスのようには、天地と人間の創造に関わる神話的ストーリーを、絶えて語らなかつた。しかし、一人



一人の誕生と死において、神話を感じ、表現し、その理を解いていったのが、金光大神であったと言える。

死ぬと言うのは、みな日のもとへ帰るのである。仏で言うのも、神道で言うのも、同じことである。魂は生き通しであるが、体は死ぬことがある。体は土から生じて、元の土に帰るが、魂は天からお授けになって、また、天へ帰るのである。こういうことは、一心の者でなければ言わない。何も証拠があつて言うのではない。死ぬというのは、魂と体が引き分けになるのである。「先の世のことは知るまい」と言つて、神様が三日の間、先の世のことばかり教えられた。こういうことは、めつたに話さない。話しても、真に受ける者もあるし、受けない者もあるから。<sup>86)</sup>

文意は解説する要もなからう。右の中で、なぜ「何も証拠があつて言うのではない」と言われねばならなかつたのであろうか。わが力で何事もするといふ「人代」では、証拠のない話は信じられない。ここでは見えないものへは向かい合えないからである。金光大神が話して了解してもらいたいとする相手は、「一心の者」である。一心の者とは、生命の根源としての神と向かい合う人のことであり、また、自らの心身に融け入つてある神の働きへの畏怖を経験させられた者の喩えであらう。その畏怖とは、人間のありとある目論見を超えた働きが、外でもない自らに一番近いものうちでも最も近い心身に脈打つてゐることへの驚きである。その驚きの経験があらためて、目に見えないもの、神的なるものへ人を向かい合わせ、それへの謝念を育てる。そして、その謝念が、心身の具体相に、神の働きを判然と了解せしめることになる。例えば、

左の目は日天四、右の目は月天四である。目の玉が、いくらよく光つても、日天四、月天四のお光がなかつたら、何も見えないであらう。日天四、月天四のお光はあつても、わが目の玉があがつていたら、明りは知れないである

一心の者には、ここで何が言われようとしているかが拝受されようが、「人代」にあつて「人代」としか向き合わない人には、遠くて届かない理であろう。理は届かず、ことは聞かれなくても、大地を「無礼」の垢で埋め尽して止まない「人代」の人々の心身へ、神は「人知れず」その働きを送り続け、人はその働きを受けて、人の世を建て上げている。事実を、金光大神は上述したように、ことばとして人の世へ、人がそれを知るべく告知する。その事実を知らざると、この時にあつて、なお神は人との関係の顕現の時の到来を待機し続けているかどうかという、先に立てた問いは、神へと問う問いでなくて、人への問いとして問い質されることになる。

神と人との密かな関係は、昔からすでにあり、今もつてなお、「人知れず」人の心身の一つ一つの相にまで浸透し働き続けている。そうとしても、人とその世界では、その事実への眼差しは、いよいよ虚ろとなり、人はただ枯死した、「無礼」の堆積する地面と向き合い、見るべきものは何も見えない。

#### 四、権化として

人がものを見る眼差しはどうなってきたのであろうか。ここで、歴史家コリンウッドの言うところに先ず注目してみよう。彼は、『自然の観念』という著書で、

偉大な科学者達（フィロソファ）は、平静に、そして自らの視界が透明になるまで情熱をかたむけ、あたかも、山頂から諸事象を見  
るかのように記述する。<sup>⑨</sup>

と言う。そのように観察された事実についての知識は、パブリック・プロパティ（公共財）として人々に与えられ、技術世界が建ち、そうして大衆一般にその成果が届くと彼は論じている。顧みれば、そうした成果を世代を経て享受することをとおして、われわれは無意識のうちに、その成果の源泉ともなった、「見る」ことの効用、つまり「見られること」に対する「見る」ことの優位性を、精神に捺印してきたのではなからうか。さらには、「山頂から諸事物を見るかのように」視界が透明化するのを待った、偉大な人々の情熱、忍耐には無頓着に、現状のまま視界の届く手許へ、諸現象や諸事物を強引に引きよせて、その限りで「見る」ことを、人々は己の性としてしまっている。それゆえに「見られる」ことは、その性に従属させられてしまうのである。金光大神ではその関係は逆転される。

天地乃神様は、天と地とでじっと見ておられる。地におれば、天からじっと見ておられる。「天知る、地知る、我知る」と言うであろう。それが、天地乃神様が知っておられるということである。天は見通しであるからなあ。<sup>89</sup>

人とその世界は、神によって見られている。見られ方は、じっと、「一目に」「悪いことも、善いことも」みなという仕方である。人が「見る」というときは、方角、高度、明暗、上下、貴賤などを秤りつつ見る。しかし、それとは異なった神の秤で、ありとあるものが見られている。どのように大地を隠蔽しても、人はそうして見られることから逃れられない。

人とその世界は、なぜそのように神によって見られるのであろうか。前節の心身と神との関係の論及で、すでに推察できる間いではあるが、ここで、もう一步進めて論じておかねばならない。

天と地との間に人間がある。すなわち、天は父親、地は母親である。人間、また草木など、みな、天の恵みを受け

て、地上に生きているのである。それゆえ、天は父親、地は母親のようなものである。<sup>④</sup>

昔から「天は父なり、地は母なり」と言うであろう。天地金乃神様は、人間の親様である。此方の信心をする者は、一生、死なぬ父母に巡り会い、おかげを受けていくのである。

天が父で、地が母であるという指示を含む金光大神理解のことばは枚挙にいとまがない。さて、人間以外の草木をはじめ生きとし生けるものは、人間とは異なって、そのはじめから、天と地、つまり親の懐の只中に、その身を任せて生き続けてきた。天と地は、生き物にとっては「母胎」であり、それとの関係がいかに苛酷なものになろうとも、人間のようには決して離反せず、それぞれの関係の定めに従って、母胎としての天地に、とりわけて大地に庇護され続けてきた。既述したように、ただ人間だけが、自らの内に目論見を育て、「術策」を持って、母胎からの脱出を計らい続けて、その歴史を建て上げた。天と地は、その歴史の陰へと、人間によって押し隠されつつも、それゆえにまた、特別に、人とその世界を見つめ、憂いをもって見護り続けている。そのことが金光大神の口をとおして言い出され、解き明かされていると言えよう。天地、とりわけ母としての大地の神は、大地に人が根差し、関わりを人が見失わないよう庇護するのを、その本性とするかのように、本来の關係への復帰を要請して、金光大神を世へと差向けてきているのである。

論述してきた人間の「無礼」の歴史を、ここで言い換えると、それは、見護り続けて止むことのない神、つまり生きとし生けるものの父母を、人とその世界から放逐し続けた歴史であったのである。それはまた、人の心身から引き離すことのできない神の働きの追放の年月でもあったわけで、そのようなものとして人間の歴史を規定すると、それは人が人であることを拒絶する歴史とも言えよう。人として、天と地の間に誕生を許されたにもかかわらず、人でなしの歴史が進行する。その進行につれて、天と地の神、神々は遠くへと引退せしめられ、人とその世界から隠蔽されていく。そ

れにもかかわらず、いや、それゆえにこそ、神は労苦しつつ、憂いをもって「人代」を見続けていることが、金光大神によって知らされてきているのである。

そのように見られている許で、なお、神の忘却と神への無礼の世界史は進行し、人の生も死も、あるいは記号化し、あるいは、抽象化せしめられ、精神の病が蔓延し、難儀がその世界の色調ともなりつつある。④⑤ そのような時、「すがっておれば、(神は)手は放さない」とか、「おかげを受けようと思えば天地金乃神と一つ心になれ」とか、あるいは、「神様の御地内をお借りし、今までの御無礼をお詫びして」という金光大神の様々な理解のことばを、ある特定の個人への、具体的生活問題に應じてなされた、歴史的に限定された教示に止めて了解するだけで終ることはできない。急を要して、「無礼」の歴史を大地の上に蔽い被せた人とその世界全体へ、神から告知されたことばとして聞き取られねばならない。しかし、金光大神の生前中も、また、その後も、それをそうとして聞き取られることは稀有であった。「人代」の進行は止まるところを知らない。

天地の神様のことを何とも思わないから、地がびりりと動いても崩れてしまい、広大なおかげが受けられない。④⑥

早くから、天地の神と同根として名指された金光大神が、上述したような「人代」の進行を見たとき、右に引用したような警句のことばも生れる。大地の根拠から離反して、人とその世が建てられれば建てられるほど、無根の樹木となっていく「人代」の実態を、金光大神は実感し、さらに、神と人との関係の道筋が、「人代」の内奥、つまり、「人代」を建て上げている人の心からも消去されていく様を金光大神は経験した。その実感と経験が、地の狂い、山川海の狂いを、つまり、人の世を庇護すべく用立てられたありとあるものの、用立てとしての働きの喪失の日々を、金光大神に体感せしめたと言えようか。晩年の、つまり明治十年前後からの金光大神は、天と地、とりわけて大地の神の労苦と、「

人代」への憂いの権化と化したかのようである。そのような権化として、金光大神は「人代」の無根さを知らせ、大地の神性を隠し立て見向きもしなくなった「人代」に生きるすべての人が詫びつつ根拠へと帰郷していくことを、日本・唐・天竺<sup>④</sup>、日天四の下、金神の地所である世界に住まうものに促して止むことがなかったのである。

### あとがき

本論は、金光大神晩年、つまり明治十年以降の信仰世界における教義の一側面にふれようと試みたものである。晩年の世界への教学的アプローチは、『お知らせ事覚帳』と言われる金光大神直筆記録の、本所における解読作業をもって、ようやく近年、はじめられたところである。本所における教学は、『金光大神覚』を根本資料として、主として、安政六年前後の事蹟研究、事蹟解釈を礎としながら、金光大神の信仰構造を究めようと努めた経験を持つ。今日までの数多の教学の成果は、その努力の結晶であったと言える。筆者も他の研究者と共に、その貴重な学的経験を分ち合うことができた。

その経験から顧みると、金光大神晩年の信仰構造を究めてゆくについて礎とすべき基礎的研究成果は、未だ皆無と云っていい状況である。そのような状況下において、金光大神晩年の信仰に教義的論究を加えていくことは、無謀な試みとしか言えないであろう。基礎的説明を欠いた教義的論究は、しばしば問い究めねばならない課題を傍らに寄せ、厳密な資料批判を後日に期すことを余儀なくさせられる。本論のテーマに「素描」と付したのは、上述したような意味においてである。筆者は、この素描としての本論が、本教、とりわけ本所における金光大神晩年の信仰世界の基礎的研究成果蓄積の開始を告げる先触れの意味を持ってばと願っている。

(教学研究所所員)

## 注

- ① 『御道案内』大阪教会刊 昭和二十七年
- ② 久保正彰『ギリシヤ思想の素地』岩波新書二頁
- ③ 同右 一二八頁
- ④ 呉茂一訳「アンティゴネ」『世界古典文学全集』第八巻 筑摩書房
- ⑤ 同右
- ⑥ 『金光大神覚』金光教本部教庁刊 一六一—一六二頁
- ⑦ 紀要『金光教学』第一七号所収
- ⑧ トク・ベルツ編『ベルツの日記』第一部下 岩波文庫五一—五頁
- ⑨ 維新期の一般民衆の精神的混乱と金光大神の信仰との関係については、「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第一二号参照
- ⑩ 『研究 金光大神言行録』（以下『言行録』と略称）第三巻 一七二—三 三村佐野の伝え
- ⑪ 人間の目論見について補足しておく。建物を建てる、組織を建て直す、人材を育てるなどいろいろと目論見をもつと、現実化のための諸条件・方法等を考慮し定める。そして諸条件と一定の方法に適合する素材を検証する。自然科学分野で言えばそれは実験である。それによって素材を選択し、目論見実現へと動員せしめる。つまり素材は、目論見が構想する構造の構成部品もしくは、構成部品たらしめるための道具となるよう強制される。
- ⑫ 『金光大神覚』八四—八七頁参照
- ⑬ 「金光大神関係資料」によると「人代ひとよと申し、わが力で何事もやり……」とある。「人代」に對置されることは「神代」である。「神代」については、筆者の講演記録「差し向け・布教・身代わり」東北青年教師連盟誌『青芽』三三号 一一—一三頁参照
- ⑭ 『言行録』第四巻 二〇七—二〇八頁 岡本駒之助の伝え
- ⑮ 同右 第二巻 一〇七八 佐藤光治郎の伝え
- ⑯ 詩人リルケは、詩人としての目で人間の視線を動物の視線の向うところとの対比で問題にした。
- すべての眼で動物たちは／開かれた世界を見ている。われわれ人間の眼だけが／いわば逆の方向に向いている。……／……おさない子供をさえも／わたしたちはこちら向きにさせて、形の／世界を見るように強いる。動物の顔に／あれほど深くたたえられた開かれた世界を見せようとはしない。……
- 「ドワイノの悲歌」（手塚富雄訳）の第八の一連目の冒頭である。
- 第二連目は、
- われわれはかつて一度も、一日も／ひらきゆく花々がその花びらで囲むとる／あの無限な純粋な空間に向きあったことはない。／われわれが向きあっているのは、いつも世界だ……
- 『世界文学全集』一四巻 河出書房
- 「開かれた世界」「無限な純粋な空間」という詩的ことばで暗

示されたものと、金光大神の「大地」「天地」という神の世界とは、同じ次元で別様に捉えられる世界であろう。そしてまた「われわれが向きあっているのは、いつも世だ」という時の「世界」は、金光大神の「人代」に対応するものとして思惟することができる。

①⑦ 『言行録』第三卷 一八六四・一八五九、第六卷 三〇四四など参照 いずれも山本定次郎の伝え

①⑧ 「草木でも節から芽が出て、枝葉を茂らせているであろう。しかし節は堅くて折れやすい。人間も同じこと。信心辛抱していけば、節年を境に年勝り、代勝りの繁盛のおかげを受けることができる。」奉修所資料二四五 福嶋儀兵衛の伝え

①⑨ 「夫婦の間に人知れず子供を授けて下され魂を御与え下さるのは神からの種下しじゃ……」『言行録』第一卷 一四二市村光五郎の伝え

②① 「木の生えはじめ、双葉であるが、おいおい成木するのは天地の親神のおかげである。田畑に植える物には肥やしを施すが、山には肥やしを施す者なし。日に月、年を重ねて大木となる……」『言行録』第三卷 一八三七 山本定次郎の伝え

②② 『言行録』第四卷 二二九〇 神原八重松の伝え

②③ 『尋求教語録』金光教徒社刊 四九

②④ 慣習的信仰世界の問題性については、拙稿「慣習世界と信仰形式」紀要『金光教学』第一五号参照

②⑤ 『金光大神覚』一三三頁

②⑥ 『言行録』第四卷 二二七七 桂松平の伝え

②⑦ 同右 第二卷 一〇〇六 斎藤宗次郎の伝え

②⑧ 同右 第三卷 一七五七 森政さだの伝え

②⑨ 同右 第六卷 三八七二 金光秋雄の伝え

③① 同右 第一卷 二四 石田友助の伝え

③② 「もし、山の頂で腹が痛んだら土をお米と違っていただけ。大休人間は土からできているのも同じことである。顔を洗う水でも、これをお神酒と違っていただけは、おかげが受けられる……」

③③ 同右 第三卷 一五一四 難波幸の伝え

③④ 「親が子に教えるのに、『ひなたの、熱くなつた水を飲めば、暑気あたりになる』と言うが、『ご陽気を受けている水だから、これをいただければありがたい』と教えれば、おかげになる。毒と思うのと、ありがたいと思うのとで、おかげになると、ならないののちがいができる。」

③⑤ 同右 第一卷 九〇七 近藤藤守の伝え

③⑥ 「土でも水でも病が治るといえば、人間は葉の上におるようなものじゃのう。海の水は塩水じゃが、塩水でも真水でも、水といえは一つじゃ。」

③⑦ エリアード『豊饒と再生』せりか書房 九二頁参照

③⑧ この種の理解を受けての信仰実践は、明治政府による医薬妨害を禁ずる政策の影響や、教内の知識層から呪術的・迷信的と評価され批難されることなどがあって、次第に陰をひそめて今



日に至っている。このことについては、綾部教会資料「古々臣の手綱」に記された金光救雄の談話など参考になる。今日、そうした消し去られた理解のことは意味を尋ねることは、われわれに新しい信仰への目を開くについて重要なことと思念させられている。

③4 『尋求教語録』一一

③5 『言行録』第一卷 一四二 市村光五郎の伝え

③6 同右 第三卷 一五一九 難波幸の伝え

③7 同右 第二卷 一一一一 佐藤光治郎の伝え

引用文中の日天四・月天四という神性が、金光大神の信仰世界で持つ意味については、岩本徳雄「日天四と金光大神」紀要

『金光教学』第一八号参照

③8 Collinwood "Idea of Natur" Oxford Univ. Press, GB

31 一五一頁

③9 『言行録』第二卷 一一一一 佐藤光治郎の伝え

④0 金光大神関係資料 石原銀造の伝え

④1 真砂教会編『真砂広前とその初代』一四頁

④2 人の生死の記号化の問題については、拙論「身代り論序章」昭和五十四年度研究報告で詳述した。

④3 『言行録』第一卷 六七二 伍賀慶春の伝え参照

④4 『尋求教語録』一〇四参照

④5 『言行録』第二卷 一一〇一 佐藤光治郎の伝え

④6 金光大神関係資料によると、明治十三年九月には、「…天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き…」という知らせを金光大神は受けている。明治六年の神伝との関わりで、今後論究され明らかにされねばならない神伝の一つである。

## 金光大神教語記録編纂の歴史過程

——大正二年の「御理解」公刊に至るまでを中心に——

宮田喜代秀

はじめに

明治四十一年(一八九八)一月、教監佐藤範雄(ノボ)は、金光中学校講堂で「金光教の将来に就て」と題する講演を行った。<sup>①</sup>その中で佐藤範雄は、

(1)教祖帰幽後年が浅いため、本教には教祖の教えについての一定の表現形式がととのっておらず、またその解釈も乏しい。それは、教祖直信がなお存命中で、彼らが各自信念的に教えを語っていることに一因があること。

(2)もともと直信たちの伝える教えは、自分がこのように聞いたという性質を持ったものであるにもかかわらず、その教えがいつのまにか教祖の教えとして普遍的に權威を持つものとして語られるようになってくると、教祖没後入信した信者は、直信たちの伝える教えを、教祖その人のまぎれもない教えとして受け取り従うようになってくること。

(3)それがため、信者各自が教団の指し示す信仰見解を離れて、教祖理解や神誠神訓を得手勝手に解釈するという傾向が生じ、次第に教祖の真意が伝わらなくなるといふ弊害を生んできたこと。

と教祖の教えをめぐる教内状況を分析している。佐藤のこの分析は、金光大神教語記録類の結集や教祖伝の編纂を進め、改めて教祖像と教祖の信仰を教团的に明らかにし、教団を信仰的教義的に統一しなければならぬ、との教政リーダーとしての決意に裏付けられたものであった。すなわちそれは、教祖理解の誤伝や訛伝の全教的な広がりや、当時台頭してきた青年層からの教祖像闡明化の要求等、山積する教内問題を解決しようとする佐藤の、責任感と使命感に促されたの決意であった。

上述したような願いと使命を強く抱いて佐藤が教監に就任したのは、明治四十年(一八九七)四月のことであった。それまで佐藤は、明治三十三年(一八九〇)の教団別派独立をさかんに管長金光大陣(金光救雄きんこうすけお一八九二)に内申書を提出し、自身は教務の第一線から退き、もっぱら本教人材育成のために教育事業に専念していたのである。

教監に就任した佐藤は、さっそくに四月十日の大教会所大祭時に教監就任申告詞を奏上し、規箴四か条を定め、九か条の宣言文を発表した。宣言文の第一条では「上下協力一致して教義の発展を期し教祖の神意に奉答する事」(原文カタカナ、以下も資料引用時平仮名に直す)、第二条では「教祖立教の主旨を遵奉し教徒信徒の信念を増進するの道を講ずる事」とうたい、教団を教義的信仰的に統一する方向での教政路線を示した。そして、佐藤が第一に着手したのが、明治四十年(一八九七)六月八日の教祖御略伝編纂委員会の設置であった。それは、同年十月執行予定の教祖二十五年大祭の記念事業として、教祖の事蹟調査をめざすものであった。自ら委員長に就任した佐藤は、六月二十一日この旨を全教に通牒した。④また、既に六月十五日には、直信たちの信仰上の経歴等についての調査を、管長金光大陣名で部長教会長一般に命じ、同時に調査内容を具体的に説明する通牒も発していた。その結果、百五十余名の者の信仰経歴が明らかとなった。⑤

しかし、直信たちの信仰経歴は多少なりとも明らかになったとはいえ、教祖生涯の事蹟を僅かな間に調査しようとすることは困難なことであったので、教政当局は、教祖二十五年祭には教祖の履歴を略述するにとどめ、巻末に信条八十二か条を収めたものを臨時に小冊子として二万部発行するという形をとった。冒頭に示した講演での佐藤の発言の背景

には、以上のような教団の動きがあった。そしてその発言の背後には、本教の教義形成、とりわけ教祖の教えの結集に際して、直信たちの伝承する教えをどのように教団的に位置づけたらいいのか、という佐藤の長年の教政課題が読みとれるのである。

ところで、こうした組織化、ひいては信仰集団の秩序維持のために目指された教義形成の動きとは別に、在野の布教の場にあつては、直信たちの伝承する教祖の教えを、筆写したり筆記したりすることで継承していこうとする動きがあったのである。前者の動きが、社会の動きに対応し、いわゆる時流にのって進められたのに対し、後者の動きは、自由闊達な信仰世界の内部において、あくまで人間の難儀救済のレベルでなされていった。その意味でこの両者の間では、教祖の教えの位置づけをめぐる緊張の相が見出されるのである。

そこで本稿では、教祖没後展開される両者の緊張の相が、どのような形をとって大正二年(二)の「金光教祖御理解」公刊に至るのか、また、「金光教祖御理解」編纂にまつわる基本的な諸問題とは何であつたのかを、教祖の教えの位置づけや継承をめぐる教内の動きに焦点をあてて究明を試みることにする。

なお、本稿では、明治四十年(三)頃の定説に従って、「神誠」「神訓」等の信条以外の教祖の教えを教祖理解とし、記録されて資料化された教祖理解を意味する場合には、金光大神教語記録という呼称を用いることにした。

### 一、三直信の契りと二つの布教路線

備後高屋の人土肥弥吉(四)から教祖の教えを聞いて心動かされた佐藤範雄が、教祖広前に初めて参拝したのは、明治九年(五)春正月十日(旧曆)のことであつた。その時、「辰の年、一心に信心せよ、大願成就をさせる。人を助ける身となれよ」との御裁伝が佐藤に下がった。一時この裁伝をとり違えていた佐藤は、後に裁伝の意味を神の御用に自身

を捧げることにあったと気がきまるとともに、神より彼に依ざされた「大願」の真意は、学問を修めて表の御用すなわち教団形成に尽力することである、と思念した<sup>⑧</sup>。そして、明治十五年(一八八二)八月、一派独立の心願を胸に沼名ぬな前神社宮司吉岡徳明を訪ねた佐藤は、翌日教祖に信条作成を願ひ出るようになった<sup>⑨</sup>。

そこから佐藤は、金光菽雄とともに教祖の教えを拝承し、教祖帰幽後、拝承した教えの一部をとり出して「神誠」を編修することになり、<sup>⑩</sup>「神誠」を主軸に、「教祖に頭わされた信心を神道のなかに位置づけ、その限りにおいて公認宗教への歩み出し」<sup>⑪</sup>を開始することになったのである。

佐藤のこの願ひは、野田菅麿への「随行巡教」を発端として、巡教という具体的な働きを通して神道界に信用を得、次第に教団公認化の要件を満たしていくという方向で進められた<sup>⑫</sup>。そして、神道備中事務分局所属金光教会認可(明治十八年)、神道本局六等直轄教会昇格(明治二十年)、同四等直轄教会昇格(明治二十三年)というように、教団独立への準備が着々と整えられていった。この過程で「神誠」十二か条が、「教祖三拾余年間道のため国家のために教諭せられたる慎誠」として、教団的に意味づけられ位置づけられていたのである。

当然のことながら、当時の国家神道体制が強化されていく状況の中で本教が公認を得るためには、組織形成の方向は、国家体制迎合の向きに傾いていかざるを得なかった。そこで組織者佐藤は、「神誠」を基にそれにか条ずつ説明を加え、神道的教説とかがわらせた「慎誠正伝之弁」を作成し、それを、「道の知るべの建石として正しく真の道を教諭せられし」もの、「教祖の本意を誤らしめず本教の旨趣ある所」を衆人に説き明かしたものと、として權威づけ、<sup>⑬</sup>教内に宣布していくことになった。

一方、その頃教内には、教祖にまみえた者たちが、教祖から教導の場で直接受けた理解を人々に伝えるという動きがあった。教祖理解は、それぞれの難儀や問題に応じて、その人その人に下げられた教えである。それは、しばしば生き方の転回を人々にもたらした。ある人々には「前代未聞」の教えとして聞きとめられ、ある人々には「電気にうたれた

ごと」き衝撃を与え、その教えは一生涯の糧として耳底に留められていった。<sup>⑧</sup>そうした人々の中には、教祖理解に魅了され、また、助けられた喜びから一念発起し、自身も布教者となって、世の人々に教祖理解を説く者も生まれた。これらの人々が伝承した教祖理解は、後述する金光大神教語記録類の収集活動の中で、幾千項目とも幾万項目とも伝えられているのである。<sup>⑨</sup>このような動きの先駆をなしたが、佐藤範雄とともに本教草創期に教団形成に関与した二代白神新一郎(一七九、以後白神新一郎)と近藤藤守(一八三)である。

白神、近藤の両者は、明治十六年(一八七)六月十日に、「将来御上に斯の道を貫き、独立の一教派として、生神様へ御礼申上ぐる」と、佐藤との間で約束を交わしていた。その約束に従って教祖没後は、佐藤が直接教会創立を担い、専ら神道本局や政府当局との折衝を受け持つことになり、白神、近藤が実際布教の場において布教に専念することになった。いわゆる「外に対して」の組織化、「内においての」道の拡張、という三直信の役割分担ができあがったのである。そしてその役割遂行の中で、白神、近藤の両者は、布教の場で次第に教祖理解に重きをおいて道を説くという教導姿勢を保つことになっていった。

白神新一郎は、初代白神新一郎(一八二)の著わした「御道案内」を基に道を説くとともに、教祖理解を伝えるについては、斎藤俊三郎(一八三)が「(白神先生は――筆者)いつも教祖様、四神様から承られたまままでほとんど自身の意見とか言葉とかいうものを挿まれることはありませんでした」と語っているように、正しくありのままに伝えるという姿勢を堅持していた。そこには、教祖理解に対する白神の厳しい思いが示されているようである。

近藤藤守は、入信後、明治十四年(一八七)二月の教祖広前初参拜ののちは、妻とともに教祖夫妻を親と慕い、月に二、三度参っては教祖理解を聞くのを何よりの楽しみとしていた。それゆえにか、近藤が弟子に対して「巡教に出た時、本部からの講題だけを話してくるようではならぬ。必ず別に御理解を座談としてくる事にならねば、藤守の弟子とは言えぬ」と語った言葉には、彼の教祖理解についての一貫した姿勢が感じられる。近藤もやはり、白神と同様教祖理解への深い

思いに生きていたのである。

白神のもとからは、初代白神からの縁も含めて、井口市兵衛(二六〇一)、寺田茂兵衛(二六〇二)、有田儀助(二六〇三)、芦田道之助(二六〇四)、安藤みね(二六〇五)、松尾源次郎(二六〇六)、甲島伊三郎(二六〇七)、中野米次郎(二六〇八)、田中庄吉(二六〇九)、岡繁蔵(二六一〇)、魚住半次郎(二六一一)、和田安兵衛(二六一二)―生誕順―ら百余名の者が、早くも明治二十四年(二九)の時点で布教者になっている。また、近藤の手続き(杉田政次郎、高阪松之助の縁も含む)からも、杉田政次郎、沢井光雄(二六一三)、大場吉太郎(二六一四)、増田誠元(二六一五)、虎谷吉兵衛(二六一六)、杉原功(二六一七)、浜田安太郎(二六一八)、西村菊三郎(二六一九)、田畑五郎右衛門(二六二〇)、畑徳三郎(二六二一)、高阪松之助(二六二二)、矢代幸次郎(二六二三)、谷村卯三郎(二六二四)、岩崎平治良(二六二五)―順不同―ら多くの布教者が生まれた。これらの布教者が、兵庫、京都、滋賀、愛知、静岡、東京等へと布教していき、さらにその布教者たちがまた各地へ布教者を送り出すというようにして、本教の教勢は、明治二十年代には、京阪神はもとより東は東京、西は九州、北は北海道までに及んでいくことになった。

#### 白神新一郎教縁者(明治十～二十年代)

氏名	入信年月日	入信時の教縁者	教導職取得もしくは転属年月日	布教年月日及び布教先
井口市兵衛	13・6	白神新一郎(初代)	17・12・5	14・5 兵庫へ出向布教
寺田茂兵衛	12・9	"	25・1・4(転)	15 大阪浪花布教
有田儀助	"	"	17	20・9・26 大阪船場で自宅布教
芦田道之助	14・11・9	"		のち田中庄吉によって始められた神道教御金神社所属講師
安藤みね	20	"(二代)	21・6・4(転)	25 明石へ出向布教

近藤藤守教縁者(明治十～二十年代)

杉原 功	17・2・3	"	21・6・4 (転)	20・5	神戸へ出向布教
虎谷吉兵衛	17・1	"	17・12	22・5 20・10	東京へ出向布教 名古屋へ出向布教
増田 誠元	16・4・18	"	19・3	21・3	彦根へ出向布教
大場吉太郎	16・3	"	21・4・26	21・12	東京へ出向布教
沢井 光雄	16・1・15	"	21・11・22	22・1・22	和歌山へ出向布教
杉田政次郎	15・5・28	近藤 藤守	18・3・14	18・6	京都島原へ出向布教
和田安兵衛	13・3・6	"	21・6・4 (転)	商売のかたわら取次に従う	
魚住半次郎	9・11	"		27・8 21・12	姫路へ出向布教 故あって金光教を離脱し天地教を創立
岡 繁蔵	13・1・13	"	17・12・13	大阪教会で世話係	
田中庄吉	14・4・23	"		16・8・17 15・2・22	御金神社を設立 京都へ出向布教
中野米次郎	11秋	"	17・6・6	16・6	京都で自宅布教
甲島伊三郎	15・1	"	17・12・5	18・3	大阪府南部で自宅布教
松尾源次郎	17・2・14	白神新一郎(初代)	20・1・29 (転)	19・6・16	兵庫港川で自宅布教



岩崎平治良	20・6・28	〃	23・6・18	25・6・28	静岡へ出向布教
谷村卯三郎	19・10	高阪松之助	20・6	23・3・1	名古屋へ出向布教
矢代幸次郎	20・1・18	〃	21・6・25	24・9	近江八幡で自宅布教 北海道へ出向布教
高阪松之助	18・6	杉田政次郎	21・10・14(転)	19・9	大津へ出向布教
畑徳三郎	16・9・7	田畑五郎右衛門	18・10・20	21・5・21	京都府南部で自宅布教 東京へ出向布教
田畑五郎右衛門	15・4・24以前	白神新一郎(初代)	21・11・19(転)	12・7・15春	京都府寺田で自宅布教
西村菊三郎	19	〃	20・11・21	20・10	西宮へ出向布教
浜田安太郎	17・5・16	近藤藤守	19・3・17	21・3	大阪池田で自宅布教

本表は、主として近畿布教史編集室編「教団史参考資料抜萃(大阪布教の初期) 昭52・9・10」を参考にして作成した。

右のような教勢の拡大過程で、教祖理解が次々と伝承されていったのである。また、後には、白神や近藤らの手続き間に伝承される教祖理解に加えて、教祖没後神前奉仕に従った金光四神(鬚くま)の伝承する教祖理解や、金光四神独自の教語類もあわせて伝承、流布されていくことになった。そこから、教祖理解に重きをおく布教路線が、在野の布教者たちを中心に展開していった。このように、「内にあって」の道拡張、「外に対して」の組織化、という佐藤、白神、近藤三直信の交わした約束がもとで、教内には、信条Ⅱ「神誠」を主軸にする布教路線と、教祖理解に重きをおく布教路線とが、明治年代教内の二大潮流となっていたのである。

顧みると、信条を基に組織化を進めるといことは、金光菽雄、佐藤範雄のといった教団形成の方策であった。それに

対して金光四神も、白神、近藤も異論はなかった。しかし、教祖が存命中に下げた教祖理解は、もとより「神誠」のような教条的意味合いを持ったものでなかったし、信条の枠内に収まるものではなかった。「神誠」は、教祖から拝承した教えを基に編修されたものであったので、そこに教祖の信仰内容が盛り込まれているとは言えるだろう。だとしてもそれは、いわば教祖の信仰の骨格・精髓を示したものである。したがって、具体的な個々の難儀や問題が持ち込まれる教導の場では、教祖の信仰の精髓を語りながらも、より具体的に身近な例話を駆使して救済や信仰の授受がなされていかなければならなかった。この意味でも、むしろ信条のように整理されていない教祖理解が、教導の場では欠かせぬ教えとなった。

もちろん、金光四神や白神、近藤及び直信たちの伝承する教祖理解が、明治十六年(1883)の教祖帰幽当初から活発に流布されていたのではなかった。資料的に見ても、明治二十年(1887)までは、ごく一部で「御道案内」や後述の「神訓」が、若干流布されていたに過ぎない<sup>②</sup>。それが、金光大神教語記録類の筆写・筆録活動として教祖理解等を全教に流布せしめるに至ったのは、明治二十一年(1888)の「神誠」や「慎誠正伝之弁」等の伝習が引金となったことであった。

「伝習」は、元吐普加美講の信者であった高畑弥吉(1837?)が圓山教会支所詰になった時、「間違うたことを言うてはならぬ」と、佐藤範雄が明治十八年(1885)に初めて「神誠」の読み方とその大意を伝えたことが端緒となったものである。次いで十九年(1886)十二月広島から願い出た二人に実施し、以後次々に備前、備後、大阪京都よりの願い出に応じて行うことになった<sup>③</sup>。これを佐藤は、明治二十一年(1888)の教会規約改正の際に組織的に位置づけ、「伝習」受講後教導職の補命手続きを進めることとし、「神誠」や「慎誠正伝之弁」の学習という目的に加えて、本教の教風統一をはかるねらいをそこに付していったのである<sup>④</sup>。それには次のような事情があった。

明治二十年(1887)、大阪を中心とする近畿一円の結収を果たした佐藤範雄は、同年神道本局六等直轄教会昇格の勢いに乗じ、翌二十一年(1888)教内統一をはかるためには規約の改正を急がねばならぬ旨を教長金光菫雄に進言し、許しを得て

「神道金光教会條規」を作成することになった。<sup>27)</sup> また佐藤は、この時「條規」作成と並行して、一部からの反対運動を押し切って、「部下支教会所説教所講社事務所等の新設の中止」を実施した。<sup>28)</sup> この佐藤の動きには、布教の拡張にともしない淫祠邪教視される布教者が出現し、組織形成を妨げる要因になっているという教政当局の立場による状況把握から、淫祠邪教視される布教者の輩出を抑制しようとする意図が働いていた。既に見たように、国家神道体制下での組織化の方向は、「神誠」「慎誠正伝之弁」を主軸に国家神道体制とのかわりを深める方向で考えられていた。そこで、六等直轄教会昇格となったのを機会として、本教布教の方向を、一層「神誠」「慎誠正伝之弁」による布教へと整理していくことが、独立へ向けての教政者側の重要な課題とされた。そこに、「伝習」が強化されていく要因があったのである。

さて、明治二十一年(壬辰)の「伝習」実施以後、「慎誠正伝之弁」等のテキストを写すという風潮が教内に生まれた。<sup>29)</sup> そして、多くの信仰者(教師)の間で、教えを書き、写すことが信仰にとって欠かせぬことであるという意識が定着していった。ところが布教者たちにとってこのことは、「神誠」や「慎誠正伝之弁」の筆写にはとどまらなくなっていた。教えを書くという方法で教団が標榜する信仰の植え付けをねらった教政者側の意図を離れて、ある者は教祖から直接生命に響いた教えを自ら顧みて記し、ある者は金光四神伝承の教えを記し、ある者は直信たちから聞いた教祖や金光四神の教えを書き残すというように、未整序のままながらも信仰の教えを収集、発掘しようとする風潮が徐々に生まれたのである。<sup>30)</sup> 以上のような経過で、在野の布教の場において、金光大神教語記録類の継承、流布が始まっていった。

この金光大神教語記録類の流布は、大阪、京都を中心に起きてきたものである。それについては、さきに「教語の筆写活動について」で明らかにしたように、岡本駒之助(1871-1929)の霊地での金光大神教語記録の収集活動が契機となっている。具体的には、岡本の収集した教語記録が大阪教会に持ち込まれたのに端を発し、教祖等の教えを書き写すという動きが、大阪教会、難波教会などとかかわりのある人々の間で起きた。そして、難波教会との縁で京都に布教した杉田政次郎によって教語記録類が島原教会に集められ、杉田の弟子及び教縁者を通じて各地へ流出し、その過程でさらに多

くの教語類が加えられて逆流入するという動きとなっていたのである。

最初の頃この動きは、例えば、畑徳三郎が伏見にいたとき、彼が浜田安太郎のところに若干の教語類が収められていると聞きつけ、「態々大阪迄十三里の路を歩いて、それを写しにお出になった」と伝えられているように、教師といえども教語類の収集は難しかったし、一部に浸透していたに過ぎなかった。それは、あくまでこの動きが、秘密裡に進められていったことと無関係ではない。けれども、その一方では、「信者が説教を拝聴して居ても、一つ御神訓を承ればすぐそれを書き付ける、御理解が出ればすぐそれを書き留めて帰る」といった動きも伝えられており、早くから金光大神教語記録類収集の動きは、所によっては信者間に及んでいたことも推測されるのである。

## 二、「神誠」路線の強化と教祖理解流布の拡大

明治二十七年(一八九四)、神道金光教会創立十年祝祭を期して、四月十一日教祖遺訓収集の旨が教内に口達された。次いで二か月後の六月一日、本部教会専掌(佐藤範雄)名で正式に達示が全教に達せられた。前年の十二月に教祖没後の精神的支柱であった金光四神を失い、いよいよ一致団結の教団体制を整え、独立に向かって教義の拡充が求められたからである。しかし、この時の教祖遺訓収集の具体的な成果は、その後教政当局からは公にされないままで終った。この件については、その年七月に勃発した日清戦争や、三十七年(一八九四)から始まる日露戦争の影響が考えられる。

周知の如く日清戦争による国家の非常事態によって、挙国一致の国風が作られた。この国風に従って本教も戦時時局下での対応を迫られることになり、神道管長稲葉正邦よりの、国威の発揚を祈念し皇国の臣民として此際一意専念忠君愛国の節操を忘れぬよう篤く説論を行え、との諭達<sup>⑤</sup>にに応じて、金光教会長金光大陣は、ただちに各分支所、説教所に「国威振張武運隆昌」祈念のための祭典を行わせ、「教導職たる者の力むべき宣教」の指針として、『講録』を配布した。<sup>⑥</sup>

『講録』では、「若一旦緩急あるの日は義勇公に奉じ、身をも心をも唯管大君の御為国の御為に尽くさねばならぬ訳であるとの吾教祖の御教であります」と、教育勅語の内容を受けて、それが教祖の教えとも合致するとして提示された。さらに同書では、「万世一系の大君」としての天皇を頂点に据える国家観が示され、尽忠報国の至誠を尽くすことが教祖の道であることが強調されたのである。こうして日清戦争とともに、教祖の教えが国家奉仕の道具として扱われるようになっていった。これ以後教団の動きとしても、明治二十八年(28)には佐藤範雄と畑徳三郎が戦地に赴き、戦地傷病者の慰問を行うなど、国家に対する金光教の至誠を表わそうとしたのであった。さらに佐藤は、日清戦争を機会に、幻燈映画講演等を通じて赤十字事業の普及にますます尽力するなど、社会的にも本教の地歩を固めていった。<sup>②⑦</sup>

また、いち早く日清戦争の勝利を予測した教政者側は、戦争終結後の社会対応のために有力な教師を養成しようとして、明治二十七年(27)十二月に神道金光教会学問所を開設することになった。<sup>②⑧</sup>学問所の授業内容は、主に国史国文を教授することであった。明治三十年(30)には学問所を充実させ、「神道金光教会中学部」と改称した。続いて三十一年(31)七月には教師速成科を同中学部内に設け、七月二十五日には、本科生から初めて中野辰之助(31)と改称した。続いて三十二年(32)七月には、影、坂(32)ら四名の卒業生を出すことになった。<sup>②⑨</sup>これらが要因となって、本教は、神道管長稲葉正善の、「既に金光中学を設立し、目下数百名の生徒を教養しつつ有之、其他教務上の組織凡て完備に至り候に付」との添書を<sup>③①</sup>得て、三十三年(33)六月、別派独立を成し遂げるに至ったのである。

しかし、独立後も組織化の方向が、国家神道体制の枠から離れることはなかった。むしろこの路線は、国家の宗教政策との絡みの中で、巡教と出版物による啓蒙活動を通じ、さらには人材の育成によって、ますます強化されていった。

巡教活動は、この時まで実質佐藤範雄の働きに負っていたが、明治三十五年(35)を出発点に、三十七年(37)、三十八年(38)、三十九年(39)と巡教師の数も増え、規模も範囲も全教的になっていった。<sup>③②</sup>一連の巡教が目的としたことは、独立教団にとらぬ教師の自覚の高揚と人民の教化訓導を内外ともに展開することであった。巡教にさいしては、讚題を

設け、後述の神誠正伝の一節や神誠、神訓を奉読し、説教では、「幽遠玄妙なる大真理、即ち我教主の神訓信条を、懇篤に親切に且つ平易に、明瞭に教え導き諭す」ことに力点を置いた。<sup>42</sup>しかし、教主の教えを説き教え導くといっても、それらは、三十七年(○)の日露戦争時局下での戦時巡教として実施されたものであり、二十七年(○)の日清戦争下での教政方針を基本的に継承するものであったことは明らかである。

出版物による教化、啓蒙活動は、『金光教主神誠正伝』、『神訓』、『天地乃大理』等によってなされていった。『金光教主神誠正伝』は、既述のように、「慎誠正伝之弁」「教主慎誠明弁」としてその内容はこの時までには知られていたが、独立時には教義の所依の典籍として修正位置づけられ、明治三十三年(○)十月十日に公刊されたものである。文章は一段と整い、内容も復古神道思想が一層明確に打ち出されている。<sup>43</sup>

『神訓』は、独立請願時に「信心の心得・道教の大綱」として、『神誠正伝』に次いで教義の所依の典籍と位置づけられ、政府当局に提出されたが、『神誠正伝』同様教内には流布されていて、その内容は既に知られていた。けれども、『神訓』の公刊(明治三十五年十月)によって、信条を基とする組織化路線が補完されるようになったことは意味深い。公刊後は、当時の国民生活に浸透していくのに恰好のものとして、なおさらに布教活動に活用されることになったからである。『天地乃大理』は、明治三十七年(○)二月に開催された巡教師講習会において、『立教要旨』として佐藤範雄が講述したものを基としているが、全体が七章に分かれ(立教沿革大意、天地の大理、人の本務、修行の本旨、顕幽感通、死生の安心、神人一致)、その後の幾度かの修正加筆を経て大正二年(二)に完成されたもので、本教初の本格的な教義書と言える。佐藤範雄が本来持っていた教主に対する考えと、神道的道徳的な考えが区別されることなく同居して著わされている点に、本書の特徴を見ることができよう。

以上見てきた当時の出版物の大部分は、戦時下での軍国主義的国家体制追隨の教政方針の確認を全教に要請することと、国学を基にした教主の教え、すなわち神誠・神訓の解釈を通じて、金光教を内外に宣布することに大いに貢献した。

他方、人材の育成は、あくまで教団人育成に主力をおき、組織の充実をはかることをねらいとして進められた。具体的には、金光中学校本科生としての五年間の修行と、同中学校内の講習科設置にともない始められた金光教教義、倫理等の課目履習を通して、教団の各面で活躍することのできる若い人々を育成しようとするものであった。講習科は、明治三十四年(○<sub>乙</sub>)九月の第一回講習生入学から三十八年(○<sub>乙</sub>)二月までに前後七回にわたって開講され、修了者一七四人を出している。そして本教の教師は、金光中学校本科及び講習科の卒業者から任用された。しかし、これらの措置を講ずるのみでは教師の自然減少を僅かに補うという程度であったため、明治三十七年(○<sub>甲</sub>)の二月と三月には、あらためて入学勸奨のための通牒が発せられた。以後教内子弟の入学は一段と多くなり、翌年十二月には学則を改め、私立金光中学校と改称、普通中等教育機関へと変わっていった。そこで、従来の教師育成を目的とした金光中学校本科及び講習科を特立して、金光教教義講究所が設置されることになった。<sup>④</sup>

前者金光中学校本科生が、明治三十三年(○<sub>乙</sub>)に佐藤範雄が提出した内申書に示された「かく被成候内には後進者なる適当な人物も出づ可く」との願いを受け、育てられていったことは言うまでもない。のちのちの教団を背負った人たちの多くは、ここから巣立っていったのである。これらの人々が、次章で述べる『新光』グループを形成し、明治四十年(○<sub>乙</sub>)に発足した佐藤内局が担った教団を教義的信仰的に統一しようとする課題に、共に取り組んでいくことになった。上述してきたような教団中央での教政的な動きに対し、在野の布教者たちの間で始まった金光大神教語記録類の収集活動は、明治二十七年(○<sub>甲</sub>)の教祖遺訓拾集の達示を受けてさらに活発になり、教語記録類の流布の輪を拡大していくことになった。

教祖理解を中心とする秘伝的傾向にあった教語類の流布の枠が広げられ、筆写資料や筆記資料が多数成立するのは、明治三十年(○<sub>乙</sub>)に入ってからである。この傾向は、いぜんとして大阪、京都、岡山を拠点とする布教者たちの中に見られるものである。<sup>⑤</sup>ところが三十年代に入ると、独立への機運の高まりや独立後の本教教師としての内実を培おうとする

布教者たちの努力が、一層、教えの筆写、筆記活動を促し、その活動は、ほぼ全教にわたってみられるようになっていった。

教えの筆写、筆記活動が教内で盛んに行われていくようになった頃、大阪教会では、初代白神以来のこととして、学問を重んじ修行生に勉学に動しませることが伝統化していた。<sup>54)</sup> 明治三十五年(乙未)金光教大阪青年会が発足したが、これは神訓研究等を会活動の中心としたものであった。<sup>55)</sup> 一方近藤も、難波教会内に学問所を開設し、大阪市内居住の篤志信者の比較的優秀な子弟を小学校五、六年時代から膝下において、これに宗教教育を施したりしていた。その過程で、雑誌『藤波』(後の雑誌『藤陰』)の発行などの組織的な活動も起こされた。<sup>56)</sup>

地方教会でのこのような作用を受けて、学問を修め、時代感覚を身につけた若い教内の子弟が、本教教師を志すことで教団中央へ送り込まれ、本部での教育を通して改めて全教的視野を持つよう育てられていった。そして、彼らの手によって金光大神教語記録類の収集活動も、より充実していったのである。<sup>57)</sup>

その上、『秀真』(明治三十一年四月刊)、『令徳』(明治三十二年七月刊)、『みかげ新聞』(明治三十三年五月刊)の発刊がこれに加わり、ますます収集活動に拍車をかけることになった。特に、明治三十三年(丙申)四月発行の『秀真』十号付録に、九十項目の教語類が掲載されたことは、注目に価するものであった。これは桂松平(五八)一砂が、「過般来全国各教会巡回之節(明治三十一年―筆者)本教会行事上に就き見聞せし廉並に先年拜聴せし教祖の御遺訓左に列挙致候」と『秀真』にその掲載を依頼したものであるが、独立直前の快挙として、若い布教者たちを大いに刺激することになった。その他、『令徳』『みかげ教聞』では、「初代白神師小伝」や四神教語、若干の直信の伝承する教祖理解が掲載された。このようにして、数多くの金光大神教語記録類を収集した各種筆写本が成立していった。それらは、「教語の筆写活動について」で詳述したように、「金光大神御遺訓叢誌」(天野慶蔵)、「貝原谷五郎本」(貝原谷五郎)、「金光教祖御神訓」(斎藤俊三郎)、「規兼手記」(堤政治郎)、「教祖大神金科玉条集」(谷村萬之助)、「御理解」(中谷富隆)、



「天声神語」(八木栄太郎)ら数百項目を超える教語類を収録している。そして今日日本所で確認できるだけでも、明治二十年代、三十年代併せて約七十点の筆写本を数えることができる。それに、戦災に遭って資料を失った大阪・東京地方、資料の発掘が進められていない九州地方、教会誌等には出てくるが原資料が未発見の全国各地の教会初代の筆録類等を考えると、現在までに発掘された資料の背後に、相当数の喪失もしくは未発掘の教祖教語記録類の存在が窺われるのである。

以上、明治二十年(乙未)当初の「伝習」に発する教語の筆写、筆録活動は、以後在野の布教の場での教祖理解等の収集活動を促し、金光大神教語記録類の流布の輪を全教に拡大することになったことを見てきた。これらの動きが、教政者側に事態の解消と何らかの対応を迫ることになり、明治四十年(乙卯)を期して金光大神教語記録類の結集という、新たな局面に教政者側は立たされることになっていったのである。

### 三、教団二世の台頭とその役割

二章で述べたように、金光大神教語記録類の流布の輪は全教に拡大して、明治四十年(乙卯)を迎えることになった。しかし全教に広がったとはいえずそれは、教師間のひそかな筆写活動の積み重ねが生んだ状況としておさえられねばならない。あくまで、これら教会や布教者間で収集された金光大神教語記録類は、秘密占有物としての性格を示すものであった。<sup>④</sup>それゆえ大部分の教師以外の信奉者のもとでは、教導の場で語られる教祖理解等を筆記したり、知人を通じてわずかな教語類を写したりするということが関の山という実情であった。<sup>⑤</sup>

筆写の際には、書き間違いや読み間違いは当然のごとくつきまとう。中には、意識的に、自身に了解しやすいように加筆したり改良を加えたりする者もいただろう。また、聞いたものを書き取る時には筆録者の聞き間違いもあったら

う。要点を書き記す手法も、人それぞれであっただろう。さらに、何段階もの人の手を経て筆写された教祖理解等が教導の場で信奉者に伝えられ、それが聞く者によって書き取られ、さらに写されていくのであるから、伝承過程で教祖理解が誤って伝えられる可能性はますます増大していく。金光大神教語記録類の流布の拡大は、また必然的に教祖理解の誤伝や訛伝を全教に広げていくという状況をも生むことになったのである。

そうした中で、明治四十年(○<sub>地</sub>)に教祖二十五年祭を迎えるにあたって、教祖理解等の自主刊行がなされたり、教内の新聞や同人雑誌に教語類が掲載されるなど、若い世代を中心に金光大神教語記録類をめぐる新しい動きが起こってきた。既述した大阪青年会の一員(当時副会長)森定虎吉(○<sub>ハ</sub>○<sub>五</sub>)は、大阪教会入所以来師匠白神新一郎や先輩諸師から口伝えられたり自身が筆写収集していた教祖理解等を取りまとめ、私版本として『信心の栞』を明治三十九年(○<sub>地</sub>)九月に刊行した。森定が同書に自ら記しているようにこの刊行は、「信心の道を進行く道導<sup>みちしるべ</sup>」として同書を位置づけ、これを出版することで、「信心の道奥深く分入らん為に資する」ことを願ったものであった。

発刊後たちまち教内一般に流れ、教義講究所生の間でも人気を博して翌四十年(○<sub>地</sub>)一月増訂再版されることになった。同書では、巻頭に神誠神訓を掲げながらも、教祖や金光四神の理解百五十一節が収められ、必要な項には解説が付されている。教語類の掲載にあたっては、「御理解が、教祖の神様のであるか、將金光四神様のであるかが甚だ不分明なのが間々ありますが、兎に角何方にもせよ人を導くに力あるものは悉く載せる事」にしたという。

また、続いて明治四十年(○<sub>地</sub>)三月には、齋藤誠逸郎(○<sub>ハ</sub>○<sub>六</sub>)の手によって『教義叢談』が刊行された。『教義叢談』は、教祖略伝その他より成るもので教政当局者以外のものによる初の教祖伝であったが、巻末に二百十七項目の教語が「神訓集」として掲載されている。「神訓集」の掲載について末尾には、「多少とも信仰の道程を高め真理の靈光にふるゝ一助ともならんには」と記されているので、森定同様の願いが齋藤の同書刊行の意図にも読みとれる。

「神訓集」では、「三千余訓中を抜抄したるものなれども、この他神訓幾何なるを知らず……再び訂正増補をなして、

他日、読者に、至高深遠の神訓を悉く編述し、……再び大部の物を著さんと欲す」と、近い将来の再刊が約束されていた。けれども、神訓集という名称を御理解集とすべきだとの批判があり、さらに四神教語が教祖のもととされているとの批難を浴びて、再刊はとり止めになった。<sup>⑤</sup>森定や齋藤の刊行の動きは、これまで教師の秘密占有物とされていた教祖理解を、一般化しようとするものであったと言えよう。

森定や齋藤の動きに呼応しながら、教内新聞雑誌を通じ、より積極的に教語類を整理しようとする動きも起きた。この時期、教会や布教者間で収集され成立した金光大神教語記録類には、「金光大神御遺訓叢誌」「金光教祖御神訓」「教祖大神金科玉条集」「教祖様の御遺訓」というように教祖を冠したタイトルは付けられているが、その多くを金光四神の伝承に負っているという特徴があり、次第にこのことが問題になってきたからである。それゆえ明治四十年(戊)に入ると、「片岡次郎四郎の伝え」を中心に有力な直信たちの伝承する教祖言行が、『大教新報』(明治三十九年一月刊、『令徳』、『みかげ新聞』を継承、旬刊)、『新光』(明治三十九年五月刊、同人月刊雑誌)、『藤陰』(明治四十年八月刊、難波教会藤陰青年会月刊雑誌)らに掲載されるようになってきた。この動きが、若い世代によって担われたことは言うまでもない。

「片岡次郎四郎の伝え」は、山下鏡影が前記明治二十七年(乙)の教祖御遺訓拾集の達示に依じて片岡が自記提出した資料を基にし、『大教新報』に、「小伝直信片岡次郎四郎師」を掲載することで紹介された。<sup>⑥</sup>山下はこれを、同紙六六号(明治四十年六月二十二日)から一〇〇号(四十一年二月二十一日)まで二十五回にわたって執筆、提示した。その間同紙上には、「教祖の百日修行」と題して同じく「片岡の伝え」を中心に佐藤金造(ハク)が筆を執り、次いで「過ぎにしあと―近藤藤守」、「大谷旅館の濫觴―津川治雄」、「結界の御準備―藤井くら」、「戻の風は十層倍―高橋富枝」、「世界の大谷―国枝三五郎」、「信心の初め―大本藤雄」等、直信の伝える教祖言行が談話の形で紹介された。同時に「御裁伝」「御理解」の欄が設けられ、「片岡の伝え」や「津川治雄の伝え」が同誌上に掲載された。また、明治四十二年(己)十月には、文学士佐藤薇洞こと金造の手になる『直信片岡次郎四郎師』も発刊された。

『新光』一八号（明治四十年十月八日）は、教祖二十五年祭記念号であった。その関係か、「直信佐藤範雄、近藤藤守、高橋富枝、瀬戸廉蔵先生及び古老に就きて詳しく教祖御帰幽前後の事実を質し、謹んで稿を綴りて、管長金光大陣大人の校閲を経たるもの」とされた「教祖の御帰幽」と題する一文（佐藤金造筆）が掲載された。また同号では、「予が信ずる教祖」として入江雄次郎（のち長谷川、ハシノジロ）が執筆した中に、教祖言行が数項目紹介されるなどした。その他『藤陰』では、明治四十年以降「近藤の伝え」を中心とする教祖の言行が掲載されるようになった。<sup>⑤</sup>

右に述べた若い世代を中心に始まった教語記録類を一般化したり整理しようとする新しい動きは、彼らの立場が布教者であったり学生であったり教務者であったりというように、それぞれ違いはあるものの、彼らが一樣に教祖没後に生を受けた、いわゆる教団二世として、教祖の信仰をどのように把握、継承していくかという世代特有の願いと深くかわって起こされてきたものであった。この願いが、「御理解は教祖の教えの血であって神訓は骨だと思う。されば記念事業として御伝記編纂と共に是非共（御理解の結集―筆者）に着手をしてもらいたいものである」<sup>⑥</sup>とか、「彼の神誠神訓は即ち教祖より抽象したる教祖なり、教祖の精髓なり、神としての教祖なり」、それゆえ「教祖は如何なる所如何なる時代に由て如何なる機に触れて神を信じ教を布き給うに至れりや、如何なる道程を経て神に達し給えりや…如何にして御一生を終始し給えりや（等々の吾等の関心事は神誠・神訓では明らかになし得ない―筆者）」<sup>⑦</sup>とかというように、教祖理解の結集や教祖像の闡明化を促す動きへと結び付いていった。この動きの背後には、例えば次のような言葉に代表されるものがあつたと見てよい。

…私共のそういう時代には金光教というものが、一般から淫祠邪教として取扱われていた、天理教と相並んで。と言うのは、花柳界の人だとか、商売人だとか、役者だとか、そういう人に信仰する人が多い、おかげおかげという。それで世間からみれば淫祠邪教と言う風に思われもし、扱われもしていった。だから一方からいうと非常に肩身の狭い様な気持でいたのであります。……（そこで学生時代、先生が誤って金光教を紹介した時、その先生の自宅をたずね

筆者)金光大神は百姓から出られて、こうこうで(と)その時の私のもっている知識で話をした……

右に掲げた一文は、本所第一回総会(昭和三十年二月二十二日)での佐藤金造の回顧談である。金造の回顧談から、当時本教が世間から淫祠邪教視されていた問題を積極的に担い、正しく本教を伝えようと努めた金造らの姿が浮かび上がってくる。そこから金造らの意識が、社会との関係で教祖理解の結集を求めたり、教祖像の闡明化を要求するものであったことが分かる。上述の教団二世たちの動きは、たしかに彼ら教祖に相まみえることのできなかつた者たちの信仰確立にとって、教祖像の闡明が不可欠であるとの彼ら特有の願いを表すものであった。しかしその願いの奥に、淫祠邪教視される本教のイメージを払拭し、世界の明教としての金光教を打ち出そうとする彼らの強い願いもあった。

この願いは、佐藤金造、入江雄次郎、佐藤一夫(八三〇)、和泉乙三(八四〇)、高橋正雄(八四〇)らを代表とする『新光』同人間で顕著であった。そこには、当時の思想界が混乱状況にあったという問題もあった。だから『新光』同人は、自身の精神の安定を教祖の中に求めることはもちろん、より積極的には、混乱する思想界をリードする思想的源流を教祖に求め、それに見合った教祖像をこの時打ち立てようとしたのである。彼らは、全教的にみて生命ある、力ある信仰が欠けてきているために、混乱する思想界の指標となれないのだと本教の現状を批判し、同時に、力ある信仰の欠如の原因を、在野の布教者たちが道及び教祖の教えに対する態度を誤り、教えを記憶し説明するのみで信仰上の問題を解決したとする、その信仰姿勢に求めることになった。さらに彼らは、社会の人々に妄誕無稽の教えを宣伝すると臆測させる霊験中心の在野の布教の在り方に、淫祠邪教視される本教の問題の根を指摘することになった。こうした教内外の状況の認識が、教祖伝の編纂と教祖理解の結集を求める若い世代の願いを生んだと言える。

以上のようなこの時台頭した若い力とその願いは、明治四十年(一九〇七)に誕生した佐藤内局が企図した、教団を教義的信仰的に統一しようとする動きを推進する一つの力となっていた。前述の教祖御略伝編纂委員会の設置を促し、畑徳三郎、白神新一郎、近藤藤守、安部喜三郎(六六〇)、片岡幸之進(七三〇)、高橋富枝(七三〇)らに混じって、山本豊(六八〇)

(五)と共に若い佐藤金造が委員に任命された(注④)ことも、その表われである。しかし、もとより教祖伝編纂という大事業が、一朝一夕に成し遂げられるものではないことは明らかである。この事業の成就には、一つに編纂作業が円滑に進んでいくための組織面での充実が必要であり、二つには確実な資料の収集と分析批判が不可欠であり、三つにはそうした作業が担当できる人材の確保がなされねばならない。御略伝編纂委員会の実情は、どれ一つ満足に果たし得ないという状態であった。したがって委員会は設置されたものの、御略伝編纂の実動には至らなかったというのが実際であった。そのような中で、明治四十三年(一〇)〇、明治天皇の岡山行幸により、御略伝編纂の動きは再燃し本格化することになった。明治天皇に教祖伝などを献上しようとする動きが持ち上ってきたからである。そこで委員会では、早稲田大学で勉学中の高橋正雄を本部に呼び寄せ、同年四月十八日高橋を臨時常務委員に任命し、このことの作業に当たらせることにした。高橋は、同年四月から十月まで、備前、備中、備後、大阪等各地を訪れ、教祖から直接教えを受けた人々に会い、教祖理解等についての聴取記録を作成した。⑧として委員会がようやく実動化することになった。

しかし、調査を進めるうちに新たな問題が出てきたため、教祖御略伝編纂委員会は、教典編纂委員会へと改称、移行され、教祖伝作成よりも金光大神教語記録類の結集等による教典作成に主力を注ぐようになっていった。⑨その問題は、次の三項目に要約することができる。

(A)教祖立教安政二年説についての疑義の発生。

(B)管長金光大陣(教雄)にとって好ましくない資料の発見。

(C)宗教学者姉崎正治の助言。

(A)の教祖の立教が安政二年であるという説は、従来の断片的、概略的な教祖略伝では全てそのように記され、独立請願の時でも、立教は安政二年ということで当局に届けられていた。そのため教内では、安政二年九月十日に教祖が立教神宣を受けたということは定説であった。⑩ところが、高橋正雄の調査の結果、この問題に疑義が生ずることになったの

である。<sup>⑦</sup>それが委員会で問題になり、議論沸騰の中で四神本（教祖の生誕から明治九年の時点まで教祖自らが記した手記を金光四神が写したもので、現在本部教庁刊『金光大神覚』）を安部喜三郎が書き写した資料が安部から提出され、それによって安政六年十月二十一日の立教であることが確認されたという問題である。<sup>⑧</sup>この出来事は、管長金光大陣を始め、佐藤範雄、近藤藤守、畑徳三郎ら本教教団首脳陣が一貫して立教安政二年説を採り続けてきたことからいっても、教団の沽券にかかわる重大な意味を持っていた。また、安部喜三郎の筆写資料提出後、広前家に保存されていた四神本の筆写を委員各自が行うことになったが、筆写してみても、その中に、第一世管長金光大陣の在り方を嘆いている教祖の記述のあることが分かった。<sup>⑨</sup>これが、(B)の理由である。(C)は、明治四十三年(二〇)八月頃に委員佐藤金造が、その師姉崎正治教授(三六)に倉敷で会い、教祖伝編纂のことについて相談した。その時姉崎は、「伝記よりも布教材料の収集が先なるが順序ならずや」という助言を金造に与えたという。<sup>⑩</sup>

上述した理由が相互に重なりあつて金光大神教語記録結集のことがともかく優先されるようになり、明治四十四年(二二)教典編纂委員会が発足した。<sup>⑪</sup>そして、佐藤金造、高橋正雄らは、委員長佐藤範雄の指示を仰ぎながら教典編纂の作業を受け持つことになった。以後教典編纂委員会は、若い力を借りながら順次編纂作業を消化し、佐藤範雄の城崎での「神言百節」の選定、その後の委員会を経て、大正二年(二二)十月の教祖三十年祭時に記念冊子『金光教祖御理解』を刊行した。<sup>⑫</sup>以上が、のち『金光教典』に掲げられたいわゆる「御理解百節」の編纂過程である。

ところで、佐藤範雄が企図し、そのような形で一段落を見た編纂事業が、共にこの課題を担い作業にかかわった教団二世代である佐藤金造、高橋正雄らの願いとした教祖の信仰あるいは教祖像の明確化にどのように応えることになったのか。また、教団二世代が、公刊された「御理解百節」をどのように受け、その後の教政者・教務者としての彼らの歩みの中でどのように位置づけることになったのかは、なお究明されねばならない問題として残されている。

存命中教祖のもとを訪れた人々に下げられた教祖理解は、幾多の歴史過程を経てわれわれの手許に届けられ、新教典の刊行<sup>⑧</sup>によって、その全貌を近々表わすことになった。本稿では、このような教祖の教えの結集をめぐる教団の歴史を、大正二年(二〇)の『金光教祖御理解』公刊に至るまでの教内事情を中心に論述した。そして、そこに二つの位相を確認した。すなわち、教祖没後の組織形成、組織統一をねらいとした教えの確認、継承、展開の相と、人々の難儀の救済をねらいとしての教えの授受、継承、展開という二つの相である。前者は、教団中央での組織形成過程の中で教えを信条として位置づけ、後者は、在野の布教の場で救済への道筋、導きのために教えを位置づけた。教祖没後、明治の国家神道体制下での、金光大神の道存続のための歩みを一先ず開始することになった両者は、車の両輪のごとく相補いあって、このことの実現に邁進した。

しかし、この相互の補完作用は、国家との関係で組織形成をはかろうとすることと、厳しい国家体制下での本教独自の信仰を打ち出そうとすることとの、矛盾や緊張関係のもとに絶えずおかれることになった。そして、金光大神教語記録類の発掘や筆写活動が進むに従い、教団内で公の位置を得て教義の所依の典籍と定められた資料と、在野の実際布教の場で活用、流布されていた教政当局によって位置づけられていない資料との間に、抗争が生まれることになった。

両者の抗争は、「神誠」や「慎誠正伝之弁」によって教内の布教を整理しようとして試みる教政者側の動きと、その方途として用いられた「伝習」を受けることで教えの文字化にめざめた布教者たちの、教理の研究や精神の糧として金光大神教語記録類を収集しようとする動きとの、教えをめぐる姿勢の違いに端を発していた。そこから、金光大神教語記録類の収集活動の輪が全教に拡大するにつれて、教祖理解の誤伝や訛伝が激しくなり、その上教団の指示する信仰見解を離れて教えを得手勝手に解釈するという風潮が生まれ、その結果、金光大神教語記録類の教団的位置づけを教政者側に



迫ることになった。

さらに、この時期台頭しつつあった若い世代の教祖像闡明の要求と相俟って、金光大神教語記録類の結集は、重要な教政課題となっていた。そこで、長年この問題で腐心していた佐藤範雄が教監に就任して事にあたることになり、大正二年(二)の『金光教祖御理解』の刊行を迎えることになったのである。

「金光教祖御理解」編纂によって、教祖の教えとして人々に自由に届けられた金光大神教語記録類は、選別、整頓され装いを新たにした。このように教えを体系化し、それに教団的枠をはめることが、ある意味でその後の本教信仰を規制することになったことは否定できないであろう。しかしながら当時の厳しい国家の制約下にあつては、そのことがまた、金光大神の道による助かりの広がりを与えらるることになったことも、われわれにとっては忘れてはならないことである。

そうとして、本稿で確認した教えをめぐる二つの位相が、明治の国家制約下での特殊事情という問題に還元できない本来的なものであるならば、われわれにとって今後教えをめぐる展開される相が何であるのか、否、本来教えとは何であるのか、金光大神教語記録の公開・公刊を迎える今こそ改めて問われねばならないのである。(教学研究所所員)

## 注

① 『大教新報』九七号参照。

② 『信仰回顧六十五年』上、三九四―三九六頁。以下「信仰回顧」と略) 内申書では、「然テ教監ニハ白神新一郎、近藤藤守二氏

ノ内ヲ先ヅニケ年交代トシテ御任命相成度、タトヘバ白神新一郎教監タルキハ近藤藤守ハ専掌ノ任ニアリ、又近藤藤守教監タルキハ白神新一郎専掌ノ任ニアルト云ガ如シ。カク被レ成候内

ニハ後進者ナル適當ノ人物モ出ツ可クト存候。(中略) 此教育事業ノ一部丈ハ、將來本教大計ノ事業トシテ、不肖ヲ不レ顧、更ニ御命ヲ拜セバ、引続キ暫ラク謹而奉職仕可ク精神ニ御座候」と述べている。

③ 『大教新報』六〇号参照。なお、本文に記した以外の宣言文も、『大教新報』同号に掲載されている。

④ 拙稿「教語の筆写活動について」紀要『金光教学』第一九号

注⑩。(以下「筆写活動について」と略)

⑤ 同右注⑩⑪。

⑥ 同右注⑩。

⑦ 四〇達第九号 部長教会長一般

来十月九日十日ノ両日教祖二十五年記念大祭奉仕スルニ就テハ此二十五年間ニ於ケル本教々徒以上ノ者ノ信仰状態調査ノ必要有之明治十六年九月以前ヨリノ信仰者ニシテ今日ニ至ル迄懈怠ナク信仰セル者ハ左ノ各項ヲ具シテ八月末日迄ニ届出ツベシ此旨相達ス

一 原籍 現住所 職業 姓名

二 生年月日

三 始メテ信仰セシ年月

四 信仰スルニ至リシ動機

五 教徒ニ加列セシ年月

六 信仰上ノ閱歴

七 一家ノ信仰状態

明治四十年六月十五日

金光教管長 大教主 金光大陣

⑧ 四〇監第十六号

来十月教祖廿五年記念大祭奉仕セラル、ニ就テハ教祖御帰幽後廿五年間ノ本教々徒以上ノ信仰状態御調査ノ必要有之明治十六年九月以前ヨリノ信仰者ノ調査ヲ今般達第九号ヲ以テ御達示相成候所該達ノ御趣旨ハ始メテ信仰セシヨリ懈怠ナク今日ニ至レ

ル実績ノアルモノヲ調査セシメラルムコトニ候ヘバ篤ト此旨ヲ体セラルベク而シテ調査要項中第三項ノ始メテ信仰セシ年月トアルハ教祖御在世中大教会所(おもちやしろ)ニ参拜セシ年月ヲ云フ第六項ノ信仰ノ閱歴トハ此廿五年以上ノ間ニ於ケル信仰状態ヲ云ヘルニテ譬バ始メテ旧大本社ニ参拜シ爾来何々広前教会創立後ハ何々教会所ニ属シ又何々教会所ニ転属シ今日ニ至ル等ヲ云フ第七項ノ一家ノ信仰状態トハ譬ヘバ現在ノ信仰ハ親ヨリノ信仰ヲ継統シテ今日ニ至リシトカ否トカ又信仰ノ徳ニヨリテ益々一家円満幸福ニアリトカ等ヲ云フ而シテ右ハ教徒教師タル者ノ調査ハ所属教会長ニ於テ之ヲ調査シ教会長ノ任ニ在ル者ノ調査ハ支部々長ニ於テ調査シ部長ノ任ニ在ル者ノ調査ハ本部直接ニ調査スル義ニ候間此段通牒ニ及候也

追テ調査ハ総テ本人ヨリ口頭ニテ聞取り其上達第九号中ノ第一ヨリ第七マデノ事項ニツキ書面ヲ徴シ夫レニ教会長部長調査書ヲ附シテ差出ス儀ト御心得有之度候  
明治四十年六月十五日

金光教 教監 佐藤範雄

⑨ 「信仰閱歴調査名簿」参照。

⑩ 「大教新報」八三号「記念大祭彙報(二)」参照。

⑪ 後述する齋藤誠逸郎著「教義叢談」を紹介する一文が「大教新報」五七号に「新刊に就て」と題して掲載されたが、その中に、「御承知でもあろうが神訓と云う語は早くより規定があつて御神誠を除く他の七十条の御信条の上にもみ用いる事となつ

て、この神誠神訓を除いた他は如何なる者があっても単に御理解と通称する事に決定たのではないが自然に定って居る」とある。これによって、神誠神訓と御理解との間には、はっきりした区別があったことが知られるし、神誠神訓以外の教祖の教えが御理解と呼ばれていたことが分かる。

⑫ 『信仰回顧』上、明治十一年—十三年の項及び『佐藤範雄、照講話、教話集』二〇—三二頁参照。

⑬ 同右五六—五七頁参照。

⑭ 近年明らかにされた佐藤範雄メモ中、「明治十五、六年の手帳、鉛筆消えゆくにより、明治三十七年六月二十六日、取りあぐ」とされた分に、

。人の身の上から、わが身の上から。今日は人のこと、明日はわがこと。

。わが心にまかせ、みだりに不浄汚れを犯すこと。

。みだりに、わが口にまかせ、不浄汚れを犯すこと。

。時節を待たず、物事を怠り、苦勞すること。

。人の欲情を見て、わが身に欲情を増すこと。

。わが心の角で、わが身を打つこと。

。神国に生まれて神と君との御恩を知らぬこと。

。ただ一つの神の教えの真の大道を知らぬこと。

など、「神誠」の原型を窺わせる教えが記されている。佐藤はこの教えを基に「神誠」を編修したものと思われる。しかし、この分では、教祖の教えは、奥義九か条と約四十項目の信条が

記されているのみであるので、伝えられる八十二か条の神誠神訓の拝承分としては、今なお不充分であるし不明な点が多い。これらの点については、今後の研究に待つしかない。

⑮ 藤尾節昭「布教と教義化の問題」紀要『金光教学』第一号 五四頁。

⑯ 山田実雄「巡教の様相とその問題性」紀要『金光教学』第一号五七—五九頁参照。

⑰ 「慎誠正伝之弁」『諸言』参照。

⑱ 初代白神新一郎著「御道案内」、金光教九幡教会発行『和賀心』や『研究金光大神言行録』（以下『言行録』と略）などによって、その様が知られる。

⑲ 斎藤俊三郎が明治四十年七月十七日に本部に提出した「金光教祖御神訓」の序に、「かくて教祖の神が日夜詣で来る徒に諄々道を説き隨機教諭あらせられたる御神訓に至りては其數幾万条なるを知らず」と記されている。

⑳ 『信仰回顧』上、六一頁。

㉑ 『金光教徒』一一号掲載「白神先生の御理解」。

㉒ 松原龍太郎述「恩師近藤藤守先生」七五頁。

㉓ 神道金光教会大阪分所教師名簿。

㉔ 「御道案内」の流布は、現段階での資料的裏付けは充分でないが、当時唯一の本教を紹介する書であること、明治十八年七月の神道金光教会結収手續大意中、教会講社のために出版する書目として、「先師白神先生ノ遺筆文御道晰略記」が掲げられ

ていることから推測される。また「神訓」の流布については、畑愷「金光教教典の成立過程について」紀要『金光教』第四号一七一—一八頁参照。その他、大正十三年十一月佐藤範雄記「第一世管長真筆神誠神訓(写淨書)」『はしがき』によると、金光教雄が自ら筆写し、篤信者に与えたりもしている。

- ②⑤ 佐藤範雄述『金光教教義講究所史要』二、教会成立と教師伝習」参照。

②⑥ 同右。

②⑦ 『信仰回顧』上、二〇八—二二二頁参照。

②⑧ 同右二〇八頁参照。

- ②⑨ 例えば、「慎誠正伝之弁全」(平安教会資料67)、「教祖慎誠明弁全」(同上68)「慎誠正伝之弁全」(福岡教会資料)「慎誠正伝ノ弁緒言、富有ノ説」(大阪教会資料)及び「金光教会道楽」(天津教会資料)「竹部真覚帳」(姫路教会資料)等に、「慎誠正伝之弁」(慎誠正伝之弁緒言、凡例、御慎誠目録、真道乃心得第一条より第十二条の解説)が筆写、収録されている。

③⑩ この風潮は、一つに実践の教えとして、あるいは心の手控として、一つに神理研究として、教えを収集しようとする動きへと発展していった。さらに、布教者たちが、教導の場である説教の材料を収集しようとする動きへともつらなっていた。説教材料の収集云々は、例えば、「筆写活動について」で紹介した「金光大神御遺訓叢誌」(天野慶蔵)には、説百三拾式、説百七拾、説百九十六、乙説式百〇式、乙説式百十四、説乙部式百廿

七、説甲式百九、等の文字が、教語類を記述した頭に記されていることから窺える。

③① 浜田安太郎「二十年前の信心」『新光』第三七号。

③② 同右。

③③ 『金光教年表』七二頁、及び明治二十七年の遺訓拾集の達示に於いて奈良支所光谷要次郎が提出した文面「然ルニ過日四月十日御大祭之節御口達ノ件ハ、弊生誠ニ不都合乍差出申候処、過日来少シ用々モ有之候テ」参照。

③④ 「筆写活動について」注②。

③⑤ 「神道本局達書綴」。

③⑥ 前掲山田論文六〇—六一頁参照。

③⑦ 『信仰回顧』上、二九三—三二二頁参照。

③⑧ 『金光教教義講究所史要』三、私塾を始む」参照。

③⑨ 同右「四、金光教会学内所の設立」「五、神道金光教会中学部」参照。

④⑩ 『信仰回顧』上、三五二頁。

④① 前掲山田論文参照。

④② 高橋茂久平著『講座の燈火』参照。

④③ 前掲山田論文六六頁参照。

④④ その他の出版物は、『日本赤十字社看護婦訓誡講義』(佐藤範雄述、M35・4・12刊、以下「刊」を略)、『日露宣戦大詔講義』(佐藤述、M37・2・29)、『軍国に対する国民の心得説教筆記』(佐藤述、M37・6・23)、『神訓の威徳』(M37・3・3)、『天地ハ吾住家』

- (同上)、『講座の燈火』(高橋茂久平著、M37・4・13)、『千代の面影』(山下石太郎著、M37・4)、『金光大教』(M37・6)、『明治三十七年十月十日勅語大意』(佐藤述、M37・10・28)、『出征軍人家族戦病死者遺族慰安』(佐藤述、M38・8・1)。
- ④5 『神誠正伝』「第一条」参照。
- ④6 明治三十三年独立の時の「金光教教規」第三条に規定されている。
- ④7 『天地の大理』「序」に、佐藤本人が記している。
- ④8 金光中学校関係の論述は、『金光教学院沿革史』(昭和三十一年金光教学院発行)「第三章金光中学と教師の育成」によった。
- ④9 「筆写活動について」参照。
- ⑤0 昭和五十四年五月金光教給社教会発行『いしずえ』六頁参照。
- ⑤1 昭和三十二年十月金光教教学研究編集『金光教徒社発行』とりつき「第五集」対談―信心について―二十一頁。
- ⑤2 前掲『恩師近藤藤守先生』「③学問所の開設」参照。
- ⑤3 時代は溯るが、神道金光教会学問所設置当初の生徒であった高阪由次郎は、本部での生活中に教語類の筆写を行ったり資料作成を進めている。また、同時期に生徒であった福嶋政治郎(のち塚と改姓)も「規兼手記」を作成している。前記齋藤俊三郎の「金光教祖御神訓」の資料化も、齋藤のこの頃の本部での生活が影響していると思われる。こうした傾向は、若い布教者たちの間では一貫したものであったろう。
- ⑤4 『大教新報』五四号「悲しむべき余の感想」参照。
- ⑤5 金光教篠原教会発行『祖父の語り草』二九頁参照。
- ⑤6 前掲『いしずえ』八頁。なお、増訂版では甲本と乙本があり、編者の氏名が省かれていたり巻頭の神誠・神訓が除かれていたりしている。
- ⑤7 『大教新報』五七号「新刊に就て」参照。なお、齋藤はこの点について、同紙六〇号「拙著に就きて」で詫びを入れ、神訓集に盛り込んだ教えの訂正削除を果たし、教えの出所を明らかにして、再刊したい旨を述べていた。しかし、そのことが困難であったためか、以後発刊された形跡はない。
- ⑤8 片岡の自記提出分の筆写も、この頃より始まっていることが窺える。「古々呂の手綱」(八木栄太郎)「才崎への教祖神御理解写」(西村務進)「教衆(教祖四神理解秘)」(福岡教舎)等の資料に収録。なお上記の資料では、「左ニ記載スル御理解ハ前ノ才崎教会長故片岡次郎四郎氏教祖ノ御元ニ月参リスルヲ殆ソド廿年間此間ニ承リシモノ」あるいは「……御理解アリシ其俣ヲ記載シタルモノ」と記され、四十か条以上の教祖理解が収められている。
- ⑤9 『大教新報』『新光』『藤陰』ら主な教内出版物に掲載された教語類のほとんどは、八木栄太郎編「天声神語」に抜き書きされている。なお筆者はこの点について、拙稿「筆写本研究―天声神語について―」昭和五十四年度研究報告で詳細な分析を試みている。
- ⑥0 『藤陰』四号「出版物の過去と将来」八頁。

⑥1 「新光」一四号「好適なる紀念事業」二頁。

⑥2 高橋正雄は、「新光」一八号で、「『嗚呼何たる混乱の状況』<sup>ありさま</sup>ぞや」とは、我現今の思想界の潮流を觀て、誰しも発せざるを得ない嘆声である。戦国時代とは実社会の状態が紛糾を極めた有様を言い現わす言葉であつて、東西の歴史共に之れ有るを免れぬ乱世の極みであるが、それすらまだ思想界の今日の有様に比べたならば、其秩序あり、規律ある事如何計りであつたらうと想像はれる」と述べ、「思想界の混乱時代に遭遇して人々の惑うのは、何に頼つて己が心靈の安慰を得ようかと云う事である」と述べている。

⑥3 同右。

⑥4 「新光」一九号、「将来の本教」七一―一頁参照。

⑥5 高橋正雄述「教祖伝を頂くについて」(関東教区教師研修會、『金光教報』昭和三十三年六月号)参照。

⑥6 (稟議書)

判決四月十九日 施行四月二十日

明治四十三年四月十八日 主査 伊木

管長<sup>⑩</sup> 副管長 教監<sup>⑪</sup> 専掌<sup>⑫</sup> 教務課長<sup>⑬</sup>

編纂委員任命ノ件

<sup>佐藤</sup>

<sup>山本</sup>

<sup>伊木</sup>

教祖御伝記拝撰ノ件ハ既ニ數年來ノ宿題ニ有之候ガ最早今日ニ至リテハ一日モ緩ウスベカラザル事ニ御座候就テハ之レガ主任トシテ専ラ編纂之事ニ当ルベキモノ無之候テモ不相成依テ中講義高橋正雄ハ之レカ適任者ト被存間左案之通被命可然存ジ此段

何上候也

(別紙)

中講義 高橋正雄

教祖御略伝編纂臨時常務委員ヲ命ズ

明治四十三年四月十八日 管長

⑥7 これがいわゆる「原ノート」と呼ばれているものである。これの大半は、『言行録』へ収録されている。なお本所では現在「原ノート」三冊を保管している。

⑥8 しかし、そのことで「教祖伝」編纂の作業が中止されたのはなかった。注⑩の委員会の作業内容でも明らかなように「御伝記」編纂の作業は、教典編纂委員会の作業内容となっている。また、『金光教年表』一〇二頁には、明治四十四年十二月五日開催の重要会議の中で「教祖略伝の交付」が議題にとり上げられている。少なくともこの頃までは、作業は続行していたと見てよい。

⑥9 明治四十年までに教団で作成された教祖略伝としては、①「教祖之御履歴略書」②「金光教会起源沿革」③「金光教会教祖略伝」が現存している。④は、「明治二十二年五月一日輯之金光救雄」となっている。教祖の信心上の経歴を述べるのではなく、専ら神祇官や浅尾藩など「お上」との交渉について記されている。「右教祖之略履歴通ニシテ生前刑罰小過無之候」となっているのが、これが何か必要な目的があつて作成されたものと思われる。⑤と⑥は、明治三十二年一月調のものである。⑦

- ⑦⑩ 前掲「教祖伝を頂くについて」(富橋述)参照。
- ⑦⑪ 同右。

は、明治十八年の神道金光教会創設から明治三十一年一等直轄教会に至るまでの要点を記したもので、その中に二十八才からの教祖の信仰始め、三十九才の顕幽感通、安政二年の立教神宣等が出てくる。しかし、記述は全体で野紙三頁程度である。④は、野紙で一頁、記述も詳しくなり、妻、子女の名前も出てくる。また、対外的な面も若干詳しくなる。明治三十五年十月十日平安教会長中野正寅謹書の「教祖略伝完」によると、神道金光教会調査事項、備考中、「本教会取調事項甲乙丙丁の四部門に別ち甲号には左の事項を載志巻冊と須」として、。教会起源沿革。教祖及び中興者乃略伝。奉教主神教義の大綱。神道本局に所屬せし理由、を掲げていることから考えると、⑩⑪は、独立請願の時と関係して作成されたものと思われる。それらでは、「安政二卯年九月十日ニ忌由敷神宣アリ」「安政二乙卯年九月十日立教の神意を奉じ」と記されている。その他、前記『天地の大理』(二版・四版)、『教義叢談』でも安政二年立教説がとられている。さらに、佐藤金造著『金光教の成立』(明治四十二年六月刊)でも、「安政二年九月十日、教祖は愈々立教の宣伝を受け給へり」と安政二年立教説は変わっていない。なお、この種の研究では、立教概念をめぐって佐藤光俊が考察した、「『立教神宣』から『立教神伝』へ」(昭和四十八年七月研究発表)、「教団史としての教義」(昭和四十八年度研究報告)があるので参照されたい。

- ⑦⑫ 同右。また、その配布先を記したと思われる「第一号管長公、第二号副管長公、第三号教監、第四号管長顧問(近藤一筆者)、第五号畑專掌、第六号山本專掌、第七号安部課長、第八号佐藤委員」と書かれた資料も発見されている。
- ⑦⑬ 金光教青年会大阪地方連合会発行『立教の神意に聴く』六頁参照。
- ⑦⑭ 『言行録』三巻「教典編纂委員会に関する資料(原ノットより)」七。
- ⑦⑮ 教典編纂委員会の成立時期については、今日まで正確には判明せず、最近まで一応明治四十三年のように言われてきたが、現在では明治四十四年の成立とするのが妥当であると考える。その理由の一つは、従来の四十三年説は、注⑥で紹介した高橋正雄の關東教区教師研修会での「教祖伝を頂くについて」の話をもとにして言われてきたふしがある。ここで高橋は、安部本の提出が明治四十三年の委員会でなされ、そこから四神本が発見されたと、当事者としてその時の委員会の様子や四神本発見の経緯を述べている。そして高橋は、彼が本部に呼ばれ「原ノット」を作成する御用に携わるようになった云々の下りで「教典編纂委員会が本部に出来て、そのこと(原ノット作成)筆者」にあたることになった」と述べている。これが四十三年説の根拠であるようだ。しかし、この時の高橋の話の主眼は、あくまで四神本すなわち『金光大神覚』の発見と、その場に自分が居たということであって、教典編纂委員会の成立時期を意識している

ものではない。その意味では、これを根拠とするには適當ではないし、もし四十三年半ばにおいて教典編纂委員会が成立したのであれば、同年の決算書において、その名称で何らかの補正がなされてしかるべきであるが、そのような資料は発見されないこと。その二は、明治四十四年の本部教庁決算報告書では、歳出臨時部中第四款教典編纂費として従来の典籍出版費（第三款）とは別の款が設けられ、当初予算の形で金五百円、決定後増加として金參百拾円七拾四錢五厘がそれぞれ計上されていること。その三は、明治四十五年四月一日輝文館発行早川督著『天地金の大神』一六頁には、「昨年の春以来、本部の佐藤範雄、難波教会の近藤藤守など、教祖金光大神から直接に教を受けた人々が寄り集まって、本部内に教典編纂委員会を設置し」と、教典編纂委員会の設置を四十四年春と記していること。その四は、昭和九年四月発行（宗徳書房）の『高橋富枝師自叙録』中、六七頁では、「明治四十四年二月十六日教祖伝記編纂会議後御教伝あり（古藤に筆を執らせて自伝を作り家に伝へよ）」と記され、明治四十四年二月の時点でも教祖伝記編纂の名称が用いられていること。以上の四点を併せ考えると、御略伝編纂委員会は、本文八二—八三頁で指摘した明治四十三年度半ばに開催された問題の委員会以後、御理解の編纂、教典の編纂を先行さすようになったのであるが、名称としては四十三年度はそのまま御略伝編纂委員会を用い、新たな会計年度となる明治四十四年度から教典編纂委員会を発足させたと思われる。したがって教典編纂委員会の

公的な成立時期は、明治四十四年四月もしくは四月以降六月頃とされるべきである。

また、佐藤範雄メモから、教典編纂の事業が、この時から教義講究所で進められるようになったことも推測される。

⑦⑥ 森政本—森政隆（森政祖治郎子孫、一九〇五—）が教義講究所卒業後（教師補命昭和六年九月十九日）芸備教会に修行に入り、神徳書院での十年間の御用中に作成した資料である。教典編纂委員会資料を筆写したものは十六冊、委員が持っていたと見られるコンニャク版三冊が現在発見されている。—を通じて次のような作業過程が浮上してくる。

作業の第一段階は、明治二十七年提出の自記資料、四十年の自記資料、口承資料、高橋正雄筆録の原ノート等を伝承者別に分類することであった。「教典編纂材料近の一号、所伝者大阪府南区難波新地、近藤藤守、事由、明治四十三年七月十日吉備ノ家支店ニテ直接聴取、伝承理解……」というように一つ一つ丁寧に分類し清書する作業である。この中で、例えば「占見ノ金神トノ関係」、「形式ニ対スル態度」、「迷信打破」、「家内ト教祖」等々数十項目に分けて、伝承された事項を詳細に分析し、教祖像を探る作業がなされている。

第二段階は、教祖事蹟の重要事項の決定と研究事項の選別である。△議案▽第一、左記各項年代及事実ノ決定、(1)御信仰始め「嘉永三年八月三日新八月廿九日」、(2)顕幽感通「安政五年七月十三日新八月廿一日」、(3)立教「安政六年十月廿一新十一



月十五日」。研(市八三)号、「此一段及(市ノ八七)ノ説キ方甚ダ常識的世間的道德的ニシテ神秘的ナラズ」、研(市五六)号、「神ハ親ナリトノ思想ハ一見超越神論ナルガ如シ他ニ随所ニ視ラルヽ汎神論的傾向トノ關係ハ如何ニスベキカ」等々の記述によって窺える。

第三段階は、「理一四十六号、岡山教会所島村八太郎提出ス、出所明ラカナラズ」生きて居る時神になりおかいで死んで神になれるか」との如く、沢山の伝承理解のうち、教祖理解とみなされるものを選び出し、多少文章を補ったり、理解の出所について調査を行うというものであった。

第四段階においては、第三段階で選出された教祖理解をさらに厳選し、百六十四の教祖理解をとり出している。そして伝承者は、市村光五郎、高橋富枝、片岡次郎四郎、近藤藤守、荻原豊松、佐藤光治郎、山本定次郎、青井さき、森政さだの、難波幸、大喜田喜三郎、津川治雄、石田友助、鳥越四郎吉、石井この、河本虎太郎、吉田多三郎、山形春蔵、大本藤雄、宮永延蔵、岡本駒之助、国枝三五郎、難波なみ、田淵愛造、松本太七、塩飽キヨ、徳永健次、押木マスら約三十人に絞られている。全体の七〇パーセント余は、市村光五郎、高橋富枝、片岡次郎四郎、近藤藤守、荻原豊松、佐藤光治郎、山本定次郎の伝承理解である。公刊された『金光教祖御理解』に収録されていて、この時点で選出されていないのは、僅かに第三十節、三十九節、十四節、八十二節のみである。したがって、この時「御理解百

節」の原型は、ほとんどでき上っていたことが分かる。また、第四段階では、厳選した理解について、赤字で「教祖ノ用語トシテハ訝シ、六二ニ併セルカ」とか、「信仰ト経済ノ關係如何」とか「コノ意義如何」「四神様ノ教ナラズヤ疑、五〇ニ合ス」とか、一つ一つに公刊を前提とした吟味を施すこともなされている。この作業では、それぞれの教祖理解の前後を加えたり、削ったり、長いものを適当に切ったり、適当に他の文章と併せたりして文章上整理することと、社会状況との睨み合せで、理解の有効性、意義等の教義上の問題点の検討が主力であったようだ。

⑦ 内田律爾筆録「佐藤範雄先生に随行、城崎行のこと(御理解集刊行との関係事項)」(教学研究所蔵)参照。なお、右の注⑥から明らかのように、佐藤の城崎行までの間に作業は大詰めを迎えていた。したがって、佐藤の城崎での作業は、彼の命を受けて進めた佐藤金造、高橋正雄らの作成、選別した教祖理解の最終校閲と、厳選された教祖理解をさらに厳選あるいは補い最終決定を下し、配列を考えるというものであったと思われる。

⑧ 『金光教徒』二九号「記念品の下付教」によると、「正確には分からないが大要、第一日七千二百、第二日七千六百、第三日二万五千、が教会長に引率せられた参拝者に下付された」と伝えられている。

⑨ 本文では触れなかったが、具体的な編纂過程で起きてきた諸問題には、①理解とお知らせとの混在及びお知らせの読み違い

や修正の問題（例えば「御理解」第三節）。②「御理解」の修正にかかわって、第七十四節では「其俚神ジャ」が「神心」へと変更され、第九十三節では、「人には上下がない」と原文ではなっているのに「人には上下がある」と意味転換されるなど、決定的な誤りを犯した箇所があること。③神名が、資料では「金神」「天地乃神」と記されている場合もあったが、「神」あるいは「天地金乃神」に統一された問題等が掲げられる。これらは、本教の神観、人間観にも深くかかわる大きな問題点として押えられねばならない。―詳しくは金光寿一「『神誠・神訓』『御理解』に関する研究」昭和四十五年度研究生レポート参照。

また、御伝記刊行を望む教内の声に対して教政当局は、委員会において収集された資料内容を、四神本も含めて、当時本教を世に紹介せんと試みた大阪毎日新聞社会部記者早川督（前記）や大阪朝日新聞社会課長渡辺霞亭（ペンネーム碧瑠璃関）「金光教祖」大正元年九月発行）に伝え、彼らの手によって教祖伝を刊行せしめるといふ形でその声に応えた。これらの著書には、管長金光大

陣、佐藤範雄、近藤藤守の直筆や写真が添えられた。そして両書では、「編者の材料は目下本部の委員会が研究中に属する多くの材料の内、既に間違いないと決定されたものであって、而未だ世上には発表されて居ず、且今日本部から刊行されて居る冊子とは、年代名称又は其他の点に就て、多少の相違があるが、それは本書の方が新しい、そして正確のものである」「最も正確と認むる材料に由つて筆を起し更に佐藤、近藤二氏に就いて事実の有無を調べ万一の誤謬なきを期したり」として、従来定説となっていた立教安政二年説を否定し、安政六年十月二十一日の立教説を教内に打ち出すという措置も講じられた。『金光教祖』が、長く信奉者に愛読されたことは周知の通りである。

⑧ 現在、教団では、昭和五十二年十月一日に発足した典籍編修委員会の審議を経て、「金光大神覚」「お知らせ事覚帳」「金光大神理解」（仮称）を合本にし、新教典として昭和五十八年の教祖百年祭時に公刊しようとする動きが進められている。

幕末から明治初年にかけての時刻制度について

——大谷村を中心として——

金光和道

はじめに

金光大神関係資料には、種々の時刻をあらわす表現が用いられている。即ち、「五つの頭」「明け六つ二分」「四つなれども、四つ半、十字、十一字と申し」等と記されている。これらは、今でいうと、どういう時の概念をあらわしているのであるうか。そういう疑問から、金光大神が生活していた当時の大谷村周辺の時刻に関する事について研究をする事とした。

なお、時刻制度の一般的な事については、主として橋本万平著『日本の時刻制度』（瑞書房）を参考にした。

一、当時の時刻制度一般について

(一) 定時法

太陰太陽暦は江戸時代において、四回の改暦が行なわれ、明治になって太陽暦に改められた。その名称と改暦されそれらが用いられた年は次のとおりである。

- (1) 貞享暦            貞享二年（一六八五）
- (2) 宝曆甲戌暦    宝曆五年（一七五五）
- (3) 寛政丁巳暦    寛政十年（一七九八）
- (4) 天保壬寅暦    天保十五年（一八四四）
- (5) 太陽暦           明治六年（一八七三）

この五つの暦の中で(1)(2)(3)(5)は定時法、(4)は不定時法による時刻制度が使用されている。まず定時法について記してみよう。

金光大神の出生した年、即ち文化十一年の暦をあけると、<sup>①</sup>

八月九日のところには、

秋分八月の中今晩とらの三刻

日の出より日入まで昼五十五刻余  
夜四十九刻半余

六より六まで昼五十五刻余  
夜四十四刻半余

と記されている。これは、八月九日が秋分で、寅の三刻に秋分に入るという事であり、日の出から日の入りまでの時間は、昼が五十刻余り、夜は四十九刻半余り、六つから六つまでの昼の長さは五十五刻余、夜は四十四刻半余であるという事である。これらの時刻は定時法で記されている。定時法というのは、現在使用している時刻制度と同一で、昼夜の長さに関係なく時刻をあらわす方法である。一昼夜を十二等分し、順番に子、丑、寅、卯……の十二支を割り当て、一日の十二分の一の時間帯を一辰刻とするのである。したがって一辰刻は二時間となる。この二時間を詳しく表現するため、一日を百刻に分け、その一刻を更に百に分け、それを一分という方法がある。これを今の時間に換算すると、一辰刻は二時間、一刻は十四分二十四秒、一分は八・六四秒という事になる。一日を十二に分けた一辰刻と、一日を百に分けた時間を併用して時をあらわすのであるから、一辰刻は八刻と三分の一となる。

定時法による時刻制度によれば、正子の刻現在の午前零時、正午の刻現在の午後零時はそれぞれの辰刻の真中である。したがっ

て、子の刻は前日の午後十一時にはじまり、当日の午前一時に終るのである。当時の言い方からすると、正子の刻は子刻の四刻六分の一、正午の刻は午刻の四刻六分の一ということになる。さきの曆に記されていた寅の三刻を例にとるならば、

寅の初刻 寅の零刻から一刻の間

寅の一刻 寅の一刻から二刻の間

寅の八刻 …… 寅の八刻から八刻三分の一の間

ということになっているので、寅の三刻を今の時刻に換算すると、午前三時四十三分十二秒から同五十七分三十六秒までの間という事になる。

なお、以上は仮名曆における時刻制度であるが、同時に使用されていた七曜曆による時刻制度もある。即ち、一辰刻を二等分し、前者を初刻、後者を正刻といい、それぞれを初刻から四刻に分けてあるものである。したがって、八刻三分の一を二等分するのであるから、四刻は一刻の六分の一の長さとなる。

#### (二) 不定時法について

次に不定時法について記してみる。天保十五年からは、曆の上でも不定時法が使用される様になった。その曆の表紙には次の様に記されている。

今まで頒ち行れし寛政曆ハ違へる事のあるをもて、更に改曆

の命あり。遂に天保十三年、新曆成に及び、詔して名を天保壬寅元曆と賜ふ。抑元文五年庚申、宝曆五年乙刻の曆にことわる如く、一昼夜を言ハ、今晚九時を始とし、今夜九時を終とす。然れども、是まで頒ち行れし曆には、毎月節氣中氣土用日月食の時刻をいふもの、皆昼夜を平等して記すが故、其時刻時乃鐘と、まま遅速の違あり。今改る所ハ、四時日夜乃長短に随ひ、其時を量り記し、世俗に違ふ事なからしむ。今より後、此例に従ふ。(句読点筆者、變体仮名は改めた)

天保の改曆では、この表紙に記してある事からうかがわれる様に、当時一般で用いられていた不定時法による時刻制を、曆の上でも用いる様になった事が、従前の時刻制度とかわっている事である。不定時法というのは、夜明けから日暮までを六等分して、六つ、五つ、四つ、九つ、八つ、七つ、六つとし、同じく日暮から夜明け迄を六等分して六つ、五つ、四つ、九つ、八つ、七つ、六つとする時刻法である。この六等分した一辰刻を更に十等分して、零分から九分までに分けられている。「分」は「ぶ」と読むという。<sup>③</sup>

昼夜の長さは毎日変化する。しかし、時計の方は、一年を二十四節氣に分け、その同一節氣中には昼夜の長さがかわらないものとして同じ時刻を使用していた。この時刻の言い方では、昼夜同じ数字の時刻があるので下の表の様に区別していた。

夜	暮	夕	昼	朝	明	曉
五時	六時	七時	九時	五時	六時	九時 <small>とせう</small>
四時			八時	四時		八時
						七時

不定時法では、明け六つ、暮れ六つを太陽が地平線のどこに来た時に決めるか、という事が決定的な問題となる。貞享曆、宝曆曆においては、季節に關係なく日の出の二刻半前(一日百刻制)を明け六つ、日の入り後二刻半を暮れ六つとした。しかし、同じ二刻半前であっても、季節により明るさがちがうので、寛政曆になって、春分、秋分の時京都の日の出前二刻半、日の入り後二刻半における太陽の俯角、即ち七度二一分四〇秒の位置に來た時を薄明、薄暮のはじまりとした。

七曜曆では、月食の時刻を記すのに、特に更点法を用いている。これは、日暮れから夜明けまでを五等分して、これを一更とする。更に一更を五等分して一点とする。日暮れを一更一点とし、以下順番に二更三点等とかぞえ、五更五点が夜明けとなる。夜半は三更三点と三更四点の間となる。

### (三) 明治の改曆による時刻法

明治六年一月一日、太陰太陽曆は現行の太陽曆に改正された。その時の太政官布告で、時刻に關係のある所を次に記してみよう。<sup>④</sup>

一、時刻之儀、是迄昼夜長短ニ随ヒ、十二時ニ相分チ候処、今後、改テ時辰儀、時刻昼夜平分、二十四時ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ、午前幾時ト称シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト称候事

一、時鐘之儀、来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可レ改事

但、是迄時辰儀、時刻ヲ何字ト唱来候處、以後何時ト

可レ称事(読点筆写)

この改正により、暦の上の時刻も、時をつげる鐘の時刻も、すべて定時法によることとなり、公的には不定時法は廃止され、現在の時刻法とほぼ等しい事となったのである。この布告にも記されている通り、「何字」という言い方は改暦以前にも用いられていた。これは「何時」という言い方と字がちがうだけで、内容は同じである。文久二年にはすでに「西洋第八字」とか「西洋第一字」等と用いられている。また、慶応四年二月の太政官日誌第一をみると、最初の出だしは「二月十四日午半刻ヨリ申ノ刻マテニ……」と記されており、同一文書の中で「後明十六日十字ノ朝米国公使館ニ……」という様に記されている。明治元年十月二十一日のものしほ草には「十時」「十二時」と記されている。この様に、『太政官日誌』あるいは、文久二年からの『新聞集成明治編年史』をみると、種々の時刻表現法が用いられている事がわかる。西洋人とのかわりが増加し、西洋時計がだんだん日本に入ってきたこ

ろから、西洋時間も使用されだし、明治の初年には、統一されな  
いまま種々の時刻表現法が使用されだした事がわかる。

## 二、大谷村と時刻制度

### (一) 時刻表現法と時刻

これまでは、一般的な時刻制度について解説してきたが、大谷村での時刻制度の実際についてみてゆきたい。大谷村の庄屋であり、金光大神の手習いの師匠でもあった小野光右衛門は曆数に関する学者でもあった。曆数に関する著書にも「春秋日食法」「日食弁曆術秘書伝」「新法曆詳解」「神道方位考」等があり、その原稿類にいたっては茶箱一杯もある。これらの著述の中では詳細な時刻が計算され記されている。

しかし、普通の生活ではこの様な正確な時刻は必要としない。

そのことは、小野光右衛門及び庄屋を継承した小野四右衛門、小野慎一郎の日記に、時刻に関して次の様に記されていることからうかがえる。

- 四つ 朝四つ
- 五つ 夜五つ
- 六つ
- 七つ 晝七つ 朝七つ 晩七つ
- 八つ 晝八つ 晝天八つ 昼八つ 晩八つ 夜八つ

九つ 昼九つ

深更 五更 飯後九つ

次に金光大神関係資料から、時刻に関するものをあげてみよう。

四つ 朝内四つ 夜四つ

五つ 朝五つ 夜五つ

六つ 夜明けの六つ 明け六つ 暮れ六つ

七つ 晩七つ 夜七つ

八つ 日八つ 夜八つ

九つ 昼九つ

以上、小野家日記及び金光大神関係資料から、時刻のことについてみてきたが、曆に記されている様な「曉」とか「夕」とかいう言い方には、あまりこだわっていないことがわかる。また、いずれも十二支で時刻を記しているものは見あたらなかった。したがって普通の時は十二支で時刻を表現する事はあまりなかったものと考えられる。

しかし、十二支による時刻表現法が全くないわけではない。「永代御用記」<sup>⑩</sup>、「永世御用記」<sup>⑪</sup>には十二支で時刻が記されているところもある。領主あるいはそれにかかわる者の死に関しては必ず十二支で記されている。その他、小野光右衛門の死の時刻<sup>⑫</sup>、領主や家老が着任したり到着した時刻<sup>⑬</sup>、火急の手紙が到着した時刻<sup>⑭</sup>等が十二支で記されている。したがって、公式なものには割合十二

支による時刻表現法が用いられている様である。

さきに記した、昼八つとか、夜九つとかいう時刻を更に詳しく言う場合には、「前」「頭」「過」「半」「終」等と記されている。即ち「八つ前」とか「九つ終」という如くである。あるいは、午の上刻とか子の中刻とか丑の下刻とか言う言い方もある。

ところで、公式には十二支で時刻をあらわしたものは定時法、九つから四つまでで時刻をあらわしたものは不定時法であるという。また、さきにも記した様に、曆の上では、子の刻というのは前日の午後十一時から当日の午前一時までのことを言う。したがって卯の刻というのは、午前五時から七時までの間になる。

これに対して、当時の人々は明け六つの時鐘が鳴った時が卯の刻のはじまりと考えていた。明け六つの鐘は、午前六時ごろになる。この様に、当時は二通りの時刻に関する表現法があったため、同じ子の刻と言っても、約半刻ほどの差がある事になる。これが原因となり、いつから上刻がはじまるのか、いつが中刻なのかという事が、幕府の関係者や当時時鐘を撞いていた人々の間でさえ混乱していた様である。それでは、大谷村ではどうであったのだろうか。

小野光右衛門の著書「吉凶方自序」というのがある。その凡例のところに、

一、カナ曆ノ節氣、何ノ何刻トアルモノハ、昼夜平分ノ時刻

也。世俗其理ヲ不明シテ、此ヲ時鳴鐘ノ時ト混シテ用ルル  
 へ、一毫千里ヲ誤ルノ災アリ。譬へハ冬至十一月中卯初刻  
 トアルモノ、世俗晨六ツ時初刻ト心得ルナリ。コレ全晷七  
 ツ時三分ニナリ、日ノ永短ニヨツテ如此ナルモノナリ。故  
 ニ此書ニハ平分ノ時刻ヲ時鳴鐘ノ時ニ換テ出ス。(句読点筆  
 者)

この資料によれば、冬至の日でも卯の初刻の事を人々は晨六つの  
 初刻と考えているが、実は七つ三分にあたる……という事が記さ  
 れている。したがって、大谷村近辺においても、一般のところでは  
 明け六つの鐘が鳴った時が卯の刻のはじまりと考えていたと同  
 時に、十二支であらわす時刻も不定時法で考えていたという事か  
 うかがわれよう。

さて、不定時法でいうところの、より正確な時刻、即ち曆に記  
 されている時刻の「分」というのは大谷村ではどの様に使用され  
 ていたであろうか。天保九年の巡見使の資料の中に次の様に記さ  
 れている。

御巡見様今晷正七つ時矢掛御出立……

御巡見様笠岡御立、朝六つ時八分之由……

また金光大神は、

七月七日明け六つ二分、生まれ、男<sup>⑩</sup>

と記している。この様に、時刻を正確に書きあらわす時には、こ

れらの時刻表現法が使用されていた事がわかる。しかし、小野家  
 文書の中でも、さきに記した曆数関係のもの以外にはほとんど出  
 てこないで、これらは特別なことと考えられる。

## (二)、改曆による新時刻制度と大谷村民

明治六年一月一日の改曆により公式には現在とほぼ同じ時刻制  
 度を用いる様になった。それでは大谷村はどの様になっていたの  
 であろうか。明治になってから、小野氏は公職から退いたため、  
 公的資料がなくなるが、判明する限り記してみる。「何字」と記  
 されているところが、明治四年七月にある。即ち「七月□日  
 第一字到来」と記されている<sup>⑪</sup>。これは、各藩で発行している藩札  
 を、明治四年の七月十日の相場を以て、後日政府発行の新貨幣に  
 換えるというお触が村に届いた時の時刻である。更に小野慎一郎  
 の日記の明治五年六月十日のところには「十二字過より須恵村へ  
 出張……」と記されている。わずかに二例ではあるが、明治四、五  
 年からは大谷村においても、時として「何字」という時刻表現法  
 が使用されていた事がわかる。

寂光院文書の中に「天朝宮様御触諸用留」というのがある<sup>⑫</sup>。こ  
 れの、明治六年のところに、

六月十三日午後一時善城寺様、同日午後三時着泉勝院受取、

寂光院へ十四日、同十五日午後二時二本性院へ送ル。

また同年十月五日のところに、



来ル十一月三日、祭典之大礼被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>行候条、二日午前第八時  
正服用出願……  
小田県教院

十月七日晩安養院より来、同八日午前八時蓮華院へ達……

(読点筆者)

と記されている。この様に同帳においては、明治六年六月九日には「申上刻」と記されているが、四日後の六月十三日以降はすべて公式文書にも、寺で受けとった際記したものにも「何時」という時刻法を用いてある。したがって、寂光院では、改暦後半年ぐらいで「何時」という時刻法が定着したと思われる。つけ加えておくと、時代はやや下るが、明治九年一月から十二月まで記してある小野慎一郎の「事務日誌」がある。これはすべて「何時」と記されている。

その他、明治になってから大谷村と同じ行政区画の中に入る浅口郡勇崎浜では、明治五年四月から「何字」という時刻を用いるようになり、改暦後からは「何時」という時刻表現が行政者の所では用いられている<sup>⑩</sup>。

以上、行政者とか寺では、明治四、五年ごろから「何字」という時刻表現を用いはじめ、改暦後半年ぐらいたつと「何時」という時刻表現が定着したものと考える事ができる。

次に金光大神関係資料によって、金光大神のところではどうなっていたのかをみてゆくこととする。この資料によれば、明治六

年以降明治十六年までの間に、時刻に関する記述が五十か所弱ある。そのほとんどが四つ時とか七つ過とかいう不定時法による時刻で記されている。このことからして、改暦後は定時法の時刻制度にかわったとはいえず、金光大神のところでは、なかなか定時法による時刻制度は浸透しなかった事がうかがわれる。

しかし、金光大神は、明治十一年からは「何時」という時刻も若干記している。それを次にあげてみよう。

(1) 明治十一年旧五月二日に、金光正神が来て、「明三日三  
字」までに浅尾へ行くと言った。

(2) 明治十一年旧五月二十三日に、川手与次右衛門が、「明  
日二十四日『九字』に出頭せよ、と玉島区務所から通知状  
が来た」と知らせに来た。

(3) 明治十三年旧四月十二日の晩「七ツ時」に金光正神が来  
た。

(4) 明治十三年旧六月晦日、金光四神は、妻の産のことにつ  
いて「四つなれども四つ半十字一字」と言って来た。

(5) 明治十六年旧八月の晩「三字ごろ」小雨が降り土地が湿  
った。

(1)~(5)の資料から、これ等の時刻の使用者についてみてゆこう  
ます(2)の資料によると、「九時に出頭せよ」という行政者の示し  
た時刻を、川手与次右衛門が知らせに来て、それを「九字」とい

う様に金光大神が記したという事である。このことから、行政者は「何時」という時刻制度を用いていた事がわかる。

(1)、(4)の資料から、金光大神の次の世代の者のところでは、明治十年代には「何時」という言い方がかなり広まっていたという事がうかがえる。即ち(1)は、「金光正神が『明三日の三時まで浅尾へ行きます』と言った」という事である。(4)は「金光四神が妻の産のことについて、『十時か十一時』と言って来た」という事であろう。この外、明治十八年ごろに記している金光四神直筆資料によると、

(明治)  
十七年旧十二月廿四日夜八時病四に……  
(明治十八年旧)  
同十二月十二日一時杉立掛致シ

と記されている。これ等のことから、金光大神の次の世代になると、明治十年代からは「何時」という言い方がかなり広まっていたと考えてよいのではあるまいか。

次に金光大神自身についてみてゆこう。先に記した(1)と(5)までの資料から、明治十一年には「何時」という時刻制度を耳にしており、自らも「何字」という様に書き記しているという事がわかる。

(3)で金光大神が「四字」<sup>七ツ時</sup>と記しているのは、「四字」イコール「七ツ時」のことであると説明している様に読みとれる。また(4)に「四つなれども四つ半十字十一字と申」というのは、四つが十

字、四つ半が十一字であるという事であろう。このことから六十年來不定時法による時刻制度を使用した金光大神のところでは、不定時法から定時法への切りかえは、容易にできなかったであろうことがわかる。従来、金光大神が使用していた「七ツ時」「四ツ時」等という不定時法が基本となり、その考え方のまま金光大神は「四字」「十字」等の時刻を用いて来たと考えられる。

しかし、金光大神関係資料中、時刻に関する最後の記述は金光大神の死の一月前に記した(5)である。金光大神自身が、「何字」という時刻のみを単独で記した最初で最後の記述である。先に金光大神は死ぬまで、「七つ」とか「四つ」等という時刻を主に使用していたと記したが、金光大神の晩年になると「何時」という言い方がかなり広まり、金光大神自らも「何時」という時刻をも記す程になっていたと考えられないであろうか。

#### おわりに

金光大神が自ら記している時刻「明け六つ二分」「三字」等について、ある程度明らかにする事ができた。ところで、「明け六つ二分」という時刻を現在の時間に換算すると、四時五十一分から五時六分までの間という事になる。この様な、十五分単位の時刻をいかにして金光大神は知り得たのであろうか。あるいは、現在の時刻制度に換算して当時の時刻を考えようとする方法そのも

のに問題があるのであるか。この様に、金光大神と時刻について一番解明したいところがはっきりとしない。

当時は寂光院の時鐘によって大谷村民は時刻を知り得たと考えられる。また大きい星がバラバラと見える程度、あるいは手のひらの三本の太い筋が見える程度の明るさを明け六つ、暮れ六つとして生活していた当時の人々の中であって、何故金光大神は、「明け六つ過」と記さずに「明け六つ二分」という正確な時刻を書き留めたのであろうか。先にも記した様に、巡見使関係資料にただ一か所だけ記されており、庄屋の小野家の公私にわたる日記には、この様に正確な時刻をみつける事ができなかった。わずか一か所、金光大神関係資料に「分」という単位の時刻が記されているという事はどういう意味があるのだろうか。今後、金光大神と「時」について研究をすすめてゆきたい。(教学研究所属員)

注

- ① 『江戸暦——文化十一甲戌暦』
- ② 『京暦——天保十五甲辰暦』
- ③ 分の読み方は、歩と書いている場合もあるから、「ぶ」と読んだものであろう。橋本万平著『日本の時刻制度』塙書房一三〇頁
- ④ 『太政官日誌』明治五年第九十七号、壬申十一月九日、筆者

所蔵。

⑤ ④と同一資料には、次の様な表が付されている。この表によれば、午前零時が午後十二字であり子刻であることがわかる。また、子の刻のはじまりは午前零時であることもわかる。

時刻表

午後			午前		
九時	戌半刻	十時	亥刻	十一時	亥半刻
五時	申半刻	六時	酉刻	七時	酉半刻
一時	午半刻	二時	未刻	三時	未半刻
十二時	午刻			四時	申刻
八時	辰刻	九時	辰半刻	十時	巳刻
				十一時	巳半刻
				一時	子半刻
				二時	丑刻
				三時	丑半刻
				四時	寅刻
				五時	寅半刻
				六時	卯刻
				七時	卯半刻
				八時	辰刻
				九時	辰半刻
				十時	巳刻
				十一時	巳半刻
				十二時	午刻

- ⑥ 『古事類苑』方技部曆道下 四三〇頁。
- ⑦ 筆者所蔵。
- ⑧ 『新聞集成明治編年史』、文久二年—明治五年、第一卷二〇一頁。
- ⑨ 小野光右衛門の日記は、天保八年七月から天保十年五月までの二冊が残っている。小野四右衛門の日記は、文久二年正月から十二月までの一冊と万延二年正月から十二月までの二冊が残っている。小野慎一郎の日記は明治三年正月から、明治六年迄

三冊残っている。但し、明治六年の記述はほとんどない。

⑩ 安政五年正月から慶応四年八月までが一冊となっている。

⑪ 慶応四年八月から明治五年六月までが一冊となっている。

⑫ 「小野啓鑿翁行状」による。

⑬ 「永代御用記」にある。

⑭ 天保九年、巡見使関係資料。

⑮ 上野・芝の寺院の時鐘の撞き方の差、中央、地方の上・中・下刻の考え方のちがいを大野広城著『青標紙』を引用しながら論述してある。橋本万平著『日本の時刻制度』一五〇―一五四頁。

⑯ 金光大神関係資料。

⑰ 「永世御用記」明治四年七月の条。

⑱ この帳は明治四年から明治十年まで記されている。

⑲ 拙稿「幕末から明治にかけての時刻制度について」昭和五十四年度研究報告。

⑳ 金光大神関係資料。

㉑ 時刻対照表（於東京中央標準時による）により算出した。橋本万平著『日本の時刻制度』一三二頁。

㉒ 注⑲と同じ。

㉓ 安政四年、享保七年当時の著書を引用しながら説明してある。橋本万平著『日本の時刻制度』二八頁。

〔資料〕小野家文書 (15)

金光和道編  
(教学研究所員)

永世御用記 — 明治三年二月—明治三年十月—

(解説・凡例は十八号  
一三九—一四〇頁参照)

救助米献納者

覚

一米九俵 堺和瀬平

一同八俵 角田圓治

一同七俵ツ、  
(高田筑三母)

一同六俵ツ、  
(箕輪喜多務)

一同七俵 秋山岩尾  
(武藤新吾)

右ハ、御支配地貧民御救助米之内へ、押而献納被<sub>レ</sub>相願<sub>レ</sub>候處、

願之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候間、爲<sub>レ</sub>心得<sub>レ</sub>相達<sub>レ</sub>もの也

午二月十二日

郡政所

里正長

村々

一米三石 平田慎作

一同三俵ツ、  
(龜山彦五郎)

右之通貧民御救助米之内へ、願之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候間、爲<sub>レ</sub>心得<sub>レ</sub>相  
(池上誼三 委浦十次郎)

達もの也

午二月十八日

郡政所

里正長

村々

陣屋内出火時の心得

御陣内出火之節心得

萬一御陣内<sub>ニ</sub>出火之節ハ、御太鼓櫓<sub>ニ</sub>而急々太鼓<sub>ド</sub>テ<sub>レ</sub>ドシ

打可<sub>レ</sub>申候間、諸職員何れも火事具着用、役掛之外ハ、公廳<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>

罷出<sub>レ</sub>事

但、居宅火近候分ハ、御用捨事

一 兵員之分ハ何れも場所馳付、消防方・水之手等之世話可

レ致事

一 東西御門<sub>ノ</sub>切、銃卒長壹人ツ、副司郡壹人ツ、巡視壹

人ツ、雙方面會所へ相詰、他所<sub>ヲ</sub>相越候者、通先承札、無

用之者一切通し間鋪事

常蔵の除地調査

覺

屋鋪并敷後口小畑共

一 開畑三畝歩

内

壹畝〇六歩

(但、有畝之内  
四割引)

殘公畝壹畝廿四歩

此高四升五合

(但、壹反ニ付  
貳斗五升盛)

屋敷下

一 開畑三畝歩

内

壹畝六歩

(但、有畝之内  
四割引)

殘公畝壹畝廿四歩

此高四升五合

但、石盛同斷

但、此内ニ田成公畝 候得共、天水所故、開

畑并 任 奉 存候

別紙之通被仰出候間、得共其意、末々迄不洩様可觸知も  
の也

午二月

午二月十五日

郡政所

里正長

村々

屋敷前敷六ツ

一 開畑六畝歩

内

貳畝十貳步

(有畝之内  
四割引)

殘公畝三畝十八步

此高九升

但、石盛同斷

屋敷上數三ツ

一 開畑七畝八步

内

貳畝廿七步貳厘

(但、有畝之内  
四割引)

殘公畝四畝十步八厘

此高壹斗九合

石盛同斷

同所上

一 山林貳反四畝步

内

九畝十八步

(但、有畝之内  
四割引)

殘公畝壹反四畝拾貳步

御年貢銀七分貳厘

但、壹反二付  
五分ツ、

公畝壹反壹畝拾六步八厘

合 高貳斗八升九合

山林壹反四畝十貳步

御年貢銀七分貳厘

右者、常藏先祖に被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候御除地畝高取調、下積仕奉<sub>二</sub>指上<sub>一</sub>候

尤、且、竈人池新開御高入ニ相成候通、有畝之内四割引ニ被<sub>二</sub>

仰付<sub>二</sub>候様奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候

午 二月

大谷村

已上

無住の寂光院へ良畝を推薦

奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>上

一 寂光院無住ニ付、佐方村大光院に寺役兼帶被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>居候得

共、無住ニ而ハ寺坊立行兼、壇中ニおゐても、心配罷在候。

然候處、須惠村善城寺良叡義、如法僧ニ御座候間、何卒出格

之御仁惠ヲ以、寂光院へ轉住被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>下度奉<sub>二</sub>歎願上<sub>一</sub>

候。此段御聞濟被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>下候ハ、一統難<sub>レ</sub>有仕合奉

レ存候。依<sub>レ</sub>之以<sub>二</sub>書付<sub>二</sub>奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>上候。 已上

午 三月

大谷村壇中惣代□  
(判九)

多平二

同斷

理

寂光院へ良獻転住願

口上書

一 大谷村寂光院良快隱居被<sup>(候九)</sup>命、佐方村大光院へ寺役兼帶被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>居候得共、掛隔候<sup>ニ</sup>而ハ、自然と指支之義も御座候間、何卒須惠村善城寺良叡義、寂光院<sup>ニ</sup>轉住職相成候ハ、檀中一統忝奉<sup>レ</sup>存候。此段、本寺表へ可<sup>レ</sup>然御執成奉<sup>ニ</sup>頼上<sup>ニ</sup>候

已上

明治三庚午年 三月

寂光院壇中總代

大谷村

川手源七郎

佐方村里正

川手直藏

大谷村里正

小野慎一郎

隣村加印

泉勝院

年行事

大光院御坊

酒造人西沢弥三郎書上

酒造渡世

同斷

二郎口

同斷

平<sup>(治郎九)</sup>

同斷

西澤<sup>(武一丸)</sup>郎

右之通願出<sup>ニ</sup>付、取次<sup>ニ</sup>村方壇中ニおゐても故障之儀無

レ之<sup>ニ</sup>前件被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>下候ハ、難<sup>レ</sup>有仕合<sup>ニ</sup>奉

レ存候

已上

年寄

武一郎

里正

小野慎一郎

常藏の除地を認めず

開畑四筆合

大谷村

常藏

一 壹反九畝八歩

山林

一 貳反四畝歩

右ハ、此度版籍御奉還付<sup>而</sup>ハ、難<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>除地<sup>ニ</sup>之御沙汰候間、御高入相成候上者、年貢諸役共並之通請申旨被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候事<sup>(可脱カ)</sup>

午三月四日



一 酒造米高百三拾三石三斗三升三合三勺 淺口郡大谷村 西澤彌三郎

一 造桶内法 口徑 四尺七寸六六六六  
敷同 四尺貳寸六分七九  
深 三尺八寸七分八六

此桶 貳本 但、壹本ニ付拾石入

一 造桶内法 口徑 四尺六寸二  
敷同 四尺貳分六  
深 四尺八寸七分八六

此桶 八本 但、壹本ニ付九石入

一 同桶内法 口徑 四尺四寸貳分  
敷同 三尺九寸六分二  
深 三尺七寸貳分九四

此桶 四本 但、壹本ニ付八石入

一 同桶内法 口徑 四尺六寸  
敷同 四尺三寸  
深 四尺壹寸

此桶 貳本 但、壹本ニ付四石六斗入

一 替桶 拾本御座候

此造石數百三拾三石三斗三升三合三勺

一 造家 梁 貳間 桁行 八間半 壹ヶ所

右之通相違無御座候 已上

大谷村稼人

西澤彌三郎 印

同村里正

小野慎一郎

お救のこと

門田村

源四郎

其外一同

其方共義、諸色高價ニ付而も、去月已來爲御救ニ土方ニ御取遣、又ハ御救米被下置候處、既ニ麥秋ニ臨ミ、農繁之時節ニも相成候ニ付、土方ハ昨井四日限、御救ハ今廿五日限ニ不下及御沙汰候。依之是迄土方致候男子之分へ米五升宛、女子之分へ米三升宛、御救被下候分へハ、男女共米貳升ツ、知事様御家祿之内より被下候間、難有頂戴仕、向後彌彌農業出精可致旨、御沙汰ニ候事

一 大谷・須惠・延友三ヶ村御救被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub> 共はハ、御沙汰  
之趣村役人共々可<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候

午 四月

此已前三月朔日<sub>ハ</sub>四月廿五日迄被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>御救土方人員、今年御  
用帳ニ委ク、宜略<sub>レ</sub>之

土方出夫大四人

貳百目

(骨折ニ付、増被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之  
壹人前五拾目ツ、)

同斷子供貳人

四拾目

同斷壹人前貳拾目ツ、

土方出夫もの御願銀、五月五日御渡之分、左ニ

一 五拾三匁

役 藏

一 五拾四匁

爲 黍

一 四拾四匁

亦 吉

五拾四匁内歸村當日拾四匁引

一 四拾目

寅 吉

一 四拾四匁

淺 吉

一 四拾四匁

清 次郎

〆貳百七拾九匁

五月六日夫々相渡濟

牛馬売買渡世者は鑑札をうける事

牛馬買賣渡世之者、往々不埒之取扱致候哉ニ趣相聞、甚不都合  
之事ニ候。依而自今無鑑札ニ而致<sub>二</sub>渡世<sub>一</sub>義、決而不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候間、  
於<sub>二</sub>地方廳<sub>一</sub>別紙雛形之通、鑑札相製、渡世もの能々取札之上下  
渡、追而右ノ御札番號通商司<sub>ニ</sub>可<sub>二</sub>届出<sub>一</sub>候事

但、鑑札壹枚ニ付、爲替出金年々<sub>三カ</sub>歩宛取立、通商司<sub>ニ</sub>可<sub>二</sub>

相納<sub>一</sub>事

右、朝廷御布告ニ付、從前之牛間屋・牛改共被<sub>二</sub>廢止<sub>一</sub>候間、小  
前末々迄可<sub>二</sub>觸知<sub>一</sub>、且、右牛馬渡世之もの更ニ名前取調、急速  
可<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>もの也

午五月朔日

郡 政 所

里 正 長

村 々

英國人殺害者人相書

四月廿七日御達

人 相 書

東京淺草出生

喜八 倅

清 吉

一 年齢貳拾四才位

一 丈高キ方

一 色淺黒キ方

一 丸顔ニ而あごこけ候方

一 眼大キク、右眼之下ニ貳寸三寸程疵有レ之

一 背中ニ武者之彫もの有レ之由

一 其外常躰

右昨巳十一月廿五日夜、英商ホーイヲ及ニ殺害、逃去候もの、由、今以探索不行届ニ付、外國に對し候而、不都合之義ニ候間、府藩縣ニおゐて、嚴重探索ヲ遂、捕獲之旨、此段相達候也

庚午三月

右之通從ニ朝廷ニ被ニ仰出ニ候間、得ニ其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知一もの也

午四月廿七日

郡 政 所

里 正 長

村 々

牢破人惣吉人相書

別所岡山高砂町無宿惣吉、去ル十二日曉、破牢逃去候ニ付、御支配地に立入候ハ、捕押引渡候様、岡山藩刑法局ヲ御問合之趣も有之候ニ付、見當候ハ、捕押置、至急可ニ届出ニ候様村々ニ急速可ニ相達ニ候

庚午七月十五日

人 相 書

備前岡山

高砂町無宿

惣 吉

一 年齢三拾四才

但、歳ふけ候方

一 色背中肉

一 顔丸、頬骨高キ方

一 綜髮ニ而濃キ方

但、別々髮垂れかけ

一 鼻筋高キ方

一 言舌穩成方

一 着服結城紺縮

一 其餘常躰

盜賊手配

鳥取藩上田長七・織部十太郎東京ヲ歸藩途中、播州猪崎驛瓦屋松右衛門ト申者方ハ止宿之處、別紙之品々相見ヘ不レ申、外ハ忍入被ニ盜取ニ候義ト存候旨、右藩ニ申出、尤被ニ盜物之内、人馬帳ハ藩印居置候ニ付、御支配地おゐて、手掛リ有レ之候ハ、

知達有<sup>レ</sup>之度段掛合有<sup>レ</sup>之候ニ付、得<sup>ニ</sup>其意ニ、聊<sup>ニ</sup>而も手掛り有<sup>レ</sup>之候ハ、急速可<sup>ニ</sup>届出<sup>ニ</sup>旨、小前末々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>もの也

庚午七月廿九日

郡政所

里正長

村々

上田長七荷物分

- 一 金札貳拾壹兩
- 一 暑寒平袴
- 一 越後惟子花色縞
- 一 かんれいじや羽織
- 一 木綿立縞單物
- 一 羅砂男懷中
- 一 全女煙草入
- 一 印籠根付共
- 一 掛ヶ守
- 一 喜せる
- 織部十太郎荷物分
- 一 金札三拾五兩
- 一 紺茶博多男帶

- 壹具
- 一枚
- 同
- 同
- 同
- 壹ツ
- 壹ツ
- 壹ツ
- 壹ツ
- 貳本
- 壹筋

七節の祝い

- 一 ころふく單羽織
- 一 かんざし大小共
- 一 矢立
- 一 唐木綿小風呂敷
- 一 組紙
- 一 鯉節
- 一 白砂糖
- 一 道中人馬帳
- 一 手形類
- 一 奇應丸
- 一 金粒丸
- 一 消毒丸
- 一 萌黃紺立横縞三幅風呂敷

- 壹枚
- 貳本
- 壹本
- 二十
- 數々
- 貳本
- 壹斤
- 一冊
- 數々
- 二包
- 壹包
- 同
- 壹ツ

人日、上元、上巳、端午、七夕、中元、重陽

右七節も相唱候旨、從<sup>ニ</sup>朝廷<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>付、御祝義有<sup>レ</sup>之旨、

爲<sup>ニ</sup>心得<sup>ニ</sup>申達候、得<sup>ニ</sup>其意<sup>ニ</sup>末々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>もの也

午八月十日

郡政所

里正長

村々

牛馬売買の者へ鑑札を下げる

庚午 民部省通商司  
發行 牧牛馬懸之印

牛馬買賣渡世許可の人名

裏 淺尾藩政 七番  
淺口郡大谷村 留吉  
大谷村 覺  
氏神社の祭日は九月十二日とする

一 賀茂神社祭日 九月十四日  
須惠村  
一 八幡神社同 八月十一日  
右兩社共、御趣意奉<sub>レ</sub>畏、已來九月十二日ニ合祭仕度、奉<sub>レ</sub>伺  
上候  
午八月 兩村 巳上

壹番 福井村  
辰藏  
金井戸村  
貳番 喜代造  
三番 文吉  
井尻野村  
四番 直藏  
源七  
五番 茂三郎  
大谷村  
六番 留吉  
須惠村  
七番 新造  
八番  
右者、牛馬買賣渡世御鑑札御下<sub>ケ</sub>渡相成候條、得<sub>ニ</sub>其意<sub>一</sub>、自今  
無鑑札之者、右渡世難<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>旨爲<sub>ニ</sub>心得<sub>一</sub>末々迄不<sub>レ</sub>洩様可<sub>ニ</sub>觸知<sub>一</sub>  
者也

收納米改札の改正  
御收納米御改札、別紙雛形之通、自今御改正相成、別雛形壹葉  
庚午 八月十六日 御郡政所 里正長 村々

ツ、村々は爲見本ニ相渡候條、得其意、末々迄可爲相心得一もの也

庚午

十月六日

郡政所

里正長

村々里正に

村内の善行者の届

御届書

大谷村

十五郎

當午七拾三才

右者、性來貞實、御法令相守、農事專相勤、租稅速納、一家ハ勿論、近隣組合共、至睦接ニ他人、以正路ニ主ニ節儉、近年聊賑ニ家産、且、御定則已前、伯仲三家、已後次男壹家別宅、孰も外ハ御用辨ヲ勤、加之近隣若輩共ハ御法則并其餘爲筋ニ相成候義ハ説諭仕、都而所業際立候者ニ而御座候

同村判頭

春太郎

當午五拾壹才

父磯次郎行狀正鋪、蒙御賞賜、尙春太郎義、質直謹慎、農事勉勤、租稅速ニ皆納、事ニ父母ニ盡ニ孝養、男六人ヲ撫育、一家

睦敷、組合に示方宜、專節儉少増ニ家産、對他人ニ和順、聊、利欲勝手ニ不レ走故、衆人美稱レ之、實ニ一村之可爲龜鑑者ニ而御座候

同村

讀五郎

當午五拾才

考新五郎、爲人宜蒙御賞美、尙又讀五郎義、性質廉直、盡農事、租稅速納、一家ハ勿論、近隣共睦敷、衆他人之交宜、若他人論端ヲ起テ、自其事ヲ讓、聊不レ争レ之、拾年前妻死失、貧苦之處老母に盡ニ孝養、幼稚之男女撫育、新五郎在世中ハ、蒙御救助ニ候得共、節約勤苦ヲ以、當時ハ可也ニ光陰相送、且、字別所ト唱、村内寂僻地之民ニ候得共、聊人倫之端ニ臨候義ハ天質之事哉ト奉レ存候

當形勢柄、世上之人氣、自然と不レ可然候處、前書之者共、孰も所行正鋪、一際衆人ニ勝候ニ付、此段御届奉ニ申上ニ候

已上

午十月

村役人

前書之通、孰も身行正鋪、衆人ハ勝候ニ付、此段御届奉ニ申上ニ候

已上

（○）内は（ ）の様に貼紙で訂正してある

隠田等を報告のこと

口 達 覺

一 村々畑田成、或ハ開流、又ハ致<sub>三</sub>開發<sub>一</sub>、隠田等ニ相成居候分、安政三辰年一度御改被<sub>レ</sub>仰出、尤、其節ハ隣田之格ニ不<sub>レ</sub>抱、非常之御用捨之上、御高盛ニ相成居、併、已後之御例ニハ不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>趣、御達被<sub>レ</sub>置候段ハ、一同承知候義ニ候處、村方ニ寄ハ、役人等も相替り、届方等閑ニ相成候向も有<sub>レ</sub>之哉ニ御察候間、篤<sub>レ</sub>取調、粗漏無<sub>レ</sub>之様敵高・名前書付ニいたし、來月五日迄ニ可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>候。尤、寛太之御沙汰も有<sub>レ</sub>之事有無取調、來月日迄ニ可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>事

一 諸願・届・伺書等、總而三ツ折綴帳ニいたし、片面七行ニ相認指出可<sub>レ</sub>申、尤、綴目印致、可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>事

但、上紙ハ從前之通、且次第柄ニ寄、美濃紙帳袋入ニ而可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>事

一 村方ニ寄而ハ、先格卜唱、苗字御免無<sub>レ</sub>之ものも、人別名歲帳へ書入之向も有<sub>レ</sub>之哉ニ相見へ、早寛、無<sub>レ</sub>事ニ候間、已來不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候事

右之通相達候也

午十月十五日

名字を許可する

自今、平民苗字被<sub>レ</sub>差許候事

庚午九月

太政官

右之通被<sub>レ</sub>仰出候間、得其意、隠亡・穢多ヲ除之外、一統村

役人ハ御主意之趣可<sub>レ</sub>相達<sub>一</sub>事

但、一村限苗氏届状可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>事

午十月廿七日

郡政所

里正長

村々

行方不明人調べ

差上申一札之事

淺口郡大谷村

- 善吉
- 多吉
- 角三郎
- 留平
- 泰太郎
- えつ
- 長次郎
- 浪五郎

右善吉・多吉ハ、先年東京御屋敷御奉公中、致<sub>二</sub>出奔<sub>一</sub>、角三郎ハ右御屋敷出立歸國途中カ、忝太郎外十壹人ハ致<sub>二</sub>家出<sub>一</sub>、何れも行衛相知不<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>、今朔日カ更ニ六ヶ月尋被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、一同<sub>□□</sub>候。若尋方等閑仕候歟、又ハ身遁候ハ、御科可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。依而御請證文差上申候處如<sub>レ</sub>件

午閏十月

右  
 善吉  
 えつ  
 親類組合  
 藤吉  
 判頭  
 組合  
 連名

吉次郎  
 政次郎  
 きの  
 播次郎  
 正吾  
 ゆふ  
 留十

右  
 右惣代  
 片山藤吉印  
 多吉  
 親類組合  
 長太郎  
 判頭  
 組合  
 右惣代  
 片山長太郎印  
 角三郎  
 吉次郎  
 留十  
 政次郎  
 きの  
 播次郎  
 正吾  
 ゆふ



浪五郎

右角次郎

吉次郎

判頭組合

川手代吉 [印]

右留十

同斷

古川多吉

浪五郎同斷

平田小平

右組合

右惣代

川手代吉印

平田小平印

古川多吉印

鈴木今藏印

右留平

親類判頭

渡邊多平二

右太太郎

親類組合

大島六次郎

右兩人組合

右惣代

渡邊多平治印

大島六次郎印

右長次郎

親類組合

古城六三郎

判頭組合

右惣代

古城六三郎印

諸局休会

一 諸御局是迄御休會、三・八之日二有之候處、已來一・六

日二御改定被三仰出候事

但、里正長出勤臨時之外、已來定式ニ・七ト被<sub>レ</sub>相立<sub>二</sub>候事

候事

庚午閏十月十四日

善行者へ褒美を下さる

淺口郡大谷村

一 米貳俵

渡邊 十五郎

其方義、御法令能相守候而已ならず、若輩に之を懇切ニ告示致し、其上農業出情親族ニ睦敷、他人に交り方宜、神妙之事ニ候。依<sub>レ</sub>之爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>書面之通被<sub>レ</sub>下候事

明治三庚午閏十月十四日

淺口郡大谷村

米壹俵

藤井 春太郎

其方義、農業出情、父母に孝養之道ヲ盡し、其上親族ニ睦敷、他人に交り方宜、奇特之事ニ候。依<sub>レ</sub>之爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>書面之通被<sub>レ</sub>下候事

庚午閏十月十四日

淺口郡大谷村

米壹俵

古川 徳五郎

其方義、農業出情、母に孝養之道ヲ盡し、其上親族ニ睦敷、他人に交り方宜、奇特事ニ候。依<sub>レ</sub>之爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>書面之通被<sub>レ</sub>下

米壹俵

淺口郡大谷村  
川手辨次郎娘

さき

其方義、幼年之倅有<sub>レ</sub>之、親辨次郎ハ、及<sub>二</sub>老衰<sub>一</sub>、兼て貧窮之處、婦人之身ヲ以、雨露之辛苦ヲ不<sub>レ</sub>厭、小商ひ致し、右之細利ニ而一家相續、孝養之道ヲ盡し候段、奇特之事ニ候。依<sub>レ</sub>之爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>書面之通被<sub>レ</sub>下候事

庚午閏十月十四日

殺人者手配

葦山縣

豆州賀茂郡細地村

百姓舛次郎倅

安之助

一 年齢貳拾八才

一 中文中肉

一 色黒キ方

一 顔丸キ方

一 髮濃キ方

一 眉毛厚キ方

木綿淺黄堅縞古單物ヲ着し、三尺帶ヲ佩、遁去事

右之者、當六月十六日、酒狂之上、母いよを鎌ニ而殺害ニおよ

び、村内善介ニ疵爲レ負、逃去候ニ付、府藩縣共嚴密遂ニ探索、捕縛候ヘ共、<sup>(書カ)</sup>早々□□ニ隨ひ、當省并韭山縣之内ニ差出可レ申事

庚午九月

刑部省

右之通被<sup>レ</sup>仰出候間、得其意、未々迄不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>觸知<sup>ニ</sup>者也

庚午閏十月四日

郡政所

里正長

村々

強賊取締方向

奉<sup>ニ</sup>伺<sup>上</sup>

方今形勢世上強賊、或<sup>ニ</sup>浮浪体之者、專奔走、下民不<sup>レ</sup>安、寢食折柄ニ候處、既先般川手直藏宅に不<sup>レ</sup>圖強賊襲來、深夜之義難<sup>レ</sup>防奪去、其後、近隣數ヶ村に亂入、奪取、又<sup>ニ</sup>合圖之鳴物ヲ以、一統即時ニ馳集無事ニ退散仕義も御座候。且又、去ル十月八日薄暮、佐方村庄屋伊左衛門宅に、福山藩會斗方ト偽、浪士体之もの四人罷出、同土之内、途中ニ而發病、路金相盡、致<sup>ニ</sup>借用一段、強情之應接、無<sup>レ</sup>據相辨遣候處、證書認置候由、尤、員數之義ハ、睨と承不<sup>レ</sup>申、猶大谷村金神社に一泊、當兩村役宅其餘荒立候もの之宅に無心申入度、演舌之趣。即、此爲<sup>ニ</sup>到來、追々及<sup>ニ</sup>深更、一圓混雜、佐方村跡ヲ慕爲<sup>ニ</sup>見届候處、兩村

往來通過、玉島ニ而止宿と申事相聞へ、安堵仕候。此餘、所々近隣強賊夥敷、且、時勢ニ應し、小家迄も強賊亂入、加之浪士体之もの等、晝夜之無<sup>ニ</sup>差別、役宅并其餘之者共ニ罷出、多分<sup>ニ</sup>之金錢ヲねたり、及<sup>ニ</sup>斷候ハ、可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>亂妨<sup>(横カ)</sup>□□様相見、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>止事辨遣候義も御座候。何分、當兩村之義と、御屋敷數里ヲ隔、孤村ニ而自然も見侮、殊ニ九州及東備・播・南海之閑道故別而浪人体之者多、一同恐怖彌増、非常手當之義申出候得共、無<sup>ニ</sup>際限候間、入費難<sup>レ</sup>盡、素無費之備方、不能愚案、彼是煩勞仕候。乍<sup>レ</sup>去常備無<sup>レ</sup>之而も、追々御貢納ニ至り、自然爲<sup>レ</sup>賊難<sup>ニ</sup>御貢取、指支候而も奉<sup>ニ</sup>恐縮、旁心痛仕候間、取締方左ニ奉<sup>ニ</sup>窺<sup>上</sup>候

一 強壯之もの、兩村ニ而六拾人相募、何隊もか相唱、賊徒共村方に立入候砌、鳴物合圖次第馳集、先鋒・其餘非常共指圖ヲ以、爲<sup>ニ</sup>相勦<sup>レ</sup>申度、尤、多人數之義、定、臨立渡候義と、不<sup>ニ</sup>容易候間、何卒相當之御會釋被<sup>レ</sup>仰付候様奉<sup>ニ</sup>願<sup>上</sup>度、且、一村ニ頭取六人、此者に<sup>ニ</sup>隊號付、<sup>(儀カ)</sup>燈相渡置申度候事一 強賊と、素、胡亂ヶ間敷もの等入込候砌、次第柄ニ寄、暫時之防方爲<sup>レ</sup>仕置、至急御注進申上、御指圖奉<sup>ニ</sup>請度、其時之功ニ依而相當褒美金相渡し申度、勿論隊外之ものたり共、右ニ准<sup>レ</sup>候事

一 御貢納之節も、右隊中之もの時宜ニ寄、兩人宛、夜中村方

(同九) 巡固爲仕、相當之足役銀立遣申度候事

一 毎家ニ竹鎗相渡置、非常之節ハ、即時ニ馳集、隊中之ものへ補助可仕、素隊内外とも無謂遲參、或も胡亂もの見聞仕、等閑ニ指置候族も、御届候上、急度御咎被仰付候様仕度候事右も一時之防禦而已ならず、常備之義、他方に流布仕、自然に關合ニ相成、其上兼而爲職掌者相募置候ハ、非常之節急情・狼狽等も無御座候。一際奮發可仕奉存候。既備州藩御官轄所、當郡地頭上村・道口・富三ヶ村、峠往還を南開道へ越來候、兵卒爲守防ニ惣百姓に雙力ヲ免れ、補備隊と被唱候義も御座候。何卒類外之思召ヲ以、前件之趣御採用被爲成下候ハ、一統難有仕合奉存候。此段奉伺上候 已上

庚午十月

兩村

役人

- △ 中島 林平
- △ 川手 此次郎
- △ 大嶋 六次郎
- △ 栗尾 茂平
- △ 三宅 若次郎
- △ 古川 忠三郎
- 同廿九才
- 同三十才
- 同三十三才
- 同廿壹才
- 同廿四才
- 同三十貳才

△

- 赤澤 豐太郎
- 川手 勘藏
- 同廿七才
- 同廿六才
- 遠藤 烈太郎
- 川手 十吉
- 同廿九才
- 同三十三才
- 川手 甚吉
- 栗尾 政太郎
- 同三十五才
- 同廿四才
- 清水 萬太郎
- 古城 役太郎
- 同廿九才
- 同三十壹才
- 清水 祐太郎
- 古城 理喜藏
- 同廿八才
- 同廿八才
- 栗尾 嘉市
- 渡邊 三郎
- 同廿壹才
- 同廿壹才
- 清水 平太郎
- 川手 砂太郎
- 同廿三才
- 同貳十才
- 原田 良藏
- 渡邊 茂平
- 同廿三才
- 同十八才
- 三宅 宗太郎
- 清水 光次郎
- 同廿二才
- 同廿貳才
- 渡邊 淺太郎
- 野山 卯平治
- 同三十五才
- 同廿貳才

藤井 光次郎

同升四才

藤井 常次郎

同升壹才

鈴木 十七八

同升貳才

赤澤 兵藏

同三十才

柿本 文五郎

同升五才

大橋 敬次郎

同升七才

川手 亦吉

同十九才

前書△印七人之者にハ、頭取引廻し、非常之節、帶刀御

合印被レ免候事

但、伺之上非常組頭取ト被レ仰付候

庚午閏十月十七日

前書無印貳拾八人もの、非常之節、帶刀被レ免候事

但、伺之上非常組ト被レ仰付候

庚午閏十月十七日

年寄

西澤 武一郎

非常之節、帶刀、御合印被レ免候事

右いつれも、當分之内、村非常番申付候間、村役人得指圖ニ可

相勤ニ候との御文意也

兩村

里正に

別紙之通被レ仰出候間、得其意、兩村共兼而伺之通取斗可

申事

一 兩村銃卒にも村内非常之節之義ハ、支配カ可申達候條、

兼而打合置可申事

庚午閏十月十七日

小野 慎一郎

川手 直藏

非常之節、御合印被レ免候事

庚午閏十月十七日

覺

一 村内に強賊亂入之節ハ、合圖次第即時ニ馳集、先鋒相防可

レ申事

一 職掌ヲ忘却不レ致様、常々心掛、強賊ハ素、胡亂者たり共、

及レ見候ハ、不レ捨置、早々指押可申候。萬一、等閑ニ指

置、或ハ非常之節、無レ謂及レ遲參ニ候ハ、急度御咎可被レ

仰付候事

但、其時之巧(効カ)ニ寄、見斗之上急斗褒金可相渡事

一 時宜ニ寄、夜廻り或ハ臨時取遣之節ハ、相當之足役銀立渡

可申事

一 歩卒中并組外之者たり共、非常之節ハ補助可致答ニ候間、

是亦相心得置、共々相防可申候事

右之通、兩村方限致二條約、無三油斷二守防可レ致旨、急度御沙汰二候間、一統厚相心得、勉勵可レ有レ之候也

庚午閏十月

役場

覺

一 此度強壯之もの相募、非常之節ハ、先鋒可ニ相動レ苦二候ヘ共、危急及ニ深夜二候砌ハ、組之もの自然難ニ行届レ場合も可レ有レ之候條、組外之者たり共、合圖ヲ以、即時ニ馳集、危急相防可レ申事

但、其時之巧<sup>(功力)</sup>ニ寄、見斗之上、急度褒美金相渡可レ申事

一 每家ニ竹鎗相渡候間、草鞋相添置、非常之砌運參ニ不ニ相成様、兼々用意可レ有レ之、若、無謂運參、或ハ胡亂もの及レ見、等閑ニ指置候族ハ、急度御咎可レ被ニ仰付二候事

一 臨時褒美、出金方之義ハ、村方并強賊亂入、或ハ被ニ目指<sup>(家力)</sup>候□ヘ、□割可ニ申付二候事

但、其時之次第ニ寄、多分見斗之義ハ出請方共指圖之旨、聊違背有レ之間敷事

右之通、當兩村限、致二條約、無三油斷、守防可レ致旨、急度御沙汰二候間、一統厚相心得、勉勵可レ有レ之候也

庚午閏十月

役場

閏十月十九日、判頭并<sup>(離力)</sup>坊組中共呼寄、夫々申渡候事

清水常藏の開畑高に入れられる

覺

字籠人□

一 開畑壹畝廿四歩

高四升五合

清水常藏

同所

一 同 壹畝廿四歩

高四升五合

同 人

同所

一 同 三畝十八歩

高九升

同 人

同所

一 同 四畝十歩八厘

高壹斗九合

同 人

畝合壹反壹畝拾六歩八厘

高合貳斗八升九合

右之通高入申付候也

明治三年

庚午閏十月十一日

松浦 十次郎  
池上 誼三  
龜山 彦五郎

大谷村里正 小野慎一郎  
同 村年寄 西澤武一郎

〈教団史資料目録7〉

宮田真喜男編

(教学研究所属託)

# 教団史資料 五

——明治三十三年（一九〇〇）～明治四十五年（一九一三）—— (3)

## 凡 例

- ① 資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は、編者が解読のうえ、件名を付した。
- ② 「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、また、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。
- ③ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

## 戰時活動

番号	年月日	件名	発	宛	通知番号
15	〃・〃・18	佐世保海軍病院慰問報告	二宮満雄	本部	
14	〃・〃・15	戦時々局活動第二回報書	〃	岡山真知事 内務局長 斯波淳六郎 檜垣直右	
13	〃・3・9	従軍慰問布教使(高橋茂久平)派遣願	〃	第11師団長 土屋光春	
12	〃・〃・25	内務省訓令(宗甲八号)周知徹底布達	〃	部下教師一般	三七達 七号
11	〃・〃・24	戦時々局活動第一回報書	〃	岡山真知事 内務局長 斯波淳六郎 檜垣直右	
10	〃・〃・22	従軍慰問布教使派遣願、陳情書	〃	第10師団長 川村景明	
9	〃・〃・19	従軍慰問布教使派遣上申書	〃	岡山真知事 檜垣直右	
8	〃・〃・18	出征軍人遺族救助方指示	管長		三番外達 号
7	〃・〃・〃	開戦に伴う達示三件各教会宛直接進達につき通知	教務課長 山本豊	各支部々長	三七教 六号
6	〃・〃・〃	恤兵献納心得方指示	本部	〃	三七教 五号
5	〃・〃・15	宣戦大詔説教筆記録送付につき布達	教務課	各教会長	三七教 二番外達 号
4	〃・〃・〃	国威宣揚祈願祭執行につき指示	〃		一番号外達 号
3	〃・〃・14	日露開戦につき宣戦詔勅の旨徹底方論達	〃		
2	〃・〃・13	従軍慰問布教使派遣上申書	〃	陸軍大臣 寺内正毅	
1	37・2・10	従軍慰問布教使(高橋茂久平、八木栄太郎)派遣願	管長	第5師団長 山口素臣 第4師団長 小川又次	



32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	37
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10
第二回戦病死者招魂祭執行布達	旅順陥落、遼東占領祈願につき祝捷祭執行方 取計通達	旅順陥落、全勝祈願祝捷祭執行通達	出征軍人家族救護報告	戦時々局活動第五回報告書	祈禱法会執行につき回答	戦時々局活動第四回報告書	第二回全国臨時巡教訓示要領	従軍慰問布教につき「日露宣戦大詔説教」等 寄贈通知	出征軍人傷病者慰問報告、復命書	戦時々局活動第三回報告書	佐藤範雄出征軍人傷病者慰問並びに巡教日割 表通達	松山、呉、広島地方出征軍人傷病者及び軍隊 慰問布教復命書	大祭、招魂祭参列届取計指示	出征軍人家族訪問復命書	国威宣揚祈願祭並びに戦病死者招魂祭執行通 達	部隊内布教(中村武章)許可願
管長	〃	教監 近藤藤守	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	管長	後備歩兵第三八連隊副官 吉本 玄	〃	管長	佐藤範雄	高橋茂久平	管長	教務課長 山本 豊	佐藤範雄	礼典課長 八木栄太郎	軍隊布教使 福田甲次郎	〃	管長
部下一般	〃	各教区支部々々長	教務課	内務大臣 芳川顕正 岡山県知事 榎垣直右	嵯峨教会長 松山安次郎	内務大臣 芳川顕正 岡山県知事 榎垣直右	内務大臣 芳川顕正 吉田海軍副官	佐世保海軍鎮守府副官 吉田海軍副官	教務課	内務大臣 芳川顕正 岡山県知事 榎垣直右	第12教区支部々々長 桂 松平		各教区支部々々長	管長		留守第12師団長 勝田四方藏
一六七号	二〇号	三七監 一九号									一七八号	三七教		九号	三七連	

49	〃 〃 〃 〃 〃	指示	大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき部内通知方	教監 近藤藤守	各教区支部々々長	三七監 七号
48	〃 〃 〃 〃 13		大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき通達	管長	部下一般	三八監 四号
47	〃 〃 〃 〃 3		名古屋地方出征軍人招魂祭願末報告書	礼典課長 八木栄太郎	本部	
46	〃 〃 〃 〃 3		戦時々局活動第八回報告書	管長	内務大臣 岡山県知事 芳川顕正 檜垣直右	
45	38 ・ 2 ・ 20		第四八連隊（久留米）慰問報告	教務課長 山本 豊	久留米教会長 石橋松次郎	
44	〃 〃 〃 〃 31		明治三十七年度（二月—二月）戦時臨時費収支計算書	會計課長心得	管長	
43	〃 〃 〃 〃 30		第二二連隊補充大隊他慰問布教、巡教報告	慰問布教使 高橋茂久平	教務課	
42	〃 〃 〃 〃 23		静岡県下教会所連合招魂祭願末報告	本部出張所専掌 〃	本部	
41	〃 〃 〃 〃 4		東京予備病院慰問報告	東京出張所専掌 畑 徳三郎	管長	
40	〃 〃 〃 〃 12 ・ 3		戦時々局活動第七回報告書	〃	〃	
39	〃 〃 〃 〃 25		戦時々局活動第六回報告書	〃	岡山県知事 芳川顕正 檜垣直右	
38	〃 〃 〃 〃 21		部隊内布教（向井清八郎）許可願	管長	留守第10師団長陸軍中将 柴野義廣	
37	〃 〃 〃 〃 10 ・ 2		第一〇師団戦病死者招魂祭参列教師心得指示	〃	第1、2、3各教区支部々々長	三七監 三〇号
36	〃 〃 〃 〃 30		第一〇師団（姫路）戦病死者招魂祭執行につき齋員選抜方指示	教監 近藤藤守	第2教区支部々々長 白神新一郎	三七監 二八号
35	〃 〃 〃 〃 19		教祖大祭、祝捷祭、招魂祭参列届取計指示	礼典課長 八木栄太郎	〃	
34	〃 〃 〃 〃 10		教祖大祭、祝捷祭、招魂祭兼行につき通達	教監 近藤藤守	〃	二七監 二五号
33	37 ・ 9 ・ 10		東京市内出征軍人戦病死者招魂祭執行通達	教監 近藤藤守	各教区支部々々長	三七監 二四号

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	
〃 〃 〃 〃 20	〃 〃 8 〃 7	〃 〃 8 〃 1	〃 〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 〃 15	〃 〃 〃 5 〃 7	〃 〃 〃 〃 21	〃 〃 〃 〃 17	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 16	〃 〃 〃 〃 〃 5	〃 〃 〃 〃 〃 4	〃 〃 〃 4 〃 2	〃 〃 〃 〃 〃 28	〃 〃 〃 〃 〃 24	〃 〃 〃 〃 〃 22	38 〃 〃 〃 〃 3 〃 〃 〃 〃 16	
討論露文字使用不可の旨注意	宗教局長訓示(広甲一三三三号)による征露、	出征軍人家族救護報告	「出征軍人家族、戦病死者遺族慰安」出版、配布につき布達	慰問状	松阪小教会所慰問団公真義会趣意書	佐世保招魂祭顛末報告書	戦時々局活動第一〇回報告	三八監一二号の諸注意指示受諾につき回答	佐世保海軍戦病死者招魂祭執行につき諸注意指示	佐世保海軍戦病死者招魂祭執行につき諸注意指示	従軍慰問布教使派遣願	第六、一二師団長官位勲等爵位等回答	留守第八、一二師団長官位勲等爵位等照会依頼	戦時々局活動第九回報告書	第三師団管下軍隊傷病兵慰問報告	大祭、祝捷祭、招魂祭参列届取計指示	宗教局長訓令(秘甲二八号)布達
管長	管長	管長	本部出張所長 畑徳三郎		礼典課長 八木栄太郎	管長	第12教区支部々々長 桂 松平	礼典課長 八木栄次郎	教監 近藤藤守	管長	第12教区支部々々長 桂 松平	教務課係 市川栄次郎	管長	慰問使随員 福田甲次郎	礼典課長 八木栄太郎	管長	
	谷村卯三郎	部下各教会長	在露日本臣民		本部	内務大臣 芳川顕正 岡山県知事 増垣直右	教監 近藤藤守	〃	第12教区支部々々長 桂 松平	近衛師団長、留守第8師団長 留守第12師団長 勝田四方蔵	教務課	弘前教会長 板倉基太郎 第12教区支部々々長 桂松平	内務大臣 芳川顕正 岡山県知事 増垣直右	市川栄次郎	各教区支部々々長		
	三八達 八号	三八達 七号							三八監 一二号								

83	“ ”	明治三七、八年戦役臨時費明細帳	本部			
82	“ ”	明治三七、八年戦役臨時費收入支出日記帳	会計課			
81	37年 38年	時局に関する事項概要				
80	“ ” “ ” 18	戦時々局活動第一三回報告	“ ”	岡山県知事 檜垣直右	内務大臣 清浦奎吾	
79	“ ” “ ” 12 6	「平和克復大詔説教指針要領」戦後国民ノ心得」下付につき開申	管長		内務大臣 清浦奎吾	
78	“ ” “ ” 20	静岡県下赤心会寄付報告	第4教区支部	本部		
77	“ ” “ ” 11 5	戦時々局活動第一二回報告	“ ”	岡山県知事 檜垣直右	内務大臣 清浦奎吾	
76	“ ” “ ” 20	内務省訓令(第二三号)周知徹底布達	管長	部下教師一般		三八 二五 一二号
75	“ ” “ ” “ ”	平和克復奉告祭執行方部内各教会所通知取計指示	教監 近藤藤守			三八 二五 一二号
74	“ ” “ ” 10 19	平和克復奉告祭執行布達	管長	部下教会所一般		三八 一一号
73	“ ” “ ” “ ” 25	教祖大祭、招魂祭献供準備品督促	礼典課	小倉教会長 桂 松平		三八 二五 一二号
72	“ ” “ ” “ ” 18	経恤第五九〇号照会海軍慰問寄贈品目につき回答	本部	海軍省経理局		
71	“ ” “ ” “ ” “ ”	日露戦役戦病死者招魂祭執行につき部内通知方指示	教監 近藤藤守	各教区支部々長		三八 二五 一二号
70	“ ” “ ” “ ” 16	日露戦役戦病死者招魂祭執行につき布達	管長	部下一般		三八 二五 一二号
69	“ ” “ ” “ ” 14	恤兵及び軍人遺家族救護報告	第2教区支部			
68	“ ” “ ” “ ” 13	戦時々局活動第一一回報告	管長	岡山県知事 檜垣直右	内務大臣 芳川顕正	
67	38 “ ” 8 “ ” 20	伏見第三八連隊他慰問報告	加茂川教会長 天野慶藏	安部喜三郎		

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84
〃・〃・27	〃・〃・25	〃・〃・19	〃・〃・17	〃・7・3	〃・〃・□	〃・〃・29	〃・5・25	〃・〃・17	〃・〃・13	〃・5・2	〃・〃・24	〃・4・4	〃・〃・□	〃・〃・28	〃・3・14	39・2・8
戦時々局活動第一五回報告	沙汰書(告示三一八号)布達	岡山市内各教会連合忠死軍人遺族慰安会報告	大阪招魂祭及び慰安講演会顛末報告	京都、伏見、嵯峨教会所連合戦死病歿遺族慰安講演会情況報告	黒忠小教会所奉公会事業報告	戦利品下付願	善通寺予備病院他慰問恤兵品寄贈報告	〃	豊橋教会所招魂祭状況顛末報告	梅田駅通過凱旋軍隊歡迎慰問報告	戦時々局活動第一四回報告	海軍機關術練習所舞鶴分区学友会戦死者招魂祭参拝報告	案綴 明治三七、八年度慰問布教出張に関する辞令	恤兵品寄贈申出書	衛戍臨時大招魂祭代理参拝報告	明治三七、八年戦役に關する臨時費取調表
〃	管長		近藤藤守、白神新一郎	京都伏見嵯峨教会連合	奉公会長 川上佐五郎	管長	多度津教会所長 玉城柳太郎	豊橋教会長 堀井常次郎	巡教師 八木栄太郎	第2教区支部	管長	第3教区支部々々長心得 中野辰之助		本部	高橋茂久平	管長
岡山県知事 原敬 檜垣直右	内務大臣 原敬 檜垣直右				管長	陸軍大臣 寺内正毅	本部	本部	教務課		内務大臣 原敬 岡山県知事 檜垣直右	教監 近藤藤守		海軍省経理局長 村上敬次郎		浅口郡長 一山昌衛
	達八号															

出版物関係

7	6	5	4	3	2	1
〃・8・18	〃・6・19	〃・5・□	〃・4・29	37・3・10	〃・12・18	36・4・15
「みかげ雑誌告示欄」に教報掲載の旨布達	「軍国に対する国民の心得」配布の旨通達	「神訓の威徳」配布につき答札	「神訓の威徳」印刷状況照会	「令徳」印刷状況照会	「神訓の威徳」発送につき配布方指示	諸達類「令徳付録教報」に掲載の旨布達
管長	教務課	白杵教会所 樋谷扇次郎	教務課 市川栄次郎	〃	教務課	管長
	各教会長	山本	山陽活版所	第2、3、4、5、10、 12教区支部	山陽活版所	三六達 五号
一四号	三七達					

108	107	106	105	104	103	102	101
〃・11・6	〃・〃・26	〃・〃・15	〃・10・9	〃・〃・30	〃・〃・18	〃・9・5	39・8・4
明治三七、八年戦役後援事業報告	戦時献納物調査報告	日露戦役後援事業報告	明治三七、八年戦役後援事業照会につき回答	明治三七、八年戦役後援病兵慰問報告	監第二四号通牒による明治三七、八年戦役後援事業報告	明治三七、八年戦役後援事業報告	東京招魂祭及び軍人歓迎会報告
第2教区支部	福知山教会所有志者総代 青木松之助	第4教区支部	第5教区支部 濱田安太郎	袋井小教会所長 大場久四郎	第3教区支部 中野辰之助	飯田教会所代 畑地 和吉	本部出張所専掌 徳三郎
庶務課	第3教区支部 中野辰之助	教務課	本部	第4教区支部 谷村卯三郎	教監 金光金吉	第4教区支部 谷村卯三郎	管長

金光中学・教義研究所・修徳殿

3	2	1	36・3・19	34・2・10	教師、信徒子弟の金光中学入学勸奨布達	金光中学講習科規則(教則第二一号)認可による講習開始につき入学志願書式布達	金光中学講習科受験願い出につき履歴書回付通知	教務課	部下一般	金光中学費長 佐藤範雄	達三六教九号
19	18	17	45・3・24	44・11・28	42・4・24	41・3・9	40・12・20	39・11・20	38・8・1	37・8・24	36・3・19
取調べ方指示	「三教会同と将来の宗教」配付冊数、寄贈先	「三教会同と将来の宗教」出版につき教内外頒本普及方指示	「三教会同と将来の宗教」出版につき教内外頒本普及方指示	「金光教成立の一斑」再出版許可指令	「神訓の威徳」発行主旨照会	「金光大教」「天地の大理」印刷料納付方督促	「みかげ」廢刊につき、本教録事を「大教新報」に告示の旨布達	「みかげ」廢刊につき、本教録事を「大教新報」に告示の旨布達	「出征軍人家族、戦病死者遺族慰安」出版、配布につき布達	「勅語大意」購入希望者照会	「みかげ雑誌」保存方指示
専掌心得 山本 豊	庶務課長 小林 鎮	専掌心得 山本 豊	本部	台北教会長 斎藤俊三郎	會計課	管長	庶務課長 安部喜三郎	管長	庶務課	教務課長 山本 豊	各教区支部々々
第12教区支部々々長 桂 松平	各教会長	第12教区支部々々長 桂 松平	函館(小樽)教会所	本部	小倉教会所	各教会長	各教会長	部下各教会長	第12教区支部々々長 桂 松平	七三八達	五二七教七号
			岩崎善藏	四二指令一四号		一〇号	三八達	三八達			

18	□・8・20	金光中学入学願書進達につき取計依頼	中野辰之助	市川栄次郎	
17	〃・〃・26	女子講究生入塾時期延期につき通知	〃	〃	
16	44・1・9	女子講究生入学願取扱再開につき通知	教義講究所主事 山本豊	〃	〃
15	41・9・8	教義講究所別科女子入学志願者につき願書返戻事情通達	〃	〃	〃
14	〃・8・15	教義講究所入学願書取扱につき回答	教義講究所	第12教区支部々々長 桂松平	
13	40・1・24	修徳殿落成まで本部教殿代用につき通達	教義講究所長 佐藤範雄	各教会長	
12	〃・10・9	金光中学校改築費献納者(二本木、台北教会所)行賞につき通知	庶務課長 河手松五郎	第12教区支部々々長 桂松平	
11	〃・9・3	旨通達	教務課		
10	39・2・18	教義講究所入学志願者につき人物考査実施の旨通達	教務課	各教会長	
9	〃・4・16	教師認定願(藤井義方)返戻	教義講究所	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	
8	38・3・9	金光中学校学則送付願	教務課係 市川栄次郎	教務課	
7	〃・5・7	永井銀之助教師認定合格証送付につき通知	第5教区支部	第12教区支部々々長 桂松平	
6	〃・2・18	金光中学入学生員数調査指示	金光中学譽長 佐藤範雄	〃	三七監 一七号
5	37・1・7	講習科入学志願心得通達	教監 近藤藤守	各教会長	
4	36・8・8	講習科入学者本部出頭の旨通知	学務課長 川合萬吉	明渡コトメ他一六名	



## その他

16	33・7・9	独立に伴う分支所改称届様式決定稟議				
15	34・4・24	東京教会記念祭執行日時照会	礼典課長 山本 豊	第5教区支部々々長 畑 徳三郎		
14	〃・11・29	京都日出新聞掲載本教関係記事につき記事取 消要求指示	庶務課	第3教区支部副部長		
4	35・4・26	定期説教無届開筵注意方取計指示	教務課長 山本 豊	第1、2、5、10、12 各教区支部々々長	三五教 二五教 三五教	
5	〃・6・18	支部副部長職印不要につき届書返戻	〃	第12教区支部々々長 桂 松平	三五教 三一教 三一教	
6	〃・8・14	宗教法令購求促進方指示	教務課	〃	三五教 三八号	
7	36・3・21	大阪博覧会観覧者につき随意下車駅(金神駅) 指定の旨通達	庶務課	各教区支部々々長		
8	〃・〃・28	辞令書返戻通知	教務課長 山本 豊	第12教区支部々々長 桂 松平	三六教 一〇号	
9	〃・5・22	教会所印章規定他回答	教務課	釜山小教会長 前田吾助	三六教 二四号	
10	〃・8・1	履歴書々式につき回答	教務課長代理 市川栄次郎	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	三六教 三九号	
11	〃・12・28	管長新年拝賀参内日程通知	教務課	教監、専掌(在阪)	号外	
12	37・1・18	布教出張(川之江教会所) 令書	〃	高橋茂久平	三七教 四号	
13	〃・5・20	諸願届出につき再調査指示	〃	第3教区支部副部長		
14	〃・6・25	東堀教会所信徒よりの申告事実顧末再調査督 促	教務課長 山本 豊	第2教区支部々々長 白神新一郎	三七教 三七号 三七号	
15	〃・7・23	他教区所属教師の管内布教伺につき回答	〃	第12教区支部々々長 桂 松平	四二号	
16	〃・11・24	年間本部参拝者数概況回答	金光教本部	大谷郵便局	三七教 六三三号	

33	〃・6・13	隣接教会所間里地図報告提出方督促	教務課係	第12教区支部	
32	〃・〃・28	四一監第七号通牒に対する回答督促	教務課	第12教区支部々々長 桂松平	
31	〃・3・13	明治四〇年度下半年未納年金納入督促	会計課長 安部喜三郎	第12教区支部	
30	〃・2・18	第三、四教区教会長講習会につき佐藤範雄出張日割布達	専掌心得 山本豊	第3教区支部々々長 第4教区支部々々長	四一達 四号
29	〃・〃・□	支部々々長会協議案			
28	41・1・31	各教会所々々在地方年中行事調べにつき回答督促方指示	教務課	第12教区支部	
27	〃・11・21	依頼 大教会所用材仕入出張につき部内事務取計方	第12教区支部々々長 桂松平	本部	
26	40・5・19	信徒名簿様式伺につき回答	庶務課	第12教区支部	
25	40年2月 41年4月	韓国布教管理書類綴			
24	40・2・17	求信者名簿調製保管方布達	管長	部下一般	四〇達 二号
23	〃・9・14	明治三九年度上半年未納年金納入督促	会計課	〃	〃
22	39・7・23	姫浜教会長消息事実調査報告方指示	教務課長 山本豊	第12教区支部々々長 桂松平	三九教 一七号
21	〃・〃・20	忌服中代理届返戻につき忌引届提出方指示	教務課係 市川栄次郎	多治見教会所副教会長 井戸田喜重	
20	〃・12・6	栗原喜太郎教師請書再提出につき取計願	第5教区支部々々長 濱田安太郎	本部	
19	〃・11・5	新年祝賀名刺交換会加盟者取纏依頼	明治39年新年祝賀 名刺交換会	〃	〃
18	38・7・5	教会長講習会出席者資格、心得大要通達	教務課長 山本豊	第12教区支部々々長 桂松平	一七八号 一六号
17	〃・〃・30	祖霊殿、調饌所設置場所伺につき回答	教務課	第5教区支部	三七教 六五号

39	□・11・4	教報記事照会につき回答	三矢田長秋	市川栄次郎	
38	□・6・21	御嶽教管長逝去につき会葬方照会	濱田安太郎	教務課長 山本豊	
37	45・3・13	祖霊殿奉斎位置につき照会	斎藤俊三郎	本部	
36	//・//・28	管内礼典布教につき教衣着用方照会	韓国布教管理者 高橋茂久平	教監 佐藤範雄	
35	42・8・7	大阪大火災救済義捐金募集方何につき回答	教監	第3教区支部々長	号外
34	42・2・72	教会施設貸与の件につき回答	教監	立花教会長 楨 庄吉	

## 教団史資料目録 項目一覽

(各項目上の番号、たとえば、⑫宗教行政は、本所の資料整理の都合上付した項目番号である。)

### 神道本局資料

- ①明治七年(一八七四)～⑦明治十三年(一八八〇)各年次別

△教団史資料目録1▽紀要一五号

### 神道本局資料

- ⑧明治一四年(一八八一)～⑪明治一七年(一八八四)各年次別

△教団史資料目録2▽紀要一六号

### 教団史資料一

明治一八年(一八八五)～明治三三年(一九〇〇)——(1)

- ⑫宗教行政、⑬本局条例・教会条規、⑭教師条例、⑮神殿建築・本局移転、⑯管長選挙、⑰本局人事、⑱宮中儀式・本局祭典、⑲戦時活動、⑳教務教勢報告、㉑本局会計

△教団史資料目録3▽紀要一七号

### 教団史資料二

明治一八年(一八八五)～明治三三年(一九〇〇)——(2)

- ⑳神道金光教会設置・認可・進級、㉑金光教会条規、㉒金光教会会計、㉓金光教会本部人事・会議、㉔分・支所設置・人事、㉕教師身分(昇・贈級、撰挙願)、㉖金光教会学問所・金光中学、㉗巡教・視察、㉘金光教会祭典・儀式・説教、㉙金光教会独立、㉚その他

△教団史資料目録4▽紀要一八号

### 教団史資料三

明治三三年(一九〇〇)～明治四五年(一九一二)——(1)

- ㉛教団独立、㉜教規教則、㉝議會、㉞本・支部人事、㉟本部予算・決算、㊱支部予算、㊲祭典、㊳教会所設置・廃止、㊴教会建築・移転・改称、㊵教会昇級・證章

△教団史資料目録5▽紀要一九号

教団史資料四  
明治三三年（一九〇〇）～明治四五  
年（一九一二）——(2)

- ④ 教会長・副教会長就退任、④ 教師昇・贈級、⑤ 教師補命・認定、⑥ 教師転属、⑦ 教師辞任、⑧ 信徒総代、⑨ 教勢調査、⑩ 内務省訓令、⑪ 巡教視察

△教団史資料目録6▽紀要二〇号

教団史資料五  
明治三三年（一九〇〇）～明治四五  
年（一九一二）——(3)

- ⑫ 戦時活動、⑬ 出版物関係、⑭ 金光中学・教義講究所・修徳殿、⑮ その他

△教団史資料目録7▽紀要二一号

## 昭和五十五年研究論文概要

五十五年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

### 第一部

神の知らせと人間の心と

—教祖四十二才正月の事蹟をめぐって—

高橋行地郎(所員)

教祖が説く「神人」という意味での信心とは、どういう信心をいうのだろうか。この問いを求めていくために、今回は教祖四十二才の、吉備津宮、西大寺観音への寺社詣で体験にスポットを当て、事蹟解釈を試みながら、神の心に届こうとする教祖と、教祖を助けようとする神との両者の関係成就の構造を明らかにしようとした。

教祖は「二度(の)おどうじ」という神示を、「出世ありがた

し」と受け取りつつも、一方では神意の不可解さに「愁嘆」するという、心の二重性にたゆとうたのであった。ところが、古川治郎の神懸りの場に出現した口のある神は、教祖の「物あんじ」という心こそ、神意を伝達し救済の手を差し伸べようとした場であった、と開陳したのである。

ここには、神人成就、救済の現成の相、ひいてはそのことを可能にする天地金乃神の神性の問題を問うていくのに十分な中身があると思えるので、それらの問題を後年教祖が示す「信心はせいでもおかげはやってある」「昔からある神」という内容にまで及んで、教義的視点から追求しようとしたが、詳細な考察は今後に委ねることとした。

### 赤沢文治における信仰軌跡の一考察

—金神と祖霊との関わりを視点にして—

石河道明(所員)

赤沢文治の信仰軌跡は、金神との関わりにおいてこれまでによく論究されてきた。しかし、理解のなかには祖霊が信仰展開の上で大きな役割を占めているものが認められる。そこで本稿では、

文治の信仰軌跡のなかで祖霊がどのような構造と機能を有しているかを明らかにしようとした。とりわけ、天保七年の養父兼治郎の遺言、安政五年の先祖精霊回向、同年の文治大明神誕生という三つの事蹟を祖霊との関わりにおいて位置付けようとした。

まず、養父の遺言の意味を川手、赤沢両家の関係のあり様から検討を加え、次に先祖精霊回向において、祖霊と金神との関係を考察することと併せて、従来の神仏信仰と祖霊との関係についても吟味を加えた。最後に、文治大明神誕生に際して、改めて祖霊と金神との関係が明示されたことは、文治の信仰軌跡に両者が大きな役割を果たしているとの結論を得た。また、安政五年十二月二十四日のお知らせにおいては、めぐりの実体が提示されているのではないかとの推論を得た。

なお、今後の課題としては、教祖広前における先祖祭祀のあり様の問題、めぐり論の究明等が浮上してきた。

## 道伝えの諸相

—幕末期から明治中期に視点をあてて—

小柴宣和(所員)

本教の布教活動は、それを教祖に発し、直信先覚諸師の手によって進められてきた。その歴史は、人々を救いの道に導くものであったと同時に、本教が宗教教団として社会的地位を得るための道程でもあった。その流れの中に、種々の布教形態が存在し、本教布教史を彩ったのである。だが、結果取次がその中心的生命として位置付けられるようになると、全ての布教活動はその中に収斂せしめられ、その意に反するものは捨棄されることとなった。

本稿では、明治維新前後、布教に力を注いだ直信達の信仰活動の中から生まれかつ消えていった布教形態の歴史を通じて、布教とはなんであったのか、を考察した。

その結果、布教とは、神の願いを実現するために、既存の布教形態を時代社会に適した形にアレンジしながら布教者自らがそれを道具化し、世に向かって神の教えを宣布していく営為ではなかったかとの結論を得た。道具化せざるをえぬのは、信仰それ自体を裸のまま社会に打ち出していくことはできがたく、なんらかの社会的な装飾を必要とするからである。そして、その装飾は布教者なり教団それ自体が、絶えず国家社会との緊張関係の中で考えていかねばならない性質のものであり、その関係のあり様如何によって布教の諸形態が生じてくると考えてよかるう。

## 高橋富枝研究(一)

## —『高橋富枝師自叙録』成立についての一考察—

八坂朋道(助手)

本稿では、明治四十四年、神伝によって自叙録を口述し、後世の者に伝えようとした高橋富枝の自叙録成立の必然性とその契機について考究した。

一章では、自伝の意味とその成立契機を、主に江戸期の日本人の自伝を中心に考察し、現状の自己についての不満及び周囲に対する異和感がその成立要因として存在することを確認した。二章では一章の前提を踏まえ、富枝の当時の状況認識を探るべく明治四十年代の教団動向にスポットをあてて、自叙録成立の背景となる状況を分析し、主に教祖伝記編纂委員会が教典編纂委員会へと至る過程を考察した。次に三章では、両委員会の中心メンバーである佐藤範雄と富枝の立場、役割の相違を教祖時代まで遡って論及し、時代の経過と共に両者の間に生まれてきた信仰的な懸隔を富枝の側の資料を中心に窺った。以上のことを通じて、富枝の中に当時の教団状況に対する危機感が醸成され、教祖御手記の発見等によつて、書かれたものに対する認識を新たにせしめられたこと、加えて教祖の信仰を体現する第一人者であるとする思いが自

叙録の成立を促したことを確認した。今後の課題として一人物だけでなく、複数の人物の自伝研究を通して、信仰にとつての自叙の意味をさらに追及していきたい。

## 課題発見への手がかりを求めて

松沢光明(助手)

本稿では、自身の問題関心を研究課題へと昇華させることを目指して、従来の教学に表わされている教祖像の抽出を試みた。

その方法として、島蘭進の「生神思想論」・「金光教学と人間教祖論」をテキストとして選び視点設定の助けとした。前者は、本教や天理教を例にとりながら、幕末期以降に発生した新宗教に共通する救済の最終的根拠を、各教祖が神と人間との媒介者として、神から特別に人間救済の依頼を受けたこと(生神思想)に求めるものであり、後者は、生神思想を視点にして、従来の金光教学に表わされている神―教祖―人の関係を図式化し検討を加えたものである。

両論文に検討を加えつつ、救済の構造に焦点をあてて考察を進めた結果、高橋正雄によって教祖は実践目標とされ、救済の根拠



は教祖の生き方そのものに求められていること、やがてそれは「実意丁寧信心」へと集約されていったことを確認した。

神から差し向けられた生神金光大神即ち教祖は、はたして実践目標たりうるのであろうか。今後は、生神金光大神とはどのような内容の生神として差し向けられたのか、という問いへと進むことによって、今日の信仰における教祖の位置確認を試みたい。

## 第二部

### 『金光教学』第一集～第十五集に

#### 見る教義構築の諸相

岩 本 徳 雄（所員）

教義研究を目指していくについて、従来の教学における教義の概念・内容・研究方法を觀察することとし、先ず、学院研究部編集の『金光教学』一～十五集（昭和二十二～二十九年）の全論文を解題して、以下のように整理した。

一、教義構築への動き 第二次世界大戦後の宗教自由時代の到来を契機に、本教の独自性と普遍性を闡明する教学研究が要請され、教義構築を目指す研究が多くなされた。二、教義概念のイメ

ージ (1)骨格イメージ、(2)信心の手びきイメージ、(3)本教の特徴イメージ、(4)肉付イメージ 三、方法 (1)啓示を対象とする研究 (2)教祖の信心を対象とする研究、(3)教祖の事蹟を対象とする研究 四、テキスト「金光教教典」・「金光大神覚」・小野家文書・布教史関係資料 五、教義源 (1)神伝、(2)金光大神理解、(3)教祖事蹟 六、教義の諸相 (1)取次教義、(2)救済教義、(3)神観教義、(4)人間論教義、(5)信仰実践論教義 七、成果と問題性

### 女性布教者群に関する考察

#### ―初代女性教会長―

森川真知子（助手）

布教現場において、多くの女性布教者が活躍してきた。社会的に、周縁存在である女性達が、布教者として転生していく過程には、どのような要因が作用したのか。これまで世に埋もれてきた、女性布教者達の姿を追う試みの一步として、今回の調査をすすめた。対象者は、女性であること、初代入信者であること、初代教会長であること、の三条件を満たす者に限定し、現在手元で閲覧できる文字化された資料によって、三十三例を集めた。

本稿では、それぞれの資料について、対象者の個人史、入信より布教に至る経緯、布教者としてのあり方、の三点を中心に、検討・類別を行った。一章は、(1)入信時の年令 (2)入信動機 (3)布教のタイプ(本人の意志の有無) (4)布教開始時の年令と教師補命時の年令の関係、以上四点の傾向をまとめた。二章では、対象者の入信から布教・教会認可に至る時間の流れを捉えるために、それらをグラフ化し、そこに示される意味を考察した。三章においては、対象者の経歴と布教形態の関係を考察した。

## 取次に関する一考察

藤井 潔(助手)

本教の信仰の歴史のうちにその姿を顕してくる「取次」という言葉が、その時々でどのような意味を担っていたのか、ということについて、教祖・佐藤範雄・高橋正雄の三人に焦点をあてて、考察を試みた。

まず一章においては、教祖の信仰営為が「取次」という言葉で呼びならわされていく過程について、神世界と人間世界という二つの場を設定し、その両世界を往き来する教祖の姿を描く中で解

明しようとしてきた。

二章においては、教祖のところで大きく育まれた信仰が、人々に受け継がれ、「金光教」という信仰集団として歴史化されていく過程を、その時代の典型的な人格としての佐藤範雄に焦点をあてて考察した。

三章においては、歴史遺産として届けられる信仰を「取次」という言葉のうちに再把握していく本教の歴史を、その中心的役割をはたした高橋正雄に焦点をあてて考察し、そこに潜む問題性の抽出を試みた。

## 第三部

### 山下鏡影における△円外▽思想について

久保田 紘二(所員)

本稿は、時の教政の中心となった理念との関係で、教団の周縁に立たざるを得なかった状況を究明しようとしたものであり、教団史におけるアウトサイダー研究を目指したものである。

今回は、その研究方法の一つとして、山下鏡影個人の思想と行動に焦点をあてた。とくに、教団内における△田外▽者としての彼の位置付けられ方に注目し、その△田外▽に込められた信仰的、思想的な意義ないし役割を、昭和九年十年事件を契機とした彼の思想と行動のあり方のなかに明らかにすべく検討を試みた。

そこで浮上した課題は、△田外▽の信仰的意義として、事件の中心的な理念となった教団と金光家との関係や、神前奉仕者と管長との人格的な相対関係には、信仰とは遊離した問題性が見据えられていた、ということであった。同時に、△田外▽には、その問題性を一層きわやかにすべく周縁者としての思想的役割が担わされていたということであった。

## 昭和一〇〜一六年における

### 高橋内局の問題

―手続関係の自由性を視点として―

西川 太(助手)

昭和九・十年事件後成立した高橋正雄内局の基本的な課題は、それまでの管長中心の教団体制に代えて、大教会所神前奉仕を仰

ぐことを根本とする教団体制を形成することであった。本稿では、高橋内局が新たな教団体制を形成する際に、その基本的支柱とした手続関係に焦点を当てて、内局が形成しようとした教団体制の問題点を考察した。

内局は、御奉仕神習会(一二年)、国民精神総動員運動の展開(一二年)、手続明徴運動(一三年)という歴史過程において、当初は、手続関係は取次関係において生まれると信仰的におさえるが、次第に、その信仰論を教団体制論の中心へと持ち込み、手続を通して大教会所神前奉仕を仰ぐという教団体制を構想していくことになる。

この歴史過程は、手続関係が、信仰授受過程において自由に生まれていくものであるという性質から、教団の管理・運営の道具という性質に変質していったことを示している。

今後の課題を明らかにするために

加藤 道 善(助手)

本稿では、これまで三年間にすすめてきた戦後の教団史に関する研究成果をとりまとめつつ、研究課題の確認を行った。

昭和九・十年事件の收拾過程において、管長権の縮小化と教務責任の明確化を意図した教監責任制が確立されたが、昭和十六年の教規改正時において、大教会所神前奉仕者Ⅱ管長の一元化を實現して行くなかで、教団の統理責任を、教監の職務権限のなかへ委譲するという教監責任制は、統理者への教務責任の波及に対する懸念からのものであるとの再解釈がなされた。

こうした教規改正にもなつて、支部体制が議会とともに管長への翼賛補弼の任を与力的に担ってきた従来の方方は、(一)布教に関する事務手続の本部への一本化、(二)各教会所私財の公的法人格への移行という施策によって、その責任意識においても変革が図られねばならなかった。

このような教監責任制の変遷過程の意味という点に関わり、支部体制の実態という側面から、戦後の教団動向にまで及ぶ「責任」意識の変遷せしめられてくる過程をあとづけようと試みた。

## 出社についての一素描

上 坂 隆 雄 (助手)

橋本真雄「出社の成立とその展開」(紀要『金光教学』第四・

五・六号)における「出社」の見方は、教祖の信仰世界を信じ各地に布教した「出社」を、その信仰世界の一部分の表象である「取次」展開の史観で整序し、その中に収斂させている。そこでは「出社」を固定的に捉え、「出社」独自の信仰ないし布教エネルギーによる、さまざまな布教のあり方が捨象されざるを得ない。

本稿では、このような問題意識の下に、教祖の側からみた「出社」の布教実態と、「出社」の側からみた教祖とを併せて検討することにより、「出社」の幅広い意義を究明しようとした。その方法は「お知らせ事覚帳」にみられる教祖の道伝えに対するあり方と、笠岡出社である斎藤重右衛門のそれとの違いや共通性を引き出すことをもってした。

なお、今後の課題として、布教史資料の講読を進めつつ、さまざまな「出社」の布教エネルギーを支えるものは何であったかを究明して行きたいと願っている。

○

○瀬戸美喜雄(第一部所員)

金光大神の一生を書き下ろした「金光教祖の生涯」を研究報告として提出した。なお、これは、教学叢書第2巻として刊行された。

## ○早川公明(第一部所員)

「金光大神事蹟集」の作成・編集作業に従った。

## ○堤 光昭(第二部助手)

昭和五十五年度は左記の業務に従事した。

## 記

- 一、神徳書院資料目録作成・複写・製本作業
- 二、高橋正雄師関係資料の整理・分類項目作成
- 三、図書・資料の整理技術の開発作業

(イ) 図書用パンチカード設計

(ロ) コンピューターについての学習

## ○石野千秋(第二部助手)

昭和五十五年七月以降左記の業務に従事した。

## 記

- 一、布教史資料、その他諸資料の複写・製本作業
- 二、高橋正雄師関係資料の複写・整理作業
- 三、図書・資料の整理技術の開発作業

(イ) 図書用パンチカードの設計

(ロ) コンピューターについての学習

四、儀式関係資料年表作成のための基礎作業(文献解題・講読)

## ○藤尾節昭(第三部所員)

昭和五十五年度は左記の業務に従事した。

## 記

- 一、神徳書院資料目録作成・複写・製本並びに分類項目作成
- 二、布教史資料の分類目録作成
- 三、高橋正雄師関係資料の分類目録作成
- 四、図書・資料の整理技術の開発作業

## ○治郎丸あかり(第三部助手)

昭和五十五年十一月以降左記の業務に従事した。

## 記

- 一、布教史資料その他諸資料の複写・製本作業
- 二、図書の整理・保管

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、紀要掲載論文検討会を開催してきている。去る昭和五十五年十二月十一日、その第十二回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十号掲載の全論文・研究ノート、すなわち、岩本徳雄「かみな神名について」、森川真知子「後家としての神—一子大神の生と死—」、久保田紘二「『新光』にみられる教義化の諸問題—とくに高橋正雄を中心として—」、高橋行地郎「金光大神の救済観—内信心を視点にして—」、研究ノートについては、山根聖真「明治前期宗教政策についての一考察」である。以下にその検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外から荒木美智雄（舞鶴・東京理科大助教授）、内田守昌（前研究所長）、金光寿一（船橋・副教会長）、津田貴雄（尼崎・副教会長）の各氏。所内からは、各論文執筆者と所長、石河道明（司会）、八坂朋道（記録）であった。

### 岩本論文

○ 我々は、教祖のところでの生きた神、つまり天地金乃神が、百年経つうちに、我々のところでも教祖時代そのままに存在する

神であるかのように考えてきたところがある。そうした現状認識に立てば、なぜ教祖のところでは神が生きていたのか、あるいは天地金乃神が生きて働くことは、我々にとって決して自明のこととは言えないのではないかと筆者の問題提起は妥当である。

しかし、そのアプローチの仕方として、例えば、神と人との関係について、日本の民俗宗教や神道的なものの考え方においては、神と人との区別が不分明であるにもかかわらず、そういう線上に金光教の神観念を位置づけていいのかどうか。このことは、さらに言えば、筆者のところで教学の立場と民俗学、神道学の立場との入り組みを見極める視点が揺れ動いていることと関係しているのではないか。教学として研究していく場合には、金光大神の信心が日本文化の根底を根こそぎ変革していった構造をも見ていかなければ、教学の主体性は確立されていかないのではないか。

○ 結論的には「神が一切」であり、神の側にすべてが抱合、吸収されていくと押えられている。しかし、「神が一切」の世界に入る前段階の問題、つまり人間はいかに助からない実態をもった存在であるか、そのような人間が救われて神になるとはどういうことなのか、という重要な問題が問い落とされてはならない。

○ 金光大神の信心、神号が変遷していくことはわかるが、天地金乃神の実体・働きが変動するとはどういうことなのか。たしかに人間の側では神に対する受けとめ方は変わるし、それによって

神の働きの現れは違ってくるだろうが、神そのものは終始一貫して変わらないのではないか。

### 森川論文

○ 女性を「死」にシンボライズさせた視点は、新しくユニークである。しかし、とせが「神になる」ことが、「死」の問題と女の役割喪失との連関で述べられている点が問題で、「神になる」ことについては、より積極的な意味付けが必要なのではないか。そうでないと、悲劇の主人公という寂しいとせの姿しか出てこない。神になっていくとせには、もっと明るさが伴っていたのではないか。

○ とせが神になっていく過程には、男とは違うリズムがあることは理解できるけれども、男の神と女の神とは何がどう違うのか人間が救われ、神となっていくプロセスにおいて両者がどう違うのか、という点をさらに追究してほしい。

○ 女性を、「生、死」という哲学的概念で捉えることと、生活者（出産をし、糸車をひくこと等）として捉えることが、全体として錯綜したモチーフとなっており、両者の関係が理解しにくい。また特に生活者としての側面に関わっての問題だが、金光大神が神前撤去した際、とせが教えを説いた「中の間」を「神の世界と日常世界の接点」、「神界と人界の重なる部分」と位置づけてい

るが、「中の間」をはたしてそのような二分法的な概念で押えることが可能かどうか。またその場合、筆者が女性の日常性——生活者としての側面——をどう見ているかが問題となるが、論文ではその点があまりに図式化、単純化されすぎた感がある。

### 久保田論文

○ 一人格の中で営まれる教義や信心の形成過程を問題にしていく場合、ある特定の時代状況の中での教義化に関するものだけを切り取った形で批判を加えるのでは足りない。高橋正雄が時代背景からどのような影響を受け、いかにして信仰を形成していったのかという、青年期からの全体像を見なければならぬ。このことは、一人物の歴史をより広く、また深く捉える視座を必要とすることでもある。そのためには、例えば高橋個人に止まらず、当時の教団状況における青年の位置についても考えられねばならない。その際、青年は教政当局者にとっては、人材育成という観点から重要な意味があったと思われるし、また広くは、明治後期の学生が、社会的にどう位置していたかについても見なければならぬ。その時代の思想を反映した行動様式、思考様式を見ることがよって、当時の学生の平均的意識を探ることも要るだろう。

○ 高橋正雄という一人の宗教的人格が通った道、歴史状況、彼

自身が担わされた問題を見る視点が、教団史研究の場合、特に重要である。その方法として、一人の人間が生きた歴史状況に即して、その人の世界に深く入っていくことがまず大切で、そこから問題を把握してきて、それをさらに自分の教学の所で問題にしていくことが必要ではないか。我々が新たな歴史状況において、何かを試みようとして、我々自身の実存的な状況と高橋が立っていた実存的状況とを照らし合わせようとするとき、高橋にとって真に壁であったものは何かが見えてこなければ、我々自身の壁も容易には乗り越えられないだろう。

○ 「新光」グループに、主たる教義形成の一つのタイプを見ようとしているが、一方、同時代人として「大阪青年会」、「藤蔭青年会」の人々の存在、活動も無視できないであろう。彼らは、言語表現、文字化による教義形成には向かわなかったが、そこから輩出された布教者群はかなりの数を示している。彼らの活動をも含めて、もう少しトータルに見ていかなければ、結局「新光」グループとは何であったのかが見えてこないのではないか。

#### 高橋論文

○ 内信心と参拝信心とがワンセットだとして捉えられているが、参拝信心から内信心が説かれてくる必然性や両者間の緊張関係がもって内容的に描かれれば、今日求められている教会論、布教論

に新しい手がかりを与えることとなる。それと関わっている、内信心による救済は金光大神の究極的な救済観なのか、それともある信心段階やある特殊な状況における救済観なのか、が問題である。

○ 結果取次による救済と内信心による救済との関係を扱うのは、信心の自立が求められている今日、タイムリーな課題ではあるが、内信心に力点が置かれすぎると、金光大神が生涯結界に座り切った意味が問えなくなるのではないか。さらには、結果取次という救済に関わる根源的な場があったからこそ、内信心による人助けが可能だったのであり、信仰の授受関係が成立したのではなかったか。

○ 人間が「神になる」ことを金光大神が説いたのは、世界の宗教をみてもユニークである。しかし、それだけにその内容は大切に扱われねばならない。人間は「神の氏子」でありつつも、容易には助かりがたい「難儀な氏子」でもあるわけで、その人間が「神になる」とはどういうことなのか。神への無礼性を有した人間であるという人間観を抜きにした救済観では、現代に力を持たない。したがって、内信心による救済を考えるときには、救われたい人間が救われていくプロセスを丁寧に見ていくことが要る。例えば、「神になる」ことと人間の「心の改まり」とが、どういう関係構造になっているのかが、いっそう追究されるべき問題で



あろう。

### 山根論文

○冒頭に「本教成立過程が必ずしも純粋な形態をとって組織化されてきていない」とあり、その「純粋な形態」がすぐ後で「道の本源性」あるいは「固有性」ということばで言い換えられているが、この「純粋な形態」やありうるべき本教組織化の形態を、どういう形で導き出し、発見していこうとするのか。さらには今日、宗教法人法という国家の一つの宗教制度のもとに本教は存在するわけだが、そうした時にこの「純粋な形態」を今日どう考え、していくことができるのか。

○「『本源性』や『固有性』は長い歴史過程を経て発見されていくものと考えられないであろうか」とあるが、創唱宗教は、常にその「本源性」を確認し続けていかなければ滅びてしまう。例えば、初代白神の著した『御道案内』は、明らかに道の「本源性」をつかんでいると思われる。そういうことがあって、論文で扱われている「講社の設立」以後の歴史がある。そう考えたとき、「本源性」は、むしろ確認可能なものとして措定されるべきで、「本なき混沌」とは区別されるべきであろう。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に今回の検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘を掲げる。

○今日の教学研究においては、民俗学、歴史学等、他学問の成果援用による研究というスタイルが見受けられるが、それでは、まだ金光教学は金光教の学問にはなっておらず、自立した教学とは言えないのではないか。他学問を批判することが可能となるためには、研究者の信仰エネルギーの低迷、研究の主体性の希薄、視野の狭さなどの問題が克服されていかねばならない。

○論文の体裁に関してだが、注釈と本文との距離が遠く、読む側からすれば、大変手間がかかる。本文を読みながら注釈をひもとくと、本文の文調にすぐに乗れり切れないところがあり、中断してしまふ。注釈を章の末尾ごとにつすことが可能ならば、そうした配慮も加えて欲しい。

## 教学研究會記録要旨

昭和五十五年七月十・十一・十二日の三日間、玉水教会控所を会場として、「教団史研究の視角と課題―九・十年事件の歴史的意義―」というテーマのもとに、第二十一回教学研究會を開催した。

一昨年来、本所では、これまで設定してきた研究領域とその方法論に自己検討を加える必要があるとの確認に立って、諸活動に検討を加えてきたが、今年度の研究会は、そうした自己検討の一環として、特に教団史研究についての新たな研究視点、課題、方法を模索していくこととして、ゼミナル形式で開催した。教団史研究にとって、昭和九・十年事件の意義解明ということは、教団形成期以来の積年の問題がこの事態の中に顕在化していること、また、事件收拾の歩みが、今日の教団体制を方向づけていることから見て、中心的課題であるといえる。こうした意味合いから、九・十年事件を取り上げ、『教団自覚運動の事実とその意味』（高橋正雄述）をテキストとし、討議を通じて、教団史の全体像把握のための視角を模索し、教団史研究の諸課題を浮上せしめることを願って開催した。

以下に記す要旨は、テーマに迫り得るようテキストについての

解題発表と、課題発表、および討議内容を、本所の責任において、要約、整理したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外―姫野教善（北九州大―学界関係者）、内田守昌（前研究所長）、藤井記念雄（布教課長）、井手美知雄（布教課主任）  
所内―本所職員、嘱託

### △テキスト解題▽

久保田 紘二

この発表では、今日の教団体制を九・十年事件の收拾過程の延長線上にあると位置づけ、今日的な教団体制の問題性を浮上せしめるという立場から、当時の歴史実態・様相を通覧しつつ、問題提起的に該事件の歴史的相対化を試みる。右の観点からテキストを検討するとき、まず、それが事件の背後に潜む歴史的な実態を捨象し、ある視点にもとづいて整理されたものであるというテキストの性格が指摘できる。このことは、「生神金光大神取次の道の自覚」という高橋正雄の視点に立脚して、事件以後の教団体制を合理的に解釈しているところにも窺うことができる。このような整理されたストーリー性を持つテキストの性格を踏まえて、該事件のもたらす今日的な問題性を以下の三点に分けて概括的に述

べる。

④ 歴史解釈の問題——教祖と教団史との連続性

教団史と教祖との連続性を常に求めていくことは、信仰者である限り自然なあり方である。しかし、その連続性なるものが、教団史の歩みを正当化、整序化する方向に偏つて想定されるという問題がある。教祖との連続性を視点にして教団史を解釈すると、教務や教政の歩みの底に潜む具体的で現実的な問題性が濾過されざるを得ず、教団の未来を切り開く具体的な構想は造出されにくい。むしろ逆に、教祖と教団史とはもともと非連続的なものであるという危機的な認識がないと、歴史が遺した組織や人間の問題に自ら覆いかぶせる結果となる。つまり、教祖と教団史との連続的契機を重視し過ぎると、組織が解決すべき現実的な問題に眼が向かず、組織理念と教祖との連続関係をめぐる正当性の問題が主たる課題となる。ここでは、例えば、管長側の組織理念と盟約側のそれとが双方歩み寄り難い様相を呈した問題性なども、未解決のままに、信心の自覚ということで整序される。さらに、文部省をはじめとする国家権力の介入を受けざるを得なかった現実的な問題も未消化のままに歴史解釈がなされていくこととなる。

② 教務体制の問題——教務の主体性喪失

現在も教団体制のなかにある教監責任制という制度は、国家との関係で設けられたものであり、国家から教団の統理権を委任さ

れた管長の職務を補うという、すぐれて組織的制度的な理念である。それが、該事件を経て昭和二十九年教規では、教監の職務権限は、「教主を補佐して、教務を総理し、全教に対して責任を負う」ということになるが、その際、教主の統理事項の中には「教義の正否を裁定する」というものが含まれているのである。教義裁定という重要な信仰内容に、たとえ補佐の形であるにせよ組織理念が深く関与していること自体不条理なことであり、補佐の概念が明確にされなければ信仰の主体性が問われることとなる。

また、逆に教務の側からみても、その実体が問われずに、単に「取次を頂く」ことが形式として教務の最終手続とされているならば、そこでの教務における責任の所在は曖昧になる。現実的な教団理念を明確にしなければならぬ教務責任が、「取次を頂く」という名のもとにかえて不問に付されることとなる。そのことによって、教務は現実的な力を持ち得ず、ひいては教団の改革を推進させることのできない要因となっているのではないか。ある学者は、九・十年事件の最大の成果は、信仰と組織理念が別の次元で運営されることの弊害を本教が知ったことであると評価し、永遠的な教団改革運動が本教の中に展開されていると指摘している。しかし、むしろ宗教教団においては、信仰と組織とが安易な妥協を許さない関係理念を確立していくことこそが、必要なのではないか。

このような観点からすると、現在のようないかなる教主統理と教監責任制との無媒介的な関係を軸とした教団体制は、信仰と組織双方の主体性をめぐって新たに検討を加えねばならない課題であろう。

### ③ 教義形成の問題——教政教義の絶対性

テキストで高橋正雄がしばしば使っている「立教神伝」の「欲を放して」の解釈にもとづいた「取次」教義は、歴史的な教政動向や管長問題との関係で形成された教義でもある。それは、本教教義を構成する一つの要素ではあり得ても、その全てでは決してあり得ない。テキストでは、教政動向のなかで生まれた「取次」教義に、現実の教団営為の全てが収斂されて解釈されており、その教義がある意味では絶対的なものとして位置づけられている。しかし、教政教義というものは、時代状況や教政動向の制約のもとで作られざるを得ず、可変性がある点を顧慮することが要る。テキストでは「取次」教義が本教教義を集約しており、しかも歴史を超えたものであるとみなされている。この見方は、教義形成にもとづく教団改革の可能性にとって弱点となっているのではないか。

以上、テキスト解題から三点の問題性が指摘されようが、あらためて昭和九・十年事件とは教団にとって何であったのかが大きな問いとして問われねばならない。その問いは、信心と組織ないし制度が一枚岩のものとして評価されている点に今一度吟味を

加え、そこから双方の主体性を確保する新たな関係理念を問うていくなかで求められねばならない問題であろう。さらには、該事件の成果である教主統理という制度的な問題を「立教神伝」にもとづいて絶対化していくあり方も、教団における教義形成の問題として問われることが要るであろう。

### △課題発表 IV

#### 国家と本教

——天皇制国家の宗教統制政策と昭和九・

十年事件の歴史的役割——

坂本 忠次

九・十年事件を国家権力との関係で検討するという立場から、一つはこの事件を通じて本教教義の独自性がどのようなものとして明確化したのかという点、いま一つは教団体制における統理の問題をどのように位置づけるかという点の二つの視角を設定し、これらの問題を明治期から敗戦に至るまでの国家による宗教統制政策史の検討を通して、九・十年事件以後の教団が持つべき視座を模索して行く。

戦前における天皇制国家の宗教統制政策を検討するとき、国家権力の宗教団体への間接統制の役割を担った管長制度の基本的性

格を検討する必要がある。管長制度は、明治十七年の「太政官布達第十九号」により、各教宗派に管長を設け、各宗教団体の統制を国家が管長に委任したものである。この委任の解釈には二通りの考え方があり、一つは各教宗派の統理は本来国家のものだが、その権限を各教宗派の管長に代替委任するという説と、今一つは国家がその権限を放棄して各教宗派の統理権を管長による自治に委任したという説である。私は基本的には前者の立場をとり、戦前においては、国家は各教宗派に対して教師の任免権等の強い権限を持っていたと考える。この点を踏まえれば、教団を組織するということは、同時に国家権力より委任された事務を執るという形でしか布教できないことを意味し、布教すればするほど国家の政策に従わざるを得ないこととなる。

このような国家による宗教統制政策を踏まえて、九・十年事件を検討すると、該事件の際に国家に管長罷免を求めた信徒による全国的な運動は、国家に対する陳情であり、天皇制国家に対する権力認識は希薄であつたにせよ、信徒の助かりのための教団を求めた点で、本教教団における画期的な民主的の改革運動であると評価できよう。しかし、他面においては、九・十年事件は、神前奉仕者を教団統理者へと選挙によって推戴することで、政教一致の教団体制を形成したものである。この体制を当時のファシズム体制下の国民統合化政策が行われていた事実にも照らすと、国家が

ら教団の統理権を委任されていた政治的権威としての管長と、信仰的権威である神前奉仕者との二元的な教団体制の矛盾を、神前奉仕者が教団統理者となることによって解消し、教団は戦争政策に協力しやすい体制となったということがいえる。そして、結果的に、この教団体制は国家の側からすれば、本教を統制政策の下に組み入れることを容易にしたのである。

この問題を教義的な問題として検討すれば、高橋正雄に代表される「無私無欲」の信仰理念が、国家のために無一物になるという思想に直結していったという点を指摘できよう。『概説金光教』では、九・十年事件を国家方針の枠内において、金光教独自の信仰的な内容を打ち出せるようになったとして評価し、その独自性とは、高橋正雄が「立教神伝」の解釈から見出した「無私無欲」の信仰理念であると述べている。しかし、高橋正雄におけるこの信仰理念は、管長による教団財の私有化問題を批判する根拠としての意義はあるとしても、国家のために「無私無欲」であろうとしたという、その権力認識の面において、それが果たして本教の独自性であったのか否かが問われねばならない。これは、高橋正雄における「無私無欲」の信仰理念が、国家の宗教統制を背景とした管長制度に対する認識において、樂觀的なものであったことによつて、国家権力に容易に収斂されていった問題性として押えらる。

最後に、今後の教団史研究の展望を求めるについて、この事件から何を学ぶのかという点については、人の助かる教団とは何かという教団論の構築の問題を考える必要がある。この問題は、高橋正雄においては、教団教務お世話係論として展開されている。これは、教祖の取次の下に集まる人達のために必要となったお世話係の働きを担うものが、教務・教政者であるとする考え方である。この論理は、取次を人が助かる根本原理とし、その働きを十全ならしめるためのお世話係的役割を担う組織が教団であり、それは結局人が助かるための組織であると位置づけたものである。

そこから、教務の主体性とか独自性の問題が生起してくるが、歴史的には、国家の宗教統制政策の下で、神前奉仕者が教団統理者に一元化したために、国家権力に矛盾なく収斂されていったという事実を踏まえて、人が助かるための教団組織を考えねばならない。教団統理の面からいえば、神前奉仕者とそのお世話係としての教務の代表者である教監、そして国家でいえば立法機関にあたる議会が、お互いにチェック・アンド・バランスの機能を保ちながら教団の均衡を保ち、同時に教団の民主化を形成することによって、教団が容易に国家権力に妥協しない機構を構成すべきである。つまり、九・十年事件当時、教内の各種団体、各教会、信徒達が教団の民主化に一定の役割を果たしたことを踏まえれば、教団を組織する以上、教祖のもつ一種の理想社会論のような教団論

が今後構築されなければならない、それが一種の相対的な機構であるとするれば、各信仰者が互いにチェック・アンド・バランスの機能を果たしながら教団が運営されていくべきであると考えられよう。

#### △課題発表 II V

### 教団の近代化と九・十年事件

佐藤 光俊

本教の、「昭和九・十年事件」に至る歴史を、本教における近代化の過程として捉えたとすれば、その近代化の歩みを担って来た人々が克服すべき対象とした、いわば「前近代」なるものが何であったかという、近代化の内実に関わる問いが問われざるを得ない。そこでは、何が、どのような理由によって前近代と見做され、なぜそれらは克服されねばならなかったのか。こうした問いが、内在的に問われることによって、本教教団が歩みしめられた近代化の過程とその意味が明らかとなるのではないかと思われる。本教は、明治三十三年、神道本局の拘束下から脱して、独立教派としての教制を確立するが、このことにより管長制度をはじめとする国家の宗教統制策に直接応えねばならなくなった。独立時に制定認可された教規にもとづいて、大教会長を兼ねた管長に金

光教雄を推戴し、副管長に金光金吉、副教会長には金光攝胤を任じて、管長権に集約される一元的な治教体制を確立した。この体制では、国家に対する一教統率者としての管長が、同時に制度組織上の責任職である大教会長を兼ねたが、さらに明治三十五年には、新たに信仰の内実に関わる教統の所在を表明する「大教主」という呼称を設けて、国家から要請された制度としての「管長」に教内的意味、信仰の立場からの意味を付与することで、管長制度を矛盾なく受け入れた。しかし、この様な治教体制も、副管長であった金光金吉の帰幽（明治四十年）によって三者の均衡のバランスを失うとともに、副教会長の立場にあった神前奉仕者金光攝胤が副管長をも兼ねるところとなって、管長（兼、大教会長、大教主）——副管長（兼、副教会長）の職責が二分化される結果となる。そして、教団統理の権力と信仰的な信望とが二分されたことよって、制度と制度運用の実態との間に懸隔を生じた。この事態のちに言う「二元の存在」「二元の形態」である。

こうした教団状況の中で、教政の側は、教祖三十年祭を迎えるにあたり、教祖奥城の教団経営化と大教会所造営の進捗を願って、境内地内の管長個人名義の土地不動産の提供を求め、管長襲職規定の世襲化を条件にその提供を受けるが、その維持管理のために設立されたのが、維持財団である。当時は、教団という概念の下に表象される実体はなく、たとえば本部関係の動産、不動産の大

部分は、教祖以来の家督を相続した管長の個人名義のものであり、しかも事実そのようなものとして管長権が国家から認められ、保護、特典が与えられていたのである。

ところが、こうした中で、組織体制としての教団が、管長個人の所有権の中から自立して行こうとする動きを起すこととなり、維持財団の設立はこの動きを示す最初のものである。このことは、管長権に帰属した、動産、不動産などを、教団の財として独立せしめ、教団の布教、宣教の用に供すべく所有、管理の形式を改め、教団活動の遂行を財的に保障して行こうとした、教団の近代的運営を目指しての動きであったと言える。その限りでは、直信達の時代にあつてはさまざまな情実も一定の意味を持ったが、新たな世代による信心継承という契機の中でそれらは意味を失って行かねばならなかった。そこでは、管長の個人名義による教団財産の所有が、本来的でないもの、つまり克服されるべきものと見做されていたのである。

こうした動きは、大正年間に至っては、会計制度の検討を通じて大教会賦課金制度の問題化、大教会所浄財と本部予算の関係の問題化などにも看取され、さらには、教祖奥城改修、金之神社放棄の問題では、管長の統理権の不履行が指摘される事態をも招来している。これらは、直信達によって、教師の首班、教義の模範と位置づけられた、大教主＝管長の一元体制の意義を否定する一連

の動きとして性格づけることができよう。その意味で、「直信の教団」の克服とも言うべき志向を示している。

このような教団の第二世代による主張を支えた信仰とは、「この御神宣には教祖御一代の凡てが籠って居ります」という、立教神伝における教祖であった。高橋正雄は、教祖の信仰の核心を、立教神伝の「取次助けてやってくれ」との内容に見、その取次の教義と、「死んだと思つて欲を放して」の解釈としての無私無欲を教団論にまで展開して、管長の統理の下で副管長が取次に従っている教団体制に批判を加え、取次の神聖不可侵を説いた。立教神伝において神から寄託された「取次」の中に、教祖の信仰の一切の原因を見て、この原因からあらゆる結果、つまり、教祖帰幽後の出来事としての教団に批判を加え、そのあり方を説いたのである。そこでは、取次は歴史に対しては永遠であり、社会に対しては神聖なものとの絶対的な位置を得、逆にあらゆる現実はその基づけられるべきものと説かれていることから言えば、それは抽象化された観念という性格のものであった。このような見地が、教団におけるさまざまな情実的關係や不文律を問題化して、新たに「取次」中心の教団体制を実現する動きを支えた教義的基盤である。

こうして、取次教義を背景とした教団近代化の歩みは、大教主||管長制度が、現実には管長―神前奉仕者という二元的体制とし

て運用される中で、管長制度に現われた信仰実態との矛盾を、神前奉仕者の管長就任という形で克服し、やがて昭和二十九年の改正教規において、教主統理に基づく一元的教団体制を確立することとなる。

要するに、九・十年事件を頂点とした近代化の歩みは、大教主||管長制度の運用上に生じた、管長、神前奉仕者に二分された教団体制の矛盾克服の歩みであるとともに、第二世代による「直信の教団」の克服、取次教団の実現の歩みであったと言えよう。そして、この過程は、管長権に裏づけられた金光家による教団の集中支配から近代的組織教団へと自らを超克する過程でもあったと考えられる。しかし、逆にその反面、昭和十年の教規改正において確立された教監責任制は、元来、神前奉仕の神聖不可侵の条項とともに、従来管長に委任されてきた教団統理の権能を教監に委譲し管長の独断専行を防ぐ抑制措置であったが、昭和十六年以後の管長(教主)||神前奉仕者の新体制にあってもなおその意味を変えながらも続行され、その結果、教団統理の内実が空文化せしめられてきたのである。現体制においては、教監による教務総理という、統理権の機能的分解が行われ、教団の民主的運営は実現されたが、このことによって逆に統理主体の曖昧さを許す結果となつてはいないかと考えられる。



## 〈討議〉

### ○久保田発表に関わって

○ テキストに見られる、高橋正雄の歴史観は、信仰的視点に立脚した歴史観であり、純粹な科学的歴史観ではないので、彼の視点だけではこの事件を十分に理解、把握することはできないであろう。この点を踏まえれば、久保田発表の主旨である信仰と組織とが別の理念で確立されなければならないという意見は、信仰的視点だけでは歴史的状况が見えないという点で一理あるが、同時に組織は信仰に基づいてなされねばならぬ面もある。その意味で、本教における信仰と組織との問題は、その信仰と組織とをどのように連続、或いは、非連続させるかという二つの間の繋がりのつけ方の問題ではないか。

○ 教祖と我々、教祖と教団との連続性は、信仰者であり信仰者の集団としての教団である限りは、どこかに、求めていかざるを得ない。従って、連続性が問題なのではなく、連続性のある面を捉えて表現したものが、時代状況や歴史状況が変化していくなかでその有効性がどうなっていたかということが問題なのである。

そうだとすれば、教祖と教団の間に非連続を持ち込むのでは、教団史は見えてこないのではないだろうか。つまり、教団史研究の課題は、この問題に関わって言えば、今日としてどこに、そし

て何によって教祖との連続性を確認するのかということをめぐる、高橋正雄の表現した生神金光大神取次の道という連続性の表出の仕方を吟味していくことにあるのではないか。

○ 久保田発表では、教政教義を可変的であると捉えているが、実際に教政者が教政教義を説く場合、自らが説く教義を可変的なものだと考えているのは教政教義にならないのではないか。そのことをどのように含んで問題にしたらよいか。

○ 直信の信仰における教祖の位置を考える時にも同じことが言えるが、高橋正雄の中には連続と非連続とが同時にあるのではないか。例えば、教団の現実とか、財の運用のあり方に多くの疑問を感じているが、そこには非連続の相が窺われようし、他方、その疑問を媒介にして教祖に回帰していくという連続性が希求されていると思う。それゆえ、教祖と教団、信仰と組織を連続とみるか非連続とみるかという二者択一的な議論をするのではなく、連続性と非連続性がどのような状況の中で、そして高橋正雄なら高橋正雄という人物においてどのように関わり合っているかということがもっと構造的に考えられねばならないのではないか。

### ○坂本発表に関わって

○ 高橋正雄の国家権力に対する認識は、信仰的裏付けのあるものであり、当時の一般の人々における国家権力の認識と、そのパ

ターンは似ていても根拠は違っている。また、高橋正雄の「無私無欲」の信仰思想こそ本教が国家権力にのめりこむ要因であるとする坂本発表は理解できる。しかし、問題は決して信仰的な「無私無欲」思想それ自体にあるのではない。むしろ「死んだと思うて欲を放して」という「立教神伝」の信仰内容を、高橋正雄が自分の信心として展開していった結果が、国家権力へののめりこみという形になって現われたのであり、「立教神伝」における「死んだと思うて欲を放して」で言われようとしている本来的な信仰内容とは、一応別の問題として考察することが必要であろう。

○ 教団における信仰理念と組織理念は同じく信仰に根差すべきではないか。しかし、教団が組織され運営されるに従って組織特有の論理が生じ、信仰理念と組織理念が矛盾してくる。その矛盾を信仰的にいかに克服するかという問題意識が教祖への回帰を必然ならしめるのであり、その意味において教祖との連続性が求められるのであろう。また、教団状況の中にある諸矛盾が高橋正雄に「立教神伝」への回帰を促し、そこから出てきたものが教団義務お世話係論である。これは、管長制度下において大教会所神前奉仕者を信仰の中心として仰いでいくために考えだされた非常に過渡的な考え方であろう。それにも拘らず、この論理が戦後にまで流れ込んで来ており、管長制度がない現在、お世話係論をどう考えるのかの検討が必要ではないか。

#### ○ 佐藤発表に関わって

○ 佐藤発表では、財の問題や血の問題を、前近的なものの克服として押えられているが、この問題は、次のような観点から押えられるべきではないか。

九・十年事件において教団は、信仰の權威が揺らぐ体験をし、その意味では、金光教の意味世界が危機に瀕する体験をした。このように捉えてみると、九・十年事件とは、信仰の權威、金光教団の組織の中心がどこにあるべきかを中心的な課題として問わねばならない事件であったと言える。それは同時に、教団組織のあり方全体、教団組織の中での信仰のあり方にまで拡大して問われねばならない問題である。九・十年事件で現われた財の問題とか血の問題は、このような問題性の具体的な現われと押えねばならないのであって、近代化という枠組で押えることはできないのではないか。

さらに、高橋正雄の教祖回帰を見た場合、それは、近代化という内容を持ったものではなく、近代批判の内容を持ったものではなかったらうか。教祖はさまざまな習俗的価値を克服していった。しかし教祖以後の教団は、教祖が克服していった習俗的価値に再び拘泥した。高橋正雄の教祖回帰とは、それをもう一度克服する試みであったと言える。したがって、九・十年事件以後の教団の運動が教団に胚胎していた習俗的価値を克服するものであ

たとすれば、それは近代を超える運動として位置づけられるのではないか。

○ 高橋正雄の教祖回帰の仕方は、立教神伝を頂き切ることによって教祖に回帰するという方法であった。しかし我々も高橋正雄と同様の方法で教祖に回帰し得るか、ということが問題となる。我々が、高橋正雄と同様に立教神伝を頂き得るかという点、それは疑問である。なぜならば、高橋正雄と我々とは信仰体験が違ふし、信仰状況、時代状況も異なるからである。つまり、歴史的社会的時差があるという問題である。高橋正雄の教祖回帰の方法は、当時の時代の制約下でなされたものであり、我々にとっては、当時とは異なる歴史的社会的状況のなかでの、新たな教祖回帰の方法を見出さねばならないであろう。

#### ○ 教祖回帰をめぐる

○ 現在の教団体制なり教義、殊に教説は教祖の信心の中身を投影してはいても、同時にそれは、教団の歴史の中で生起するさまざまな出来事や偶発的な要因、価値を上乘せしながらか形成されたものであり、さらには佐藤範雄、高橋正雄等の捉えたそれぞれの信心の観点が加わり、教祖の信心がある意味では不純化され曖昧化されて来ているのではないか。すなわち、歴史を経ることによる、教祖の信心に直信先覚諸師の信心が二重、三重と積み重ねられるに従って、教祖の信心のピントのずれが生じ、不純性曖昧性

が生じていると押えることができよう。このずれの問題を踏まえつつ信心を純粋化するところに、教祖との非連続の問題や教主制における教統と統理との間の矛盾の問題、或いは、教団体制の民主制の問題が提起されたのではないか。そこから、九・十年事件解明のために高橋正雄の信心が問題になってきた。それは我々個人個人の信心が問題になってきたのであり、換言すれば、九・十年事件当時高橋正雄がどのような信心によって、「立教神伝」、或いは「取次」に回帰したかという問題であり、我々も我々の信心によってどのように教祖回帰していくかという道を、それぞれにたどらなければならないという問題に直面しているということである。

○ 高橋正雄における立教神伝を通じての教祖回帰志向は、「無私無欲」として理念化されたが、その理念を教団組織や国家に対しても普遍化させたところに問題があったのではないか。そこで、立教神伝中の「無私無欲」は、教祖がそれまでに属していた伝統的な信仰構造から外へ立つという積極的な営みとして捉えてみる必要がある。例えば、教祖が立教神伝を受けて家業をやめて広前に座ったことは、それまでの生活形式なり信仰形式をかなぐり捨てて周縁に立ったのであり、そのことによって始めて神が生まれたのである。つまり、既存の信仰構造なり社会構造からはみ出した所にこそ、神が生まれるということがあったのであり、この

ような捉え方の中に教祖へ帰ることの意義を見ることができないか。この点を踏まえるとき、教祖へ帰る場合には、今日までの教団を補充するような帰り方ではなく、今日までの信仰構造なり社会状況から足を踏み外すことによって帰りが得るのだと考えられるし、それは、混乱とかカオスの中へ自分が投げ込まれることの中ではじめて教祖回帰の意味が見出されるということである。

○ 九・十年事件において、立教神伝を中心にして「取次」を教団や信仰の中心に据えた動きそのものは評価できる。しかし、そのあとの動きを歴史的に見ると、取次を中心に据えたがゆえに信奉者を教会へ集めることが中心的な営みとなり、取次が周縁性ではなく求心性を持つものとして次第に位置づけられてきたと言える。それが今日として問題になってくるが、この問題は、つきつめれば、立教神伝を中心に据えたということを、今日として拒否するか拒否しないかという問題になってくる。なぜならば、教祖への回帰の仕方が、立教神伝へ帰るか、或いは立教神伝以外のところへ帰るのかという、その帰り方、場所によって、これまでの教団の歴史も今後の教団展望も随分変わったものに見えてくるからである。明治期の教祖の信仰は、立教神伝では包み切れない内容があるが、そういう明治期の信仰内容をもって教団史を見たら、どういふことになるだろうか。

○ 高橋正雄が九・十年事件当時捉えた問題は、教団の信仰の中心と管長による統理の角逐というような、信仰問題をも含んだ教団の混乱であり、そこでは混乱を收拾するためには何を原理に据えて教団統理を形づくるかという、教団統治の原理模索が最優先していた。当時は教会が日増しに設立されており、教会設置が布教であるというように、教会自身が布教活動を担っていた時代であった。それを統治することによって教団の存在理由である「人を助ける」という働き、つまり布教力が確保されていた。しかし、今日では教会布教が「取次」の中に閉じ込められ、教会の存在理由が希薄となっており、活動体としての教団になり難くなっている。その意味で、高橋正雄が教祖回帰から発見した教団統治の原理は、今日としては応用不能であり、活動体としての教団像を構築するためにどのようにして教祖に帰らざるを得ないかという、今日における教祖回帰の仕方が模索されねばならない。

○ 回帰という問題に関わっては、仏教の往還二相の理念が思い出される。仏教では往相と還相は全く別なものとしてではなく、あくまで根源的には一つのものの二相であるという意味が与えられている。高橋正雄の教祖への回帰が、自然かつ無作為に立教神伝に着目し、それを通じて教祖の信心なり教祖にあらわれた神性に帰って行こうとしたのか、或いは、現実に自分が置かれている客観的な問題状況なり限界状況に立たされて、それを媒介にして

教祖へ遮二無二帰ってゆくという回帰であったのが問題となろう。また遷相の面では、教祖に帰って擱んだ信仰を現実の教団状況に当てはめ、そこにある問題を解決するための手段的道具としたのか、或いは、たまたま教祖に帰りが得たことにより、自身の中に生起した信仰が現実の場面で自然に現われてきたのかが一つの課題として考えられる。

### ○ 教団史研究の方法、課題をめぐって

○ 高橋正雄における教祖回帰の仕方そのものは問題ではなく、過去において回帰した結果に我々も乗りかかり、これからもそこに乗りかかっているとすべきであった。これは、九・十年事件を分析する場合の研究主体の課題、方法に関わる問題でもある。つまり、教祖への回帰は、教学研究や教務教政、さらに信仰においても、回帰するところをどうしても求めざるを得ない状況の迫りや緊張のなかで促されるのである。九・十年事件を客観的に見ると確かにいろいろな問題が指摘でき、それを問題として押える必要はあるが、それが今日における教祖回帰を躊躇させるような分析なり、表現の仕方をしてはならないのではないか。

○ 社会科学では、ある事態が生起する必然性の証明を、矛盾の蓄積とその爆発という観点から検討する研究方法があるが、教団史研究のうえでもこのような方法を適用し得ると思われる。例え

ば、九・十年事件の原因を見るとき、そこには財の私有化的傾向や人事権の専横的乱用などにみられる管長のあり方が本教信仰の本質と矛盾し、それがいわゆる「無礼」の実相として長期間にわたって蓄積され、そしてその浄化作用として矛盾が爆発するということの様相を呈することとなった、と理解されよう。しかし、この場合、矛盾の蓄積を「無礼」の蓄積とする見方は、すでに歴史的社会的科学的な観点を越えたものであり、信仰的な視点であろう。

また、事件がどのようにして解決されたかという結果論を検討するとき、歴史的社会的科学的な観点に立てば、全教が文部省に陳情し請願書を提出するという国家権力への依存と、そしてその国家権力の介入が事件解決の主要な要因であったと理解することができる。しかし、この場合でも「取次のおかげ」、「道によって助かる」という高橋正雄の信仰的視点からの事件解決論は否定し難い。

このように考えてみると、事件を見る方法論上の課題としては、歴史的社会的科学的な見地と信仰的見地との両論の、学問的接近をどのように志向していくかということが重要な点となろう。

○ 九・十年事件においては、淨財の私有化的傾向から教団化への移行や本教信仰の本質の覚醒、すなわち「生神金光大神取次の道」の自覚確立等というプラス面と、他方、国家権力への依存による戦争協力や戦後における戦争責任回避というマイナス面を見

ることができる。この二面が事件後の本教体質を規定しているとするれば、それらを歴史的・社会的科学的に分析する必要があろう。それによって、この事件が現在の時点に与えている影響、この事件の教团的意義、またこの事件が今後の本教にどのように活かされるべきかという問題など、教団史研究の課題と方法が徐々に明らかになるであろう。

○ 教祖が天地金乃神を背景として社会の構造の外と内との間に立っていることを意味する周縁性の概念は、文明がいかに人間を呪縛してきたかという問題視角を内在している。この周縁性の観点から、例えば金光教で国家を問題とする場合は、単に宗教に与っての国家という問題としてではなく、文明批判の性格を本来的に有する創唱宗教として、文明による人間呪縛批判という立場に立って信仰の根源のところから問題にすべきである。

ところが、教祖が亡くなると構造の周縁に立てられた「生神金光大神社」がどうしても構造の中へ引きずり込まれ、その結果として国家という文明の論理が本教の中に入って来てしまう。そこで、これらの文明の論理を天地金乃神の目、つまり社会構造を信仰的に分析する問題として考えて行かねばならない。例えば、高橋正雄の教祖回帰は教団を構造の周縁に立てられなかったところから、個人的には実存的 (existential) に回帰しようとしたが、結局観念的 (ideological) な回帰に終始した。それが、今日において体制

を維持、補完する形でしか教祖回帰が行われていないことになっているのではないかという問題に繋がっていく。この問題は、新しい歴史状況の中において信仰の危機を克服するために教祖へ回帰したものが本当に教祖と同じ周縁性を実現できたかという問題であり、この問いは我々自身にも投げかけられている。つまり、本教が現代社会において現代の人間の難儀に関わり、どういう周縁性、或いは信仰の權威を立てられるかという問題である。また、構造の問題からすれば、教祖以後の教団をさまざまな意味で規定している直信徒の信仰を検討することが、九・十年事件を捉えるに重要な課題となろう。

○ 教祖が現存した時期を神が世の中に出た歴史的な出来事だとすれば、教祖没後は出て来た神が太陽が沈むように沈んでいく歴史過程であると押えられよう。とすれば、九・十年事件は、信仰が人間の立場から生まれるようになっていく勢いと、神が沈んでいく勢いととのバランスが何らかの形で崩れた歴史的な出来事と捉えられるのではないか。

○ 九・十年事件を考える視点として、信徒の復活の時という捉え方ができよう。どの教宗派においても教団が形成され、それが一つの成熟期を迎えるに伴って壇家組織などが形成されるが、教団はそれら信徒に対し教団の安定的維持のための信徒であるという考え方を宿命的に持つこととなる。それでは、信徒の助かりと

か人間の助かりということが意識の中心からはずれていかざるを得ない。この点を踏まえて考えてみると、この事件は、信徒があらためて事件の收拾過程で大きく意識され問題の焦点にすえられた歴史過程であったといえよう。そういう信徒に対する新たな見方が新しい信奉者概念、すなわち、戦後になって教師も信徒も同じく信奉者であると考えられていくような概念を形成したのである。従ってこの事件は、本教における新たな信奉者への目が生まれた最初の契機であったという捉え方ができるように思われる。

以上、課題発表、討議の内容についての要旨を記したが、最後に、テーマに関わっての問題性を総括的に記すこととする。

教団史研究は、直接教祖を対象とするのではなく、教祖を教祖として認識してきた教団の歴史をつぶさに検討していくところに、その一つの特徴がある。すなわち、歴史上生起したそれぞれの出来事を通じて、どのように教祖が認識され、教祖像が形成されてきたのかについて批判、検討を行い、今日の教団が問うべき課題を模索していくのが教団史研究である。今回は、その象徴的事例として九・十年事件を取り上げたが、そこにおいては、「立教神伝」を軸とした教祖認識、教祖回帰のあり方が焦点となっており、またそのあり方を見ていくなかで教祖と教団との連続、非連続の問題も提起された。その問題提起は、「立教神伝」を媒介とした

教祖との連続性という視点では、教団に胚胎する主要な問題はむしろ切り捨てられる部分が多く、国家と本教との関係や、教団統理をめぐる組織・制度の問題には言及し難いところがあり、いったん教祖と教団との非連続な要素を指定することが要ることであった。しかし、教祖と教団との非連続な要素を指定する研究主体の内部では、教団批判を行うについてどのような形で教祖との繋がりが確保され、今日の教団状況を見る信仰的思想的な眼が培われているか、ということが大きな課題として指摘された。そこから、「立教神伝」に代わる新たな教祖回帰の視点が教祖の信仰からどのようにして導き出されてくるのかについて、研究者それぞれが吟味していくことが求められ、そのことによって、新たな教団像を構築していくとともに、これまで教団が克服できなかった問題性に光をあてることではないかという、教団史研究の方法、課題をめぐる基本的な問題が提起された。

今回の研究会では、九・十年事件における高橋正雄の教祖回帰をめぐる問題や、事件の功罪を分析するについて歴史的社会科学的な視点と信仰的な視点との関わりがどのように成し得るかという諸問題が提起されたが、いずれにしても、教団の歴史を研究することは、現実の信仰状況をどう認識するかという研究主体の生き方に関わる事柄であり、研究課題の深化、進展も、そのことに深く関わっているのではないか、ということが確認された。

## 彙報

— 昭和五五・一・一、昭和五五・二・三、三 —

昭和五十五年度の業務概要……………一六五頁

## 第一部

「金光大神事跡資料集」の編集……………一六五頁

『金光大神覚』ゼミナール……………一六五頁

『お知らせ事覚帳』講読会……………一六六頁

金光大神に関する資料の収集・整理……………一六六頁

小野家資料の整理……………一六六頁

## 第二部

金光大神言行記録検討会……………一六六頁

教義研究会……………一六六頁

## 第三部

教団史資料講読会……………一六七頁

文献講読会……………一六七頁

布教史資料の収集……………一六七頁

既存資料の整理……………一六七頁

資料室……………一六七頁

研究発表会……………一六八頁

教学研究会……………一六九頁

『教学叢書』の刊行……………七〇頁

『お知らせ事覚帳』資料検討会……………七〇頁

教学に関する懇談会……………七〇頁

各種会合への出席……………七二頁

研究生の養成……………七二頁

評議員……………七四頁

嘱託・研究員……………七五頁

学院生の研修・その他……………七五頁



## 昭和五十五年年度の業務概要

本所は、教学研究機関としての基本的性格を明確にするべく、三部制を敷き、五十四年度からは以下の三点を運営上の主たる方針に掲げて、諸業務を遂行してきている。

(1) 本所における教学研究の、とりわけ「研究」に関する目的・意義・方法論の明確化

(2) 教学研究の態度に関わつての、地道にして息の長い研究の推進  
(3) 本所ならびに教学研究の、今日の教団状況における役割の再確認

昭和五十五年度は、教学研究にとつての「学問的追究」姿勢をより一層徹底するという点に留意しつつ、この三本の柱にうたった願いが実現するようはかった。

(1) については、教学研究会において、特に教団史研究を取り上げて、その課題・方法につき、学問的手続きに基づく批判的検討を行い、もって教学研究の意義・目的を問うた。また、学問に関する懇談会では、『教学叢書』（第二巻）を素材とした発表・討議をもち、教祖研究の課題や視点を明確にするべく努めた。(2)については、研究の相互理解と研究者相互の研鑽を願つて、各自年間の研究計画を立案公表することとし、また、研究の場づくりの一環として、新たに教義研究会を設けた。(3)については、いよいよ

よ最終稿の作成段階を迎えた典籍編集の事業に、本所としても積極的に参与協力するなかで将来の研究、ひいては本所のあり方を検討せしめられるところがあった。

そのほか、資料については、資料室の発足以来、本所全資料の所在確認の上に立った体系的かつ有効なる整理・分類の方向が求められてきたが、漸次具体的な作業段階を迎えるに至っている。なお、教祖研究の構想をふくらませ、現存資料の確認を行うために、編集作業をすすめてきた金光大神事蹟資料は、本年度よりタイプ印刷に付すこととし、先ず一・二巻を作成した。

## 第一部

## 「金光大神事蹟資料集」の編集

昭和五十五年度は、『研究資料金光大神事蹟集』一・二巻をタイプ印刷に付した。その後、第三巻に収載予定されている神徳書院資料、教内図書、新聞雑誌類のうち、神徳書院資料、教内図書の中から教祖事蹟の抜き書き作業を行った。

## 『金光大神覚』ゼミナール

『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料

の確認作業を行い、ゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに十回実施した。その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。

### 『お知らせ事覚帳』講読会

通読を主たる願いとして、十六回実施した。『金光大神覚』と内容的な比較検討を行い、問題点を抽出して記録に留めた。

### 金光大神に関する資料の収集・整理

#### (1) 調査・収集

- (イ) 「御神木」に関する調査。岡崎梅力(田尻教会)・徳永イト(熊毛教会)両氏他より資料聴取。(5月7日)
- (ロ) 古川治郎(五郎右衛門)の墓石および年譜調査。大谷寂光院の裏山にて墓碑を写真撮影。(5月24日)
- (ハ) 教祖時代の農機具、生活用具に関する調査。岡山市竹原、三徳園農業展示館を見学。(10月5日)
- (ニ) 島村八太郎に関する調査。五十井完氏(犬島教会)より資料聴取。(12月6日)

#### (2) 整理

五十五年度内に追加された金光大神関係資料十点をカード化し、撮影した写真を整理した。

### 小野家資料の整理

#### (1) 紀要による資料の紹介

永世御用記 明治二年五月〜明治三年二月

#### (2) 裏打ちによる文書の補修

所内で三回実施し、三十二点の裏打ちを行った。専門家に依頼したものは、約三百点(田畑売買證など)である。

## 第二部

### 金光大神言行記録検討会

『研究資料 金光大神言行録』の講読会を十回行い、注釈を作成した。

### 教義研究会

教義研究の今日的課題を模索するため、昭和五十五年度より、第二部員を中心メンバーとして教義研究会を設けた。ハーヴィット・

コックス著『民衆宗教の時代』をテキストに、毎回レポーターを決め、レポーターの発表を基に討議を進め、課題を浮上させるという形で九回行った。

### 第三部

#### 教団史資料講読会

昨年度に引き続き、昭和九・十年事件関係資料の講読会を六回、次に、高橋正雄師関係資料中、高橋正雄メモの講読会を三回行った。

#### 文献講読会

教団史研究の方法論を幅広く模索すべく、学術書及び歴史関係の文献をテキストとして、囑託坂本忠次を囲む文献講読会を四回行った。

第一回 高橋正雄述『教団自覚運動の事実とその意味』

第二回 丸山真男著『現代政治の思想と行動』

第三回 森岡清美著『真宗教団における家の構造』

第四回 安丸良夫著『日本の近代化と民衆思想』、広田昌希著

『文明開化と民衆意識』

#### 布教史資料の収集

大阪教会未収集資料七十四点を近畿布教史編集室と共同で収集し、目録作成を行った。

#### 既存資料の整理

五十四年度に引き続き既存資料（明治三十三年～四十五年）の整理を行い、項目別に分類した。

分類されたものは、「教団史資料目録7」として一八四点を紀要本号に掲載した。

#### 資料室

一、資料・図書の有効な整理・管理の技術開発として、次の二点を行った。

(1)資料検索のテスト・ケースとして、布教史資料目録の一部でパンチカード操作を行った。その結果、カード操作の限界とカード設計の問題が確認された。これらの限界性と問題点の検討を経て、本所の図書用カード（ブレンカード）の一部を廃

し、図書用に設計したパンチカードに切換えた。

(2) コンピューターによる情報・資料の整理・管理をめざして、情報整理学の学習を行った。

## 二、資料の整理・保管

(1) 昭和五十五年五月、高橋正雄師関係資料(Ⅱ)(同師メモ類)が教団に寄贈され、本所に整理・保管を依頼された。本室において、同資料の年次別目録を作成し、保管した。手紙・葉書類の発行人別目録作成は、本所全体の作業として、十六回実施した。

(2) 昭和五十五年三月、青木茂氏より、高橋正雄書簡類が教団に寄贈され、本所に整理・保管が依頼された。本室において、同資料の目録を作成し、保管した。

(3) 神徳書院資料は、前年度に引続き、典籍編修委員会の下に、本室において複写・目録作成を行ってきたが、昭和五十五年六月、第七回収集をもって終了したので、同資料の項目別分類を行った。

## 三、資料の複写

神徳書院資料、高橋正雄師関係資料(Ⅱ)、第三部収集の布教史資料を各二部複写し、製本を行った。その他、研究上必要となった諸資料の複写を行った。

(1) 神徳書院資料は、ほかに典籍編修委員会用の一部、芸備教会

寄贈用の一部を複写した。

(2) 高橋正雄師関係資料(Ⅱ)は、複写、製本を行い、そのうち、「高橋正雄メモ」は、高橋家へ寄贈用に一部複写した。

(3) 近畿布教史編集室と共同で収集された布教史資料は、同室へ一部、所蔵教会寄贈用として一部を複写した。

## 四、資料年表の作成

本教の儀式関係の資料年表を作成するための基礎作業として、文献解題を行った。文献は、ヴィクター・W・ターナー著『儀礼の過程』

五、本年度十一月より、図書の整理・保管の業務が、本室へ移管された。

## 研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを願って、以下のように実施した。

○八木栄太郎『言行録』掲載言行の出典について

宮田喜代秀 9・5

○文献解題 安丸良夫著『出口なお』

八坂 朋道 10・28

○初代女性布教者――布教現場での女性達――

森川真知子 10・28

○「取次の原理」「出社の成立とその展開」(上)における

「取次」についての考察

藤井 潔 11・15

○「第17回情報科学技術研究会の報告並びに本所における資料の整理・管理・活用のあり方」について

堤 光昭 11・22

○制度論的視点を求める――手続関係の研究のために――

西川 太 11・26

○論文解題「出社の成立とその展開」(上・中・下)

上坂 隆雄 11・26

○文献解題 大淵千仞述「教規の精神を正しく深く

理解するために」

加藤 道善 12・2

○布教形態に見られる神の二面性について

小柴 宣和 12・6

○課題発見への手がかりを求めて

松沢 光明 12・8

○文献解題ウィクター・W・ターナー著『儀礼の過程』

石野 千秋 12・23

教学研究会

第二十一回教学研究会(昭和55・7・10～12)

日程

第一日

(1)年表解題 加藤道善

(2)テキスト解題 久保田絃二

(3)コメント 姫野教善

(4)討議

第二日

(1)課題レポートI 坂本忠次

(2)問題提起 西川 太

(3)討議

(4)課題レポートII 佐藤光俊

(5)問題提起 荒木美智雄

(6)討議

第三日

(1)全体討議

(2)総括発表 姫野教善、内田守昌

## 『教学叢書』の刊行

今日までの本所の金光大神研究の成果を礎にし、現代の人間の諸問題に迫ることを願いとする教学叢書2、『金光教祖の生涯』

（瀬戸美喜雄著）を、五十五年九月二十日に刊行した。なお、巻末に「金光大神研究論文目録」「金光大神研究論文一覽」を付した。

## 『お知らせ事覚帳』資料検討会

五十五年度は、次の作業及び調査を進めた。会合は四回もった。

- (1)第三次草稿をもとにした解説文の検討。
- (2)新教典の原稿化のための基本方針の検討。
- (3)『お知らせ事覚帳』と『金光大神覚』の表現方法の統一。
- (4)『金光大神覚』と共に、原文に段落をつけ、章・節・頁に分け、それぞれに番号を付す作業。
- (5)島村八太郎及び吉屋に関する調査。

## 教学に関する懇談会

本所では、今日の教団状況との関わりにおいて浮上する教学研究上の諸問題を検討していくことを願いとして、教学に関する懇

談会を開催してきている。昭和五十五年十一月十四日、その第四回の懇談会を開催した。

今回は、五十五年九月刊行の教学叢書2『金光教祖の生涯』を素材とし、その内容検討を通して、そこに提示されている視点や教祖像が、新たな教義創造の要請されている今日の教団状況において、あるいはこれまでの諸教祖伝との関連において、どのような意味をもちうるのかといった点につき、研究員のコメント発表を中心に懇談を進めた。以下に、その懇談の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、畑愷、川上功績、高阪松太郎、行徳照真、高橋一邦、竹部教雄、藤井記念雄、宮尾肇、布教部員、学務課主査、本所職員であった。

○ 「人間の範型としての教祖」と「救済者として神から差し向けられた教祖」との二つの視点を設定し、前者の人間の視点に、後者の神的な視点を重ねて教祖伝を描くという試みは、教学上、神を軸とした見方が漸次可能とされてきていることを示しているといえるが、この両者を一体化して見ていく方法を、さらに掘り下げていくことが必要となろう。

○ 神から差し向けられた教祖という神的な接点の設定されることで、従来の、たとえば「教祖の生きられ方自体がそのまま教義である」という言葉に示されているような求道者の教義イメージ

に代わって、救済者的な教義イメージが脹らむことになる。その際、人間の「無礼」というものを媒介にした救済、あるいは人類の身代わりとして世に差し向けられるなどのことは、メシア思想に酷似するものがある。同時に、従来「道理」「働き」として押さええられがちであった神自身も、ここでは「意志」として押さえられている印象を強くしている。そのような救済観・神観は、これまでの取次による救済観とどう関係づけられることになるのか。

○ 教祖の晩年においては、神代との対比において、世の中が、我が力で何事もなし得るとする人代になりつつあるとして捉えられ、それを世の狂いとして認識されている。即ち、いつ神の気感に叶わぬことになるかも知れぬといった言い知れぬ恐れが神に対して抱かれており、それが無礼観の根底にある。そこから、一日も早く神代に戻していかうとする積極的な姿勢が表されてくる。そうした「世」に対する認識のあり方との関連においても「差し向け」の意味が問われねばならない。

○ また「差し向け」というのは、生身であるからこそ差し向けられ得るわけだが、差し向けの中味を全うしようとする時には、生身であることが限界となる。そこから、永遠の人助けへの悲願をこめた「身代わり」としての死の意味が、新たに問い直されてくることになる。

○ 神への「怖さ」や「無礼」が、ますます感じられなくなっ

きている現代において、客観的にみてもある種の「世直し」的な響きをもつ「差し向け」の意図を理解することは、今後一層重要なことになるが、それにつけても、「差し向け」られてあることの意図は、我々信仰主体の強烈な実存的決断を抜きにしては、汲みつくし得ないのではないか。

○ 教祖伝が、基本的に事蹟資料をもとにして構成されている時、そこに教学のもつ純粋性が保障されもし、客観性・実証性の重みが改めて認識させられもするが、逆に、それによって教祖の大きさを捉えることに制約が加わり、また信仰情熱が響きにくくなる。その意味で、理解や教えに基づき、例話をおりまぜて構想されてくるような教祖伝が、今後考えられねばならない。

○ 記述上は、人間主役の前半が密に描かれているのに比して、神主役の後半の描かれ方が粗い印象を受けるが、現代社会を生きる我々が、今後の本教を見つめていく上で照らすべき問題は、むしろ後半に凝縮された形で提出されているといえる。その点で、立教神伝以後の教祖事蹟を踏まえた教義的探求や初期布教史研究、そして晩年の教祖研究などが、これからの重要な目標課題として設定され、それらの分野での研究実質を培っていく必要がある。

○ とまれ、全体を通して教義解釈に関わる様々な問題が提示されてお

とみなすことができる。これをきっかけとして、ここからの教義化運動・教学運動の展開が望まれる。

○ 従前より、各自それぞれの立場から次々に教祖伝が生み出されることこそが、本教の教義の中味を豊かにしていくのだと思いつけてきた。この書が糸口となって、これに続く労作がどんどん書かれることを期したい。

○ 教学研究の成果を、論文形式での発表とは別に、全教に、より直接的に訴えていく働きかけの場として、教学叢書の出版の意義を、今後重要視したい。

#### 各種会合への出席

##### (1) 学会その他

岡山民俗学会(2・24)二名

歴史学研究会(5・24/25)二名

NCC夏期研修ゼミナール(8・28/30)二名

日本民俗学会(10・4/6)二名

日本宗教学会(10・20/22)三名

日本史研究会(11・15/16)二名

##### (2) 教内会合

金光教平和祈願広島集会(七・二七)一名

関東教区自由懇談会(10・23)三名

#### 研究生の養成

五十五年度は、左記の研究生五名が五月から六か月間委嘱され、実修を行った。

山内真喜生(御器所教念)、松沢光明(関教念)、小野智雄(奈良教念)、治郎丸あかり(勝間田教念)、古賀日出久(八丁平田教念)

#### 実修の概要

##### (1) レポート

(イ)「現在の本教をどう視るか」という課題のもとに、入所時までの問題関心をまとめたレポートを一回提出した。

##### (ロ)文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを二回提出した。

##### (ハ)実修報告

実修期間を総括して左記のような内容の実修レポートを十月に提出した。

##### ○山内真喜生

本教における「手続」教義はいかにあるべきかを求めて、社会学における家・同族の問題と対比させながら、親・子



の理の究明を試みた。

○松沢光明

過去、教団が提示してきた教義にまつわる諸問題の分析を通して、教義化という過程そのものに内在する陥穽の発掘を試みた。

○小野智雄

実修期間中に提出したレポートを振り返りながら、金光大神と自己との関わりについて、改めて自覚的な吟味を加えることで、教学的問いのあり方を求めた。

○治郎丸あかり

自らの信仰主体のありかを求めて、問題関心である「生」「死」の考察への視点を模索した。

○古賀日出久

教義と自己との関わりを求めて、二編の文献解題を通じて教義概念の吟味検討につとめ、教義を問題にする視座を培った。

(2) 講義・ゼミナール・ガイダンス

(i) 講義

(a) 総論

「研究所の現況」、「教学とは何か」、「教学研究の歴史」、「教学研究の領域と課題」のテーマで行った。

(b) 各論

教学研究が、具体的にはどのように進められているのか、という方法的理解を深めることを目的として、金光大神研究・教義研究・教団史研究・資料についての四講座を各二回行った。

(c) ゼミナール

福嶋義次著『金光大神覚解釈方法序説』をテキストとして、教学研究への幅広い理解を培うことを目指して六回の講読・討論会を行った。

(i) ガイダンス

各部の資料紹介、研究動向、方法課題にふれることを目的としてガイダンスを行った。

(3) 資料・図書整理

(i) 資料整理

人名索引作成のための人名索引カードの整理を行った。

(ii) 図書整理

本所所蔵図書の整理・確認作業を三回実施した。

(4) その他

所内各種会合、ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、所内各種行事の運営事務に従事した。

なお、松沢光明、治郎丸あかりは、十一月一日付で本所助手に

任用された。

## 評 議 員

本所の運営は、教学研究機関という性格からして、教務教政の支配を直接受けてはならない。しかしその半面、教団の機関である以上、教務教政の立場から、全教に対して十分に責任を負い得るものでなくてはならない。

評議員制度は、このような特質を持つ本所の運営が、適切に進められるよう、運営上の重要事項を全教的な観点から評議し、検討することを目的として設置されているものである。

昭和五十五年度は、評議員会を臨時の一回を含め三回開催した。第二十八回評議員会(55・3・11)は、昭和五十四年度の研究報告を中心の議題とし、第二十九回評議員会(55・9・17)は、昭和五十六年度の方針並びに計画案及び経費予定を議題として、また第三十回臨時評議員会(55・12・10)は、教務・教育・研空等の専従要員養成の制度化と本所研究生制度に関わって、それぞれ開催した。

### ○

第二十八回の審議の主な点は、次のようなことであった。まず昭和五十四年度の研究報告に対して、①一般諸学問の風潮に対し、本所の研究の主体性はいかに確立されるのかという問題 ②神号

差し止め後の神号についての意味解釈の問題 ③研究領域拡大(広前論・教会論)の可能性の問題 ④教団史研究が全体的に昭和九十年から十六年に集中している傾向とそこから出されてくる課題等について質疑が交わされた。

その他、①典籍編修委員会と本所の研究業務との関係の現状と今後 ②今日の教団状況の確認と今後の本所の役割 ③研究者育成及び教団各分野の人材育成等について審議がなされた。

なお、出席者は、市川彰、田淵徳行、畑齋、竹部教雄、森定齋の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

### ○

第二十九回の審議内容は、主に次のようなことであった。①昭和五十六年度は、前年度の基本方針を踏襲しながら、「金光教とは何か」という問いを、研究の視座に据えて、①本所における教学研究の、とりわけ「研究」に関する目的・意義・方法論の明確化 ②教学研究の態度に関わっての、地道にして息の長い研究の推進 ③本所ならびに教学研究の、こんにちの教団状況における役割の再確認という三つの柱に取り組むことについて ④典籍編修事業の現状と今後の本所の関わりについて ⑤本所資料の範囲と図書館資料の関係をめぐっての現状と今後の見通しについて ⑥海外からの研修希望者受け入れの現状について ⑦教学叢書第二巻刊行について ⑧研究生採用の現状について、等々の諸点に

ついて質疑が交わされ、昭和五十五年の方針並びに計画案及び経費予定について了承を得た。

なお、出席者は、市川彰、田淵德行、竹部教雄、森定斎（欠席加済）の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

## ○

第三十回（臨時）は、教務・教育・研究等の専従要員養成の制度化と本所の研究生制度の今後に関して審議がなされた。その主たる問題点は、次のようなことであった。

教団の各分野を担っていく人材の養成については、かねてより強く願われ、かつ急がれてきているとの共通認識のもとに、①この度の新しい制度を発足せしめるには、現状としては余りにもその体制、あるいは施設等々において準備不足ではないのか ②今後の教団においては、どの分野の要員にしても教学的な基礎を培っておく必要があるのか、本所としては、当然この制度の内容に深く関わっていかざるを得ないが、具体的にどのように対応することが望ましいのか ③この制度における本部教庁・学院・本所それぞれの関わり方、あるいはその任務分担等についても、もっと明確にしておくことか ④この制度が発足した場合、本所の研究生制度をどのように考えるのか、等々について意見が交わされた。

なお、出席者は、田淵德行、竹部教雄、森定斎（欠席加済）の各

評議員と、所長以下七名の職員であった。

## 囑託・研究員

囑託荒木美智雄は、教義研究会に出席し、講義を行い、討議に加わった。囑託坂本忠次は、文献講読会に出席し、第21回教学研究会の企画に参画した。

囑託竹部教雄・高橋一邦は、「金光大神覚」ゼミナール・「お知らせ事覚帳」資料検討会に出席し、検討に加わった。

囑託宮田真喜男は、教団史関係の資料を整理し、本誌掲載の教団史資料目録の作成に従事した。

囑託山田実雄は、布教史及び高橋正雄師資料を整理・分類する作業に従事した。

また、研究員は教学に関する懇談会に、中心的な討議メンバーとして出席した。

## 学院生の研修・その他

昭和五十一年度以来、学院後期研修実習科目の一つとして教学コースが設定されているが、五十五年度は九名の学院生が以下のごとく研修を行った。

前半（55・12・1・12・24）

## 1、講義

総論 1 信心と教学 瀬戸美喜雄

2 金光大神理解について 福嶋義次

各論 教学研究の歴史 高橋行地郎

2、論文講読ゼミ、及び解題レポートの作成

グループに分かれ、所員担当の下で、教学論文講読ゼミを二回実施し、その上で、各自、紀要論文を選んでその解題レポートを作成した。

後半(56・1・10)2・28、ただし、1・10)2・14までは本所で研修・以後は学院でレポート作成)

## 1、各論講義

金光大神研究 石河道明

教義研究 岩本徳雄

教団史・布教史研究 佐藤光俊

## 2、資料整理

本所が原稿を作成した「教会出版物人名索引」のガリ切り・

プリント・製本の作業を三回に分けて実施し完了した。

## 3、レポート作成

各自、左記のように研究課題を設定して、指導所員の指導の下でレポートをまとめ、検討を受けた。

## 二つの教祖像と私

—高橋正雄・高橋行地郎における

教祖像の相違を中心に—

村木 洋一

瀬戸論文における無礼観について

—紀要17号の問題点を中心として—

成山 実

安政五年における赤沢文治の信仰展開についての一考察

渡辺 順一

金光大神における「心」観

—「ええ心」と「悪い心」—

高橋 寛志

題名のない解題

心じっしょう神仏へ身まかせ

大塚 保雄

—瀬戸論文「教祖四十二歳の大意の事蹟について」

を参考にして—

太田 朋之

幻想としての「金光大神社」

—生神の死んだ日—

安武 百光

金光大神理解のことばについての考察

神の氏子に関する考察

西村 正信

—氏子の心得違いの解釈から—

松山恵美子

昭和五十五年度中に本所へ視察に訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

○峰島旭雄(早大教授)、小山宙丸(同)、小泉仰(慶大教授)、伊藤

友信(芝浦工大教授) 12・25~26

金光教学第十九号正誤表

頁	91
段	下
行	8
誤	岡本駒之手記 岡本か15.条 利守手代吉
正	岡本駒之助手記 岡本15.か条 利守千代吉

金光教学第二十号正誤表

頁	53
段	下
行	1
誤	明治三十五年 第三部収集の神徳書院 資料、高橋正雄師資料、 布教史資料
正	明治三十九年 神徳書院資料、高橋正 雄師資料、第三部収集 の布教史資料

(△印は後ろから数えた行数)

---

昭和56年 9月20日印刷

昭和56年 9月25日発行

金光教学第21号

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

---

## 発刊に当たって

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごききを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまてて実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごききに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、学術的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、学術的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の学術的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの学術的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所所长 大淵千俣)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
1981  
No. 21

---

## CONTENTS

MITSUTOSHI SATO

The Locus of the Awakening Movement Appealing for  
the Resignation of the Kanchō (Head Administrator) and  
the Standpoint of Each Cabinet

—A Thought on “the Nineth and Tenth Affairs”  
in History..... 1

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

A Sketch on “the World of Man”, and Kami Forgotten  
and Concealed

—A Research Note on the Teachings of Konko Daijin...38

KIYOHIDE MIYATA

The Historical Process of Recording and Compiling  
Konko Daijin’s Teachings

—Leading to the Publication of the “Gorikai” (Sacred  
Teachings) in the Second Year of Taisho (1913).....62

KAZUMICHI KONKO

On the Chronometrical System in the Late Tokugawa and  
Early Meiji Period—As Observed Mainly in Otani

Village—A Data Study.....95

Materials For Research

The “Ono” Documents (No.15) —Eisei Goyoki .....105

Categorical Subject Listing of the History  
of Konkokyo (No.7) .....123

A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of  
the Konkokyo Research Institute for the Year 1980 .....138

Summarized Records of the Meeting for the Critique of  
Papers Submitted in the Previous Edition .....146

Summarized Records of the 21th Research Seminar .....150

A List of Activities of the Konkokyo Research Institute  
in the Year 1980.....164